

群馬県地域防災計画

風水害・雪害対策編
火山災害対策編
事故災害対策編
火災対策編

令和7年3月

群馬県防災会議

目 次

総 則

第1節	計画の目的	- 1 -
第2節	防災の基本理念	- 2 -
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 4 -
第4節	県土の概況	- 10 -
第5節	過去の災害	- 12 -

風水害・雪害対策編

第1部	災害予防	- 22 -
第1章	風水害・雪害に強い県土づくり	- 22 -
第1節	河川事業の推進	- 23 -
第2節	砂防事業の推進	- 24 -
第3節	山地防災事業の推進	- 26 -
第4節	農地防災事業の推進	- 27 -
第5節	雪害の予防	- 28 -
第6節	避難場所・指定避難所・避難路の整備	- 31 -
第7節	建築物の安全性の確保	- 32 -
第8節	ライフライン施設の機能確保	- 33 -
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	- 35 -
第1節	避難誘導體制の整備	- 37 -
第2節	災害危険区域の災害予防	- 41 -
第3節	災害未然防止活動体制の整備	- 45 -
第4節	気象・水象観測体制の整備	- 46 -
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	- 47 -
第6節	通信手段の確保	- 49 -
第7節	職員の応急活動体制の整備	- 51 -
第8節	防災関係機関の連携体制の整備	- 53 -
第9節	防災中枢機能等の確保	- 58 -
第10節	救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	- 61 -
第11節	緊急輸送活動体制の整備	- 66 -
第12節	避難の受入体制の整備	- 70 -
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	- 74 -
第14節	広報・広聴体制の整備	- 76 -
第15節	二次災害の予防	- 78 -
第16節	複合災害対策	- 79 -
第17節	防災訓練の実施	- 80 -
第3章	県民等の防災活動の促進	- 82 -
第1節	災害被害を軽減する県民運動の展開	- 83 -
第2節	防災思想の普及	- 85 -
第3節	県民の防災活動の環境整備	- 89 -
第4章	要配慮者対策	- 94 -
第1節	要配慮者対策	- 94 -
第5章	その他の災害予防	- 100 -

第1節	災害救助基金の積立て	- 100 -
第2節	孤立化集落対策	- 101 -
第3節	災害廃棄物対策	- 103 -
第4節	罹災証明書の発行体制の整備	- 104 -
第2部	災害応急対策	- 105 -
第1章	災害発生直前の対策	- 105 -
第1節	警報等の伝達	- 106 -
第2節	避難誘導	- 117 -
第3節	広域避難	- 122 -
第4節	災害未然防止活動	- 124 -
第5節	物資及び電力確保に関する事前対策	- 125 -
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	- 126 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 127 -
第2節	通信手段の確保	- 139 -
第3章	活動体制の確立	- 141 -
第1節	災害対策本部の設置	- 142 -
第2節	災害対策本部の組織	- 146 -
第3節	災害警戒本部等の設置	- 159 -
第4節	市町村その他の防災関係機関の組織	- 160 -
第5節	職員の非常参集	- 161 -
第6節	広域応援の要請等	- 164 -
第7節	自衛隊への災害派遣要請	- 169 -
第4章	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	- 175 -
第1節	災害の拡大防止及び二次災害の防止	- 176 -
第5章	救助・救急及び医療活動	- 178 -
第1節	救助・救急活動	- 179 -
第2節	医療活動	- 182 -
第6章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	- 187 -
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 188 -
第2節	交通の確保	- 189 -
第3節	緊急輸送	- 194 -
第7章	避難の受入活動	- 201 -
第1節	避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	- 202 -
第2節	応急仮設住宅等の提供	- 207 -
第3節	広域一時滞在	- 209 -
第4節	県境を越えた広域避難者の受入れ	- 211 -
第8章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	- 215 -
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	- 216 -
第9章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	- 219 -
第1節	保健衛生活動	- 220 -
第2節	防疫活動	- 222 -
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	- 224 -
第10章	被災者等への的確な情報伝達活動	- 226 -
第1節	広報・広聴活動	- 227 -
第11章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	- 230 -
第1節	社会秩序の維持	- 231 -
第2節	物価の安定及び消費者の保護	- 232 -

第12章	施設、設備の応急復旧活動	- 233 -
第1節	施設、設備の応急復旧	- 234 -
第2節	公共土木施設の応急復旧	- 235 -
第3節	電力施設の応急復旧	- 236 -
第4節	ガス施設の応急復旧	- 237 -
第5節	上下水道施設の応急復旧	- 238 -
第6節	電気通信設備の応急復旧	- 239 -
第13章	自発的支援の受入れ	- 240 -
第1節	ボランティアの受入れ	- 241 -
第2節	義援物資・義援金の受入れ	- 243 -
第14章	要配慮者対策	- 245 -
第1節	要配慮者の災害応急対策	- 245 -
第15章	その他の災害応急対策	- 248 -
第1節	災害警備活動	- 248 -
第2節	農林水産業の災害応急対策	- 250 -
第3節	学校の災害応急対策	- 252 -
第4節	文化財の災害応急対策	- 254 -
第5節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	- 255 -
第6節	労働力の確保	- 257 -
第7節	災害救助法の適用	- 258 -
第8節	動物愛護	- 261 -
第3部	災害復旧・復興	- 262 -
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	- 263 -
第2節	原状復旧	- 264 -
第3節	計画的復興の推進	- 267 -
第4節	被災者等の生活再建の支援	- 269 -
第5節	被災中小企業等の復興の支援	- 272 -
第6節	公共施設の復旧	- 274 -
第7節	激甚災害法の適用	- 275 -
第8節	復旧資金の確保	- 278 -

火山災害対策編

第1部	災害予防	- 279 -
第1章	想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方	- 279 -
第2章	火山災害に強い県土づくり	- 281 -
第1節	県内火山の現況	- 281 -
第2節	治山・砂防事業の推進	- 284 -
第3節	避難施設・避難路の整備	- 285 -
第4節	建築物の安全性の確保	- 286 -
第5節	ライフライン施設の機能確保	- 286 -
第6節	火山ガス対策	- 287 -
第3章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	- 288 -
第1節	避難誘導体制の整備	- 288 -
第2節	火山観測体制の整備	- 292 -
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	- 294 -
第4節	通信手段の確保	- 294 -

第5節	職員の応急活動体制の整備	- 294 -
第6節	防災関係機関の連携体制の整備	- 294 -
第7節	防災中枢機能等の確保	- 294 -
第8節	救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	- 294 -
第9節	消火活動体制の整備	- 294 -
第10節	緊急輸送活動体制の整備	- 294 -
第11節	避難の受入体制の整備	- 295 -
第12節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	- 295 -
第13節	広報・広聴体制の整備	- 295 -
第14節	防災訓練の実施	- 295 -
第4章	県民等の防災活動の促進	- 296 -
第1節	防災思想の普及	- 296 -
第2節	県民の防災活動の環境整備	- 296 -
第5章	要配慮者対策	- 297 -
第1節	要配慮者対策	- 297 -
第6章	その他の災害予防	- 298 -
第1節	災害救助基金の積立て	- 298 -
第2節	罹災証明書の発行体制の整備	- 298 -
第2部	災害応急対策	- 299 -
第1章	災害発生直前の対策	- 299 -
第1節	火山活動に関する情報の収集	- 300 -
第2節	噴火警報等の伝達	- 301 -
第3節	避難誘導	- 312 -
第4節	交通規制の実施	- 315 -
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	- 316 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 316 -
第2節	通信手段の確保	- 316 -
第3章	活動体制の確立	- 317 -
第1節	災害対策本部の設置	- 317 -
第2節	災害対策本部の組織	- 318 -
第3節	災害警戒本部等の設置	- 318 -
第4節	関係市町村その他の防災関係機関の組織	- 318 -
第5節	職員の非常参集	- 318 -
第6節	広域応援の要請等	- 318 -
第7節	自衛隊への災害派遣要請	- 319 -
第8節	二次災害の防止活動	- 319 -
第4章	救助・救急、医療及び消火活動	- 320 -
第1節	救助・救急活動	- 320 -
第2節	医療活動	- 320 -
第3節	消火活動	- 320 -
第5章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	- 321 -
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 321 -
第2節	交通の確保	- 321 -
第3節	緊急輸送	- 321 -
第6章	避難の受入活動	- 322 -
第1節	避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	- 322 -
第2節	応急仮設住宅等の提供	- 322 -

第3節	広域一時滞在	- 322 -
第4節	県境を越えた広域避難者の受入れ	- 322 -
第7章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	- 323 -
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	- 323 -
第8章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	- 324 -
第1節	保健衛生活動	- 324 -
第2節	防疫活動	- 324 -
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	- 324 -
第9章	被災者等への的確な情報伝達活動	- 325 -
第1節	広報・広聴活動	- 325 -
第10章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	- 326 -
第1節	社会秩序の維持	- 326 -
第2節	物価の安定及び消費者の保護	- 326 -
第11章	施設、設備の応急復旧活動	- 327 -
第1節	施設、設備の応急復旧	- 327 -
第2節	公共土木施設の応急復旧	- 327 -
第3節	電力施設の応急復旧	- 327 -
第4節	ガス施設の応急復旧	- 327 -
第5節	上下水道施設の応急復旧	- 327 -
第6節	電気通信設備の応急復旧	- 327 -
第12章	自発的支援の受入れ	- 328 -
第1節	ボランティアの受入れ	- 328 -
第2節	義援物資・義援金の受入れ	- 328 -
第13章	要配慮者対策	- 329 -
第1節	要配慮者の災害応急対策	- 329 -
第14章	その他の災害応急対策	- 330 -
第1節	災害警備活動	- 330 -
第2節	学校の災害応急対策	- 330 -
第3節	文化財の災害応急対策	- 330 -
第4節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	- 330 -
第5節	労働力の確保	- 330 -
第6節	災害救助法の適用	- 330 -
第3部	災害復旧・復興	- 331 -
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	- 331 -
第2節	原状復旧	- 331 -
第3節	計画的復興の推進	- 331 -
第4節	被災者等の生活再建の支援	- 331 -
第5節	被災中小企業等の復興の支援	- 331 -
第6節	公共施設の復旧	- 331 -
第7節	激甚災害法の適用	- 331 -
第8節	復旧資金の確保	- 332 -

事故災害対策編

第1部	航空災害対策	- 333 -
第1章	災害予防	- 333 -
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	- 333 -

第2節	通信手段の確保	- 333 -
第3節	職員の応急活動体制の整備	- 333 -
第4節	防災関係機関の連携体制の整備	- 333 -
第5節	捜索・救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	- 334 -
第6節	緊急輸送活動体制の整備	- 335 -
第7節	広報・広聴体制の整備	- 335 -
第2章	災害応急対策	- 336 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 336 -
第2節	通信手段の確保	- 339 -
第3節	災害対策本部の設置	- 339 -
第4節	災害対策本部の組織	- 339 -
第5節	市町村その他の防災関係機関の組織	- 339 -
第6節	職員の非常参集	- 339 -
第7節	広域応援の要請等	- 339 -
第8節	自衛隊への災害派遣要請	- 339 -
第9節	捜索・救助・救急及び消火活動	- 340 -
第10節	医療活動	- 341 -
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 342 -
第12節	交通の確保	- 342 -
第13節	広報・広聴活動	- 342 -
第2部	鉄道災害対策	- 343 -
第1章	災害予防	- 343 -
第1節	県内の鉄道施設の現況	- 343 -
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実	- 344 -
第3節	鉄道の安全な運行の確保	- 345 -
第4節	鉄道車両の安全性の確保	- 346 -
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	- 346 -
第6節	通信手段の確保	- 347 -
第7節	職員の応急活動体制の整備	- 347 -
第8節	防災関係機関の連携体制の整備	- 347 -
第9節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	- 348 -
第10節	緊急輸送活動体制の整備	- 350 -
第11節	広報・広聴体制の整備	- 350 -
第12節	防災訓練の実施	- 351 -
第13節	鉄道交通環境の整備	- 352 -
第14節	再発防止対策の実施	- 353 -
第2章	災害応急対策	- 354 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 354 -
第2節	通信手段の確保	- 358 -
第3節	災害対策本部の設置	- 358 -
第4節	災害対策本部の組織	- 358 -
第5節	市町村その他の防災関係機関の組織	- 358 -
第6節	職員の非常参集	- 358 -
第7節	広域応援の要請等	- 358 -
第8節	自衛隊への災害派遣要請	- 358 -
第9節	救助・救急活動	- 359 -
第10節	医療活動	- 360 -

第11節	消火活動	- 360 -
第12節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 360 -
第13節	交通の確保	- 360 -
第14節	代替交通手段の確保	- 361 -
第15節	広報・広聴活動	- 361 -
第3章	災害復旧	- 362 -
第1節	災害復旧	- 362 -
第3部	道路災害対策	- 363 -
第1章	災害予防	- 363 -
第1節	県内の道路施設の現況	- 363 -
第2節	道路交通の安全のための情報の充実	- 364 -
第3節	道路施設等の整備	- 365 -
第4節	情報の収集・連絡体制の整備	- 365 -
第5節	通信手段の確保	- 365 -
第6節	職員の応急活動体制の整備	- 365 -
第7節	防災関係機関の連携体制の整備	- 365 -
第8節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	- 366 -
第9節	緊急輸送活動体制の整備	- 367 -
第10節	広報・広聴体制の整備	- 367 -
第11節	防災訓練の実施	- 368 -
第12節	その他の災害予防	- 369 -
第2章	災害応急対策	- 370 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 370 -
第2節	通信手段の確保	- 374 -
第3節	災害対策本部の設置	- 374 -
第4節	災害対策本部の組織	- 374 -
第5節	市町村その他の防災関係機関の組織	- 374 -
第6節	職員の非常参集	- 374 -
第7節	広域応援の要請等	- 374 -
第8節	自衛隊への災害派遣要請	- 374 -
第9節	救助・救急活動	- 375 -
第10節	医療活動	- 375 -
第11節	消火活動	- 376 -
第12節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 376 -
第13節	交通の確保	- 376 -
第14節	広報・広聴活動	- 376 -
第15節	その他の災害応急対策	- 377 -
第3章	災害復旧	- 378 -
第1節	災害復旧	- 378 -
第4部	危険物等災害対策	- 379 -
第1章	災害予防	- 380 -
第1節	危険物等施設の安全性の確保	- 380 -
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	- 381 -
第3節	通信手段の確保	- 381 -
第4節	職員の応急活動体制の整備	- 381 -
第5節	防災関係機関の連携体制の整備	- 381 -

第6節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	- 382 -
第7節	緊急輸送活動体制の整備	- 383 -
第8節	広報・広聴体制の整備	- 383 -
第9節	防災訓練の実施	- 384 -
第10節	その他の災害予防	- 385 -
第2章	災害応急対策	- 386 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 386 -
第2節	通信手段の確保	- 389 -
第3節	災害対策本部の設置	- 389 -
第4節	災害対策本部の組織	- 389 -
第5節	市町村その他の防災関係機関の組織	- 389 -
第6節	職員の非常参集	- 389 -
第7節	広域応援の要請等	- 389 -
第8節	自衛隊への災害派遣要請	- 389 -
第9節	救助・救急活動	- 390 -
第10節	医療活動	- 391 -
第11節	消火活動	- 391 -
第12節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 391 -
第13節	交通の確保	- 391 -
第14節	危険物等の大量流出に対する応急対策	- 392 -
第15節	避難の受入活動	- 392 -
第16節	広報・広聴活動	- 392 -
第17節	専門知識の活用	- 393 -
第18節	防護用資機材の確保	- 394 -
第19節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	- 395 -
第20節	その他の災害応急対策等	- 396 -
第3章	災害復旧	- 397 -
第1節	公共施設の災害復旧	- 397 -
第2節	被災中小企業等の復興の支援	- 397 -
第5部	県外の原子力施設事故対策	- 398 -
第1章	災害予防	- 398 -
第1節	基本方針	- 398 -
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	- 399 -
第3節	環境放射線モニタリングの実施	- 400 -
第2章	災害応急対策	- 401 -
第1節	情報の収集・連絡	- 401 -
第2節	モニタリング体制の強化	- 402 -
第3節	県民等への情報伝達・相談活動	- 403 -
第4節	水道水、飲食物の摂取制限等	- 405 -
第5節	風評被害等の未然防止	- 406 -
第6節	廃棄物の適正処理	- 406 -
第7節	各種制限措置の解除	- 406 -
第3章	災害復旧対策	- 407 -
第1節	モニタリングの継続実施と結果の公表	- 407 -
第2節	風評被害等の影響軽減	- 407 -
第3節	健康への影響と対策の検討	- 407 -

火災対策編

第1部 大規模な火事災害対策	- 408 -
第1章 災害予防	- 408 -
第1節 火災に強いまちづくり	- 408 -
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実	- 410 -
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	- 410 -
第4節 通信手段の確保	- 410 -
第5節 職員の応急活動体制の整備	- 410 -
第6節 防災関係機関の連携体制の整備	- 410 -
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	- 411 -
第8節 緊急輸送活動体制の整備	- 413 -
第9節 避難の受入体制の整備	- 413 -
第10節 広報・広聴体制の整備	- 413 -
第11節 防災訓練の実施	- 414 -
第12節 防災思想の普及	- 415 -
第2章 災害応急対策	- 416 -
第1節 災害情報の収集・連絡	- 416 -
第2節 通信手段の確保	- 419 -
第3節 災害対策本部の設置	- 419 -
第4節 災害対策本部の組織	- 419 -
第5節 市町村その他の防災関係機関の組織	- 419 -
第6節 職員の非常参集	- 419 -
第7節 広域応援の要請等	- 419 -
第8節 自衛隊への災害派遣要請	- 419 -
第9節 救助・救急活動	- 419 -
第10節 医療活動	- 420 -
第11節 消火活動	- 420 -
第12節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 421 -
第13節 交通の確保	- 421 -
第14節 避難の受入活動	- 421 -
第15節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動 ...	- 421 -
第16節 広報・広聴活動	- 421 -
第17節 その他の災害応急対策等	- 421 -
第3章 災害復旧・復興	- 422 -
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	- 422 -
第2節 原状復旧	- 422 -
第3節 計画的復興の推進	- 422 -
第4節 被災者等の生活再建の支援	- 422 -
第5節 被災中小企業等の復興の支援	- 422 -
第6節 公共施設の復旧	- 422 -
第7節 激甚災害法の適用	- 422 -
第8節 復旧資金の確保	- 422 -
第2部 林野火災対策	- 423 -
第1章 災害予防	- 423 -
第1節 林野火災に強い地域づくり	- 423 -

第2節	林野火災防止のための情報の充実	- 423 -
第3節	情報の収集・連絡体制の整備	- 424 -
第4節	通信手段の確保	- 424 -
第5節	職員の応急活動体制の整備	- 424 -
第6節	防災関係機関の連携体制の整備	- 424 -
第7節	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	- 425 -
第8節	緊急輸送活動体制の整備	- 426 -
第9節	避難の受入体制の整備	- 426 -
第10節	広報・広聴体制の整備	- 426 -
第11節	防災訓練の実施	- 427 -
第12節	防災思想の普及	- 428 -
第13節	県民の防災活動の環境整備	- 429 -
第2章	災害応急対策	- 430 -
第1節	災害情報の収集・連絡	- 430 -
第2節	通信手段の確保	- 433 -
第3節	災害対策本部の設置	- 433 -
第4節	災害対策本部の組織	- 433 -
第5節	市町村その他の防災関係機関の組織	- 433 -
第6節	職員の非常参集	- 433 -
第7節	広域応援の要請等	- 433 -
第8節	自衛隊への災害派遣要請	- 433 -
第9節	救助・救急活動	- 433 -
第10節	医療活動	- 434 -
第11節	消火活動	- 434 -
第12節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	- 435 -
第13節	交通の確保	- 435 -
第14節	避難の受入活動	- 435 -
第15節	施設、設備の応急復旧活動	- 435 -
第16節	広報・広聴活動	- 435 -
第17節	二次災害の防止活動	- 436 -
第18節	その他の災害応急対策等	- 436 -
第3章	災害復旧	- 437 -
第1節	災害復旧	- 437 -

総則

総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、群馬県防災会議が策定するものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における風水害、雪害、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

さらに、県民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、都道府県間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 群馬県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「群馬県国土強靱化地域計画」(平成29年3月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の県計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、群馬県国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、群馬県地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、気象災害の新たな脅威に対応するため、県では、令和元年12月に「群馬・気象災害非常事態」を宣言し、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力かつ集中的に推進することとした。また、併せて表明した「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言1としても、県土の強靱化とともに県民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにすることを目指すこととしている。さらに、県の気象災害における避難のあるべき姿として、令和3年3月に「災害時における避難の基本的考え方ー群馬県避難ビジョンー」を取りまとめ、自然災害にオール群馬で立ち向かうこととした。

災害対策の実施に当たっては、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県、市町村及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町村、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関すること。	10 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
2 防災に関する訓練に関すること。	11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	12 緊急輸送の確保に関すること。
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	13 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関すること。
5 予報・警報の伝達に関すること。	14 災害復旧及び復興計画に関すること。
6 消防、水防その他の応急措置に関すること。	15 群馬県防災会議に関すること。
7 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	16 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。
8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。	
9 施設及び設備の応急復旧に関すること。	

2 市町村

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関すること。	9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
2 防災に関する訓練に関すること。	10 施設及び設備の応急復旧に関すること。
3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。	11 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。	12 緊急輸送の確保に関すること。
5 予報・警報の伝達に関すること。	13 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関すること。
6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。	14 災害復旧及び復興計画に関すること。
7 消防、水防その他の応急措置に関すること。	15 市町村防災会議に関すること。
8 被災者の救難、救助その他保護に関すること。	16 市町村内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。 2 災害復旧事業費の査定立合に関する事。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。
関東信越厚生局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
群馬労働局	1 事業場における労働災害の防止に関する事。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関する事。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事。
関東農政局 (群馬県拠点ほか)	1 災害予防 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 2 災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 (3) 主要食糧の供給に関する事。 (4) 生鮮食料品等の供給に関する事。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事。 3 災害復旧 (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事。 (2) 被災農業者等に対する資金の融通に関する事。 4 その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関する事。 2 災害復旧用木材(国有林材)のあっせんに関する事。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。 2 鉦山に関する災害防止及び災害事の応急対策に関する事。
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所ほか)	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事。 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄

総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	1 航空機による輸送に係る安全の確保に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関すること。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	- 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 - 災害特別事務取扱いに関する事。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除 - 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 - その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	- 電気通信設備の保全に関する事。 - 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	- 携帯電話設備の保全に関する事。 - 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	- 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 - 救護所の開設及び運営に関する事。 - 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 - 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 - 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 - 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 - 外国人の安否の調査に関する事。 - 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。
日本放送協会 (前橋放送局)	- 防災思想の普及に関する事。 - 気象予報・警報の周知に関する事。 - 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 - 放送施設に対する障害の排除に関する事。 - 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関する事。 - 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
東日本高速道路(株) (関東支社)	- 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。 - 緊急交通路の確保に関する事。
独立行政法人 水資源機構	- 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関する事。 - 水資源開発施設の保全(施設管理)に関する事。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子技術基盤研究所)	放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	- 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 - 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京ガスネットワーク(株) (群馬導管・設備センター)	- 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 - 都市ガスの供給の確保に関する事。
日本通運(株) (群馬支店)	貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社)	- 電力施設の保安の確保に関する事。 - 電力の供給の確保に関する事。

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に關すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に關すること。 3 医療救護活動の実施に關すること。
(公社)群馬県歯科 医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に關すること。 2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に關すること。
(公社)群馬県看護 協会	1 救護活動に必要な看護の確保に關すること。
都市ガス事業者 桐生瓦斯(株) 館林瓦斯(株) 伊勢崎ガス(株) 太田都市ガス(株) 渋川ガス(株) 沼田ガス(株) (株)エネクル 東海ガス(株)	1 都市ガス施設の保安の確保に關すること。 2 都市ガスの供給の確保に關すること。
(一社)群馬県L P ガス協会	1 L P ガス設備の保安の確保に關すること。 2 L P ガスの供給の確保に關すること。 3 会員事業者の連絡調整に關すること。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に關すること
地方鉄道事業者 東武鉄道(株) 上毛電気鉄道(株) 上信電鉄(株) わたらせ渓谷鐵道 (株)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に關すること。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に關すること。
(一社)群馬県バス 協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に關すること。 2 被災地の交通の確保に關すること。
(一社)群馬県トラック 協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に關すること。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に關すること。 2 気象予報・警報の周知に關すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に關すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に關すること。
(福)群馬県社会福祉 協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に關すること。 2 義援金品募集及び配分に關すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に關すること。 4 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に關すること。
土地改良区 長野堰、板鼻堰、大正用水、群馬中部、岡登堰、待矢場両堰、甘楽多野用水、利根加用水、邑楽、佐波新田用水、中群馬、赤城大沼用水、中村堰、天狗岩堰、広瀬桃木両用水、美野原、追貝平、細野原、勢多郡東村、沼田平、赤谷川沿岸、大間々用水、春日松原堰、赤城北ろく、鐺川、早川、群馬用水、藤岡、赤城西麓、高崎西部、神流川用水、安中磯部、藪塚台地、近藤沼 土地改良区連合 坂東大堰、渡良瀬川上流、渡良瀬川中央、渡良瀬川下流	1 各土地改良区等の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に關すること。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 県又は市町村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
(一社)群馬県薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
(福)群馬県共同 募金会	1 義援金の募集及び配分に関すること。
商工会議所・商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は市町村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設 の管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第4節 県土の概況

1 地勢の特性

本県は、東を栃木県、南を埼玉県、西を長野県、北を新潟県、北東を福島県に接し、本州のほぼ中央部にあって、東西が 95.90 k m、南北が 119.14 k m、面積は 6,362.28 k m²（国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（令和6年7月1日時点）」）で全国で21位の広さを持つ内陸県である。

県土は、南西は関東山脈、北西は三国山脈、北東は帝釈山脈と三方を山に囲まれ、また、西の県境から中部にかけて浅間山・榛名山・赤城山と火山系の高嶺がそびえ、南東部のみ関東平野に通じ開けている。この間を利根川本流が新潟県境に源を発し、渡良瀬川・片品川・吾妻川・烏川・碓氷川・鍬川・神流川を合流し、埼玉県境に沿って東へ流れている。

県土の面積の約2／3が山地であるため、河川のほとんどが急流河川となっている。また、山間集落及びこれをつなぐ道路は、これらの河川沿いに発達しているため、大出水に際しては大きな被害を受けることが多い。

2 地質構造の特性

本県の地質は、第三紀層・秩父古生層が主体であり、特に東方山地はこれらの地質層から成る褶曲山地で、花崗岩・石英斑岩などが見られる。また、西方山地の主体となる関東山脈は我が国でも最も古い地質層から成り、その主たるものは三波川層・御荷鉾層・秩父古生層である。

一方、本県中部に連なる浅間山・榛名山・赤城山周辺は火山の噴出による火山岩層（いわゆる軽石の層）で覆われ、豪雨に際しては、この流出による諸害発生の危険性をはらんでいる。

また、南東部平坦地は、河川沿いに沖積層、他は洪積層から成っており、この土質は通称「関東ローム」と呼ばれる粘性微粉が多く、長期連続降雨には道路を泥沼と化すことがしばしばである。

3 気象の特性

本県は、東・北・西三方を山岳に囲まれ高度差が大きいため、県内気候分布は複雑で地域による差が大きく、また、四季の変化が大きい。

平均気温は、山地の7℃から平地の16℃の間に分布し、年降水量は平地の1,100ミリから山地の2,100ミリの間にあり、降水量の多い島国日本としてはやや内陸的な気候を示し、降水量も比較的小さい方である。

なお、冬季における北西の季節風がもたらす北部の多雪及び南部の晴天乾燥並びに夏季における雷雨多発が特徴である。

本県において全域に大規模な被害をもたらす気象災害は、台風や停滞前線による風水害である。一方、雷雨等は、局地的な災害をもたらすことが多い。

季節別に気候の特徴と発生の多い気象災害について述べると、次のとおりである。

(1) 冬期（12月～2月）

西高東低の冬型の気圧配置が続く時期で、北西の季節風が強く吹き、北部山地を除いては、晴天の日が多く降水量は少なく乾燥する。北部では季節風による降雪が多い。

この期間は、災害の少ない時期ではあるが、乾燥による火災の発生が多く、時に強風被害・電

線着雪の被害もある。県北部では大雪のため交通がまひすることもある。

(2) 春期（3月～5月）

低気圧と高気圧が交互に通過する時期で、天気の変化が早く、降雨回数も増してくる。前半は北西の季節風が強い。

この期間の災害として最も顕著なものは凍霜害であるが、突風による風害も多く、前半はまだ着雪被害があり、後半はひょう害が生ずる。

(3) 梅雨期（6月～7月中旬）

本州付近に前線が停滞しがちで曇りや雨の日が続く。雷雨の発生が多くなり、末期には大雨となることもある。

この期間は水害が多くなり、ひょう害の発生も多い。広範囲のひょう害はこの時期に多く、雷を伴った突風害もある。さらに台風が接近することもある。

(4) 盛夏期（7月下旬～8月）

太平洋高気圧に覆われて晴天の日が増え、猛暑日となる日も多い。地面付近の気温が高いことから大気の状態が不安定となりやすく、雷雨の発生が多い。

台風の接近回数が次第に増え、大規模な被害をもたらすことがある。ひょう害は梅雨期より少なくなるが、突風害は多くなる。なお、少雨高温により干害が発生することもある。

(5) 秋期（9月～11月）

この期間ははじめ残暑が厳しく猛暑日となることもあるが、後半は移動性高気圧に覆われて霜が降りることもある。

台風が本邦に接近する回数が多く、秋雨前線の影響も加わって、大規模な風水害をもたらすことが多い。なお、前半には雷雨に伴うひょう害などもあるが、11月になると気象災害は少なくなる。

4 交通及び通信連絡に関する特性

(1) 交通

ア 県土の面積の約2／3が山地という地理的条件により、山間部を走る鉄道・道路の比率は全体の70%以上を占めている。このため、多数のトンネルがあるなど有事の際の被害の増大が憂慮される。

イ 本県の山地の地質は、秩父古生層とそれ以降の火山造山活動による火成岩等から成っているため、変成作用や風化によって脆弱化し、降雨や融雪により崩壊し易く、鉄道・道路も被害を受け易い。

(2) 通信連絡

県内の有線通信施設は、前項の地域的特性のため、災害時には寸断される危険度が高く、特に都市間の通信連絡の断絶が懸念される。したがって、無線通信施設の整備・拡充と各種通信施設の有機的連携を図る必要がある。

第5節 過去の災害

本県において過去に発生した災害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりである。

1 風水害

(1) 昭和22年(1947年)9月14日～15日 カスリーン台風

概要	トラック島付近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近とともに南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して山岳部一帯は豪雨となった。 台風は次第に衰えながら房総半島をかすめて16日には三陸沖へ抜けたが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。 県内の風は大体西ないし北寄りで弱く、台風の影響による雨は14日から始まり、15日は未明から強風を交え06時頃には一時やみ、のち再び強くなって夕刻ないし夜半前期に終わった。
前橋の極値	最低海面気圧 15日15時48分 993.1hPa、最大風速 15日15時55分 北 12.2m/s、最大瞬間風速 15日15時45分 北 14.7m/s、総降水量 14日～15日 391.6mm
被害	死者 592 人、負傷者 1,231 人、行方不明 107 人、家屋全壊 1,936 戸、半壊 1,948 戸、床上浸水 31,247 戸、床下浸水 39,808 戸、水田流失 5,063 町歩、田畑冠水 24,403 町歩、畑流失 5,255 町歩、堤防決壊 341 箇所、橋梁流失 336 箇所、道路損壊 484 箇所、鉄道被害 178 箇所

(2) 昭和24年(1949年)8月31日～9月1日 キティ台風

概要	台風は八丈島を通過したのち、31日19時過ぎに神奈川県小田原市の西に上陸、関東南部は20m/sを超える暴風雨となり東京湾では高潮が起きた。 台風は東京都、熊谷市を経て北上し、22時前後には前橋市の西を通過、8月31日24時柏崎市付近から日本海へ抜けた。 平野の雨量は少なかったが山岳部では多かったため、河川上流部の出水が多く、県内の被害は大きかった。また、船舶の被害が多かった。 県内では31日の昼前後から東寄りの暴風雨となり、夜に入ってますます強くなったが、夜半頃から風は弱まり、雨は1日の明方にやんだ。
前橋の極値	最低海面気圧 8月31日22時10分 982.2hPa、最大風速 8月31日21時45分 東 24.4m/s、最大瞬間風速 31日20時58分 東 33.5m/s、総降水量 31日～1日 90.5mm
被害	死者 44 人、負傷者 89 人、行方不明 5 人、家屋全壊 326 戸、半壊 1,834 戸、流失 114 戸、床上浸水 758 戸、床下浸水 2,535 戸、田流失 494 町歩、水田冠水 1,216 町歩、堤防決壊 193 箇所、橋梁流失 339 箇所、道路損壊 555 箇所、鉄道被害 50 箇所

(3) 昭和34年(1959年)8月12日～14日 台風第7号

概要	台風は14日06時半頃に駿河湾から静岡県富士川河口付近に上陸し、10時には新潟県上越市付近を通過して日本海へ抜けた。 暴風圏は比較的に狭かったが、中心付近の風は猛烈で、進路に当たった静岡、山梨、長野の各県では暴風による被害が甚大で、近畿、北陸、東海道などでは南岸に停滞していた前線のため200mm以上の豪雨となり洪水となった。 県内では前日来的前線による降雨に引き続き、12日夜半前から強雨が断続し、夜半過ぎから13日の朝まで暴風雨となり、雨は夕刻まで続いた。
前橋の極値	最低海面気圧 14日08時03分 990.8hPa、最大風速 14日08時20分 東南東 23.1m/s、最大瞬間風速 14日07時39分 東南東 32.6m/s、総降水量 12日～14日 189.8mm
被害	死者 7 人、負傷者 26 人、行方不明 3 人、家屋全壊 90 戸、半壊 280 戸、流失 7 戸、一部損壊 1,546 戸、床上浸水 126 戸、床下浸水 1,369 戸、田流失 11ha、畑流失 41ha、橋梁被害 18 箇所、道路損壊 280 箇所、がけ崩れ 163 箇所、鉄道被害 6 箇所

(4) 昭和34年(1959年)9月26日～27日 伊勢湾台風

概要	25日は南岸前線による降雨があり、台風は26日18時頃和歌山県潮岬の西に上陸し、奈良、三重の県境を通り、24時には富山市の東から日本海へ抜けた。 暴風半径が非常に大きく、三重、愛知の両県をはじめとして、39都道府県にわたって被害が生じ、紀伊半島沿岸、伊勢湾の沿岸は高潮、強風、河川の氾濫によって甚大な被害を受け、名古屋、桑名は泥沼と化した。 県内では25日午後からの雨に続き26日は強風が断続し、夕刻から東南東の暴風雨となったが、夜半過ぎには雨もやみ風も弱くなった。27日の午後は北寄りの風が強まった。
前橋の極値	最低海面気圧27日00時45分980.1hPa、最大風速26日23時55分南東24.1m/s、最大瞬間風速26日23時45分南東32.1m/s、総降水量25日～26日178.8mm
被害	死者10人、負傷者27人、家屋全壊536戸、半壊1,826戸、一部損壊8,226戸、床上・床下浸水847戸、田冠水567ha、堤防決壊4箇所、橋梁流失13箇所、道路損壊52箇所、がけ崩れ33箇所

(5) 昭和41年(1966年)9月24日～25日 台風第26号

概要	台風は八丈島付近から進路を北に変え、25日00時過ぎ静岡県御前崎の西方に上陸し、速度を増しながら北北東に進み、25日03時前後に群馬県の中央部を通過し、25日09時には三陸沖に抜けて温帯低気圧に変わった。 この台風は、静岡、山梨、埼玉、群馬の各県を中心に死者、行方不明者313人を含む大災害をもたらした。 県内では台風の通過時の24日夜半過ぎから南寄りの暴風雨となり、前橋で25日02時42分最大瞬間風速40.2m/sを観測したほか、進路の東側の県内各地で風雨による被害が大きかった。
前橋の極値	最低海面気圧25日02時40分976.5hPa、最大風速25日02時50分東南東23.2m/s、最大瞬間風速25日02時42分東南東40.2m/s、総降水量23日～25日124.0mm
被害	死者15人、負傷者92人、家屋全壊447戸、流失2戸、全焼4戸、半壊1,436戸、一部損壊19,332戸、床上浸水519戸、床下浸水3,143戸、田畑冠水5,729戸、堤防決壊240箇所、橋梁流失47箇所、道路損壊244箇所、土石流等10箇所

(6) 昭和56年(1981年)8月22日～8月23日 台風第15号

概要	南海上をゆっくり北上していた台風は、23日04時過ぎ千葉県館山市付近に上陸した。上陸時に中心気圧は965hPaと大型で並の台風であった。 台風は上陸後も勢力が衰えず、さらに加速しながら関東地方東部を北上し、仙台市、北海道の西海上へ抜けた。 本県に最も接近したのは06時頃で、強風と強雨を伴い各地に被害をもたらした。 日最大降水量は榛名418mmをはじめとして、中之条、上里見でも300mm以上となった。 また、箕郷町柏木沢新田上を中心にたつ巻が発生し、部落の大半がなんらかの被害を被った。
前橋の極値	最低海面気圧23日06時10分971.5hPa、最大風速23日00時40分東南東9.0m/s、最大瞬間風速22日23時30分東18.3m/s、総降水量22日～23日155.5mm
被害	死者1人、軽傷者2人、家屋全壊6棟、半壊6棟、一部損壊132棟、床上浸水176棟、床下浸水2,293棟、文教施設損壊10件、農地被害17.54ha、農業用施設被害254件、林道被害89箇所、治山被害10箇所、林産被害114箇所、土木施設被害2,427件、農作物被害5,797.1ha、山崩れ437件

(7) 昭和57年(1982年)7月31日～8月2日 台風第10号

概要	台風は、父島の南東約650kmの海上を西北西ないし北西に進み、31日頃から進路を北北西に変え、2日00時頃やや衰え、渥美半島に上陸、同日03時頃群馬県に最も接近し、同日05時頃日本海沖へ抜けた。 吾妻郡六合村では豪雨による土砂崩れにより、国道292号と県道が寸断され、孤立状態となったため、4日陸上自衛隊のヘリコプターが食糧と軽油の空輸を行った。 高崎市では雁行川の氾濫等により全壊12棟、半壊60棟、床上浸水371棟の被害が生じたため、2日に災害救助法を適用し、被災者の応急救助に当たった。 前橋市の利根川にかかる両毛線の鉄脚が増水により傾き、1日から7日まで不通になった。 1日17時50分頃、榛名町上室田の国道406号でがけ崩れがあり、通行中のマイクロバスが転落し2人が死亡、5人が負傷した。
前橋の極値	最低海面気圧2日02時40分987.6hPa、最大風速2日01時20分東南東19.1m/s、最大瞬間風速2日02時30分東南東36.4m/s、総降水量31日～2日199mm
被害	死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56棟、半壊219棟、一部損壊3,621棟、床上浸水613棟、床下浸水5,121棟、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734箇所、橋梁損壊68箇所、河川損壊2,162、崖崩れ1,220箇所、鉄道不通8箇所、通信被害1,541箇所、砂防被害109ヶ所

(8) 平成19年(2007年)9月5日～9月7日 台風第9号

概要	台風は8月29日09時に南鳥島の南東海上で発生し、9月5日09時には中心気圧965hPa、中心付近の最大風速35m/sにまで達した。その後日本の南海上で進路を北に変えて7日00時に強い勢力で静岡県伊豆半島南部に上陸し、さらに関東地方及び東北地方を北上した。 本県では、台風の周りを回る暖かく湿った空気による雨が5日朝のうちから降り始め、5日夜には強い雨となった。さらに6日から7日昼過ぎには台風に伴う雨が降り、1時間に50mmを超える非常に激しい雨となったところもあった。 降り始め(5日06時)から7日18時までの総降水量は、甘楽町稻含山で594mm、神流町神流で500mmなどとなった。 西毛地区では豪雨による被害が多く、中でも安中市・藤岡市・神流町・南牧村では道路崩落等により集落が孤立化してしまう状態となった。 特に南牧村では、自衛隊がヘリコプターでの食料・飲料水の運搬や道路の応急復旧を行った。 降雨量は多く被害も甚大だったが、死者・行方不明者はいなかった。
前橋の極値	最低海面気圧7日04時54分981.8hPa、最大風速6日23時50分東12.6m/s、最大瞬間風速6日23時46分東南東27.1m/s、総降水量5日～7日153.5mm
被害	負傷者4人、家屋全壊6棟、半壊39棟、一部損壊13棟、床上浸水62棟、床下浸水223棟、田畑冠水278ha、田畑流失埋没70ha、文教施設損壊8件、道路損壊723箇所、橋梁損壊3箇所、河川損壊125箇所、崖崩れ155箇所、鉄道不通2箇所、砂防被害1ヶ所、通信被害48箇所、停電5,812戸、断水3,873戸

(9) 平成21年(2009年)7月27日 館林市竜巻

概要	7月27日14時頃、館林市、千代田町、邑楽町で突風が発生。このうち館林市の突風をもたらした現象については、前橋地方气象台により竜巻と推定された。 〔・被害は長さ約6.5km、幅約50mの帯状に分布、被害地付近をものを巻き上げながら東に移動する渦の映像や目撃証言が複数あった。 ・藤田スケールによる突風の強さはF1またはF2と推定される。〕
被害	軽傷21人、住家一部破損529棟、非住家(物置全壊)1棟、文教施設2ヶ所、農作物0.67ha、農業用施設8ヶ所、停電最大時約3,000戸

(10) 平成 25 年 (2013 年) 9 月 13～16 日 台風第 18 号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻

概要	9 月 13 日 03 時に小笠原の近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北西に進みながら 14 日 09 時に大型となり、15 日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、16 日 08 時前に愛知県豊橋市付近に上陸し、勢力を維持したまま北上、関東地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て 16 日 18 時には三陸沖に達した。 本県では、15 日 03 時頃から雨が降り始め、16 日 17 時にかけて断続的に降り、16 日昼前から昼過ぎにかけて大雨となり、16 日昼前から 16 日夜遅くにかけて、やや強い風が吹いた。 雨の降り始めた 15 日 03 時から雨の降り終わる 16 日 17 時までの降水量は、前橋で 119.5mm を観測し、アメダスの観測では榛名山（高崎市）で 246.0mm、神流で 179.5mm、西野牧（下仁田町）で 155.0mm、みなかみで 146.5mm を観測。 また、16 日 02 時頃に埼玉県熊谷市四方寺から本県太田市高林西町にかけて発生した突風は、熊谷地方気象台、前橋地方気象台及び東京管区気象台により竜巻と推定され、16 日 02 時 20 分頃にみどり市と桐生市で発生した突風は前橋地方気象台により竜巻と推定された。 太田市における竜巻の強さは藤田スケールで F1 と推定され、被害範囲の長さは約 8km、幅は約 300m であった。 みどり市と桐生市における竜巻の強さは藤田スケールで F1 と推定され、被害範囲の長さは約 5km、幅は約 200m であった。
前橋の極値	最低海面気圧 16 日 11 時 40 分 985.0hPa、最大風速 16 日 06 時 12 分東 13.1m/s、最大瞬間風速 16 日 05 時 33 分東 23.1m/s、総降水量 15 日～16 日 119.5mm
被害	軽傷 21 人、住家一部破損 529 棟、非住家（物置全壊）1 棟、文教施設 2 ヶ所、農作物 0.67ha、農業用施設 8 ヶ所、停電最大時約 3,000 戸

(11) 平成 25 年 (2013 年) 10 月 15～16 日 台風第 26 号

概要	台風第 26 号は、10 月 11 日 03 時にマリアナ諸島付近で発生し、14 日 03 時には沖ノ鳥島近海で非常に強い勢力となった。その後、台風は日本の南の海上を北北西に進み、15 日午前には南大東島の東の海上で次第に進路を北東に変え、16 日未明から朝にかけて強い勢力を維持しながら伊豆諸島や関東地方に最接近した。 台風は、その後速度を速めて関東の東海上を北東に進み、16 日 15 時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。 本県では、15 日 06 時頃から雨が降り始め、16 日 12 時頃にかけて断続的に降り、16 日未明から明け方にかけて大雨となった。また、16 日明け方から 16 日夕方にかけて、やや強い風が吹いた。 雨の降り始めた 15 日 06 時から雨の降り終わる 16 日 18 時までの降水量は、前橋で 106.5mm を観測し、アメダスの観測では館林で 174.0mm、桐生で 130.5mm、藤岡で 126.5mm を観測した。なお、館林で 16 日の 1 時間降水量が 34mm、日降水量が 144mm の雨が降り、10 月としては 1976 年の観測開始以降、1 位の値を更新した。
前橋の極値	最低海面気圧 16 日 05 時 53 分 983.1hPa、最大風速 16 日 11 時 46 分北西 13.9m/s、最大瞬間風速 16 日 11 時 43 分北西 23.5m/s、総降水量 15 日～16 日 106.5mm
被害	重傷 1 人、軽傷 1 人、住家半壊 1 棟、一部破損 16 棟、畑流出・埋没 0.05ha、停電 5,271 戸

(12) 平成 27 年 (2015 年) 6 月 15 日 前橋市・伊勢崎市突風、渋川市突風

概要	6 月 15 日 16 時頃、前橋市鳥取町から伊勢崎市境上湊名で突風が発生し、ビニールハウスの倒壊や住家の屋根の一部飛散、多数の樹木の倒木や屋根瓦の飛散などの被害が発生した。この突風をもたらした現象は、前橋地方気象台及び東京管区気象台によりダウンバーストの可能性が高いと推定された。 また同日 15 時 30 分頃、渋川市北橋町から祖母島にかけて突風が発生し、樹木の倒木やプレハブ小屋の飛散などの被害が発生した。この突風をもたらした現象は、前橋地方気象台及び東京管区気象台によりダウンバーストまたはガストフロントの可能性のあるものの特定には至らなかったと結論づけられた。 前橋市と伊勢崎市における竜巻の強さは藤田スケールで F1 と推定され、被害範囲の長さは約 18km、幅は約 8km であった。 渋川市における竜巻の強さは藤田スケールで F0 と推定され、被害範囲の長さは約 2.5km、幅は約 900m であった。
被害	軽傷 2 人、住家半壊 2 棟、一部破損 178 棟、床下浸水 2 棟、学校被害 5 棟、病院被害 1 棟、停電 1,928 戸

(13) 令和元年 (2019 年) 10 月 12 日～13 日 令和元年東日本台風 (台風第 19 号)

概要	10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7 日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12 日には北よりに進路を変え日本の南を北上した。12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通り、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。 群馬県内では 10 月 11 日午後から台風からの湿った空気の影響で雨が降り始め、12 日朝からは台風周辺の雨雲の影響で高崎・藤岡地域では激しい雨となった。12 日昼前からは台風本体の雨雲の影響で県内に非常に激しい雨の降る範囲が広がった。 下仁田町西野牧では降り始め (11 日 00 時) から 14 日 00 時までの総降水量が 496.5mm となるなど、県内の雨量観測 17 地点の内 10 地点で日降水量が統計開始以来の極値を更新した。 また、県内ではやや強い風が吹き、日最大風速は伊勢崎で 14.9 メートル (北西、12 日 21 時 53 分)、日最大瞬間風速は草津で 28.9 メートル (北、12 日 23 時 30 分) を観測した。なお、桐生では 12 日の日最大瞬間風速は 22.2m/s (北西、22 時 18 分) で統計開始以来の極値を更新した。
前橋の極値	最低海面気圧 12 日 20 時 45 分 980.8hPa、最大風速 12 日 21 時 05 分北北西 9.6m/s、最大瞬間風速 12 日 20 時 56 分北 23.2m/s、総降水量 11 日～13 日 247.5mm (12 日～13 日 233.5mm)
被害	死者 4 人、重傷 1 人、軽傷 8 人、住家全壊 22 棟、半壊 296 棟、一部破損 572 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 112 棟、非住家公共建物 3 棟、その他 76 棟、田畑流出・埋没 76.99ha、学校被害 11 棟、道路損壊 335 箇所、橋梁損壊 4 箇所、河川損壊 318 箇所、砂防被害 39 箇所、崖崩れ 21 箇所、水道 5368 箇所、停電 6,800 戸、土石流 45 箇所、地すべり 1 箇所

総則 第5節 過去の災害

〈参考〉直近の気象災害の概況(火山災害及び地震災害を除く。)

暦年	件数	死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	住家被害(棟)					被害額 (千円)
					全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
平成6年	17	0	0	3	0	0	24	28	137	15,740,687
7	17	1	0	1	0	0	9	7	357	2,659,675
8	16	0	0	0	0	0	7	0	10	6,571,366
9	23	0	0	3	0	0	4	172	365	2,422,709
10	12	2	0	15	1	25	21	85	773	27,321,927
11	14	1	0	4	4	7	6	55	623	18,259,478
12	11	1	0	11	0	0	2	21	199	2,628,878
13	18	3	1	5	0	0	70	32	285	20,138,701
14	24	0	0	11	9	11	100	38	334	9,336,973
15	18	0	0	4	0	0	34	1	59	1,839,803
16	22	0	0	18	0	0	16	0	8	1,938,361
17	28	1	2	22	0	0	14	3	48	2,015,573
18	22	1	0	38	0	0	6	3	6	948,379
19	21	0	0	8	6	39	33	62	254	12,581,222
20	33	0	1	10	0	2	228	12	201	1,715,353
21	18	1	0	30	0	0	549	3	31	292,634
22	21	0	0	6	0	0	1	3	71	2,030,252
23	18	1	0	13	0	1	89	19	295	4,131,411
24	22	0	0	20	0	0	55	15	95	1,370,291
25	30	0	0	26	1	1	288	3	54	3,747,978
26	20	8	0	147	3	1	4357	2	17	24,350,237
27	15	0	0	10	0	3	200	3	35	585,413
28	14	0	0	6	0	2	2	4	20	997,531
29	18	0	0	12	0	3	11	7	44	2,963,461
30	18	0	0	14	0	2	25	0	7	2,224,528
令和元年	22	5	0	16	22	296	576	31	145	43,093,534
2	8	1	0	6	0	1	50	2	52	1,498,173
3	14	0	0	4	0	0	7	0	4	1,142,155
4	27	0	0	11	0	0	7	2	5	2,247,299

暦年	件数	死者 (人)	行方不明 (人)	負傷者 (人)	住家被害(棟)					被害額 (千円)
					全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
令和5年	12	0	0	8	0	0	3	2	6	725,476

2 火山

(1) 昭和(1932年)7年10月1日 草津白根山 爆発

概要	13時53分爆発 湯釜北東壁に大小10余個の火孔を生じ、この割目は最長500mに達し水蒸気を噴した。 湯釜の水は、火山灰及び硫黄を交え泥流となり毒水沢に流出した。また、草津でわずかに降灰があった。
被害	火口付近で死者2人、負傷者7人、山上の施設損壊が甚大

(2) 昭和22年(1947年)8月14日 浅間山 爆発

概要	12時17分砲音をたてて爆発 山頂付近に噴石が落下、西側湯の平で山火事が発生した。
被害	落石により登山者11人死亡、爆風による窓ガラスの破損あり、その他の被害は不明

(3) 昭和34年(1959年)4月14日 浅間山 爆発

概要	20時30分大爆発 噴煙は高度7,000mに達し南東に流れ、火山弾は南側に多く3.3kmに達し、降灰は東京、横浜にまで達した。また、火山弾により山火事が発生した。
被害	国有林61haを焼失

(4) 昭和36年(1961年)8月18日 浅間山 爆発

概要	14時42分中爆発 噴煙は高度7,000mに達し南東に流れ、軽井沢付近にも2cmの礫が降った。
被害	登山者1人行方不明、火山礫・砂灰により農作物に被害発生

(5) 昭和46年(1971年)12月27日 草津白根山 硫化水素ガス噴出

概要	温泉造成のボーリング孔からのガス(H ₂ S)漏れによる中毒死
被害	死者6人

(6) 昭和51年(1976年)8月3日 草津白根山 滞留火山ガス発生

概要	本白根山白根沢(弁天沢ガランド)で滞留火山ガス発生
被害	死者3人

(7) 昭和58年(1983年)11月13日 草津白根山 爆発

概要	11時40分と12時08分の2回湯釜で水蒸気爆発 人頭大の噴石を600m～700mの範囲に放出。降灰は東南東に流れ、渋川まで達した。 洞釜北側火口壁下部に亀裂(幅30cm、長さ45m)を生じた。
被害	駐車場、道路、地震計用埋設ケーブル等が損壊

(8) 平成16年(2004年)9月1日 浅間山 爆発

概要	20時02分に中爆発、噴煙の高さは雲のため不明、軽井沢測候所で大きな爆発音と空振(205パスカル)を観測。火口周辺に直径3～4mの噴石、火口の北東6km付近に3cm程度の火山礫降下。北東方向の嬬恋村をはじめ、県内13市町村及び栃木県、福島県の一部にも降灰 その後、9月23日、9月29日、11月14日にも中爆発
被害	駐車場、道路、非住家2棟のガラス破損 農作物被害額638,070千円

(9) 平成21年(2009年)2月2日 浅間山 爆発

概要	1時51分に小規模な噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上約2,000mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県など関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。弾道を描いて飛散する大きな噴石が山頂火口の北西1～1.2km程度まで達した。 その後、5月27日までに「ごく小規模な噴火」が十数回発生した。
被害	降灰により、富岡市、下仁田町で農作物に被害が生じた。

(10) 平成30年(2018年)1月23日 草津白根山(本白根山) 噴火

概要	9時59分に本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、草津国際スキー場において、噴石による被害発生及びロープウェイの停止に伴い81名が取り残されたもの。 噴煙は東方向に流れ、本白根山から北東に約8kmの中之条町で降灰が確認された。
被害	噴石の直撃により、死者1人、重傷3人、軽傷8人の人的被害が発生した。

3 地震 (別冊「震災対策編」参照)

4 その他

(1) 昭和31年(1956年)1月31日 万場町 大火

概要	31日正午頃、柏木部落の民家から出火。 風速20mを越す西風と異常乾燥のため、たちまち全部落及び周辺の山林へ飛火し、2日間にわたり燃え続けた。
被害	負傷者11人、焼損家屋173戸、橋梁焼失1箇所、その他林産物、農作物の焼失、家畜焼死など。

(2) 昭和49年(1974年)10月6日 榛名町下里見 土石流

概要	7時30分頃、高崎市若田崎浄水場へ通じる導水管が破裂し、鉄砲水が土砂(幅60m高さ100m厚さ10m)とともに押し寄せ、民家等を埋没流出させた。
被害	死者6人、負傷者6人、住家全壊3戸、床下浸水2戸、非住家被害5戸、道路損壊1箇所、橋梁損壊1箇所、河川損壊1箇所、砂防施設1箇所、水道施設1箇所、田埋没0.29ha

(3) 昭和52年(1977年)3月8日 沼田市岩本 旅客列車転覆

概要	20時28分頃、上越線下り急行列車「佐渡3号」が落石に乗り上げ、前部4車輦が脱線転覆した。
被害	死者1人、負傷者108人、崖崩れ1箇所

(4) 昭和60年(1985年)8月12日 上野村御巢鷹の尾根 旅客機墜落

概要	18時57分頃、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中の日本航空123便が上野村の御巢鷹の尾根に墜落した。
被害	死者520人、負傷者4人

(5) 平成9年(1997年)3月7日 安中・榛名 林野火災

概要	7日13時30分頃、安中市中秋間字檜山の尾根付近から出火。異常乾燥注意報発表の中、風速13mの西風にあおられ榛名町山林にまで燃え広がり、3日間にわたり燃え続けた。
被害	負傷者1人、焼損家屋1棟、被災区域面積216ha

(6) 平成12年(2000年)6月10日 尾島町安養寺 化学工場爆発

概要	10日18時08分、尾島町安養寺で操業している日進化工(株)群馬工場で、劇物であるヒドロキシルアミンの再蒸留工程で同物質が爆発した。
被害	死者4人、負傷者58人、住家半壊7棟、住家一部破損270棟、車両破損62台

(7) 平成12年(2000年)8月6日 水上町湯桧曾川 鉄砲水

概要	6日15時20分頃、水上町湯桧曾川のマチガ沢合流地点付近の河原を歩いていた埼玉県東松山市新明小学校の「新明サッカースポーツ少年団」の一行31人が鉄砲水に遭遇した。
被害	死者1人、負傷者9人

(8) 平成24年(2012年)4月29日 関越自動車道藤岡JCT付近大型バス事故

概要	29日4時40分頃、藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突した。
被害	死者7人、負傷者38人

(9) 平成26年(2014年)2月14～15日 大雪

概要	2月13日21時に南西諸島で発生した低気圧は、本州の南海上を北東に進み、次第に発達しながら15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。 この低気圧と上空の寒気の影響により、本県では14日朝から雪が降りはじめ大雪となり、特に、前橋では最深積雪が73cmと統計開始以来の記録を更新した。
被害	死者8人、重傷34人、軽傷92人、住家全壊3棟、一部破損3,662棟、床上浸水2棟、床下浸水6棟、非住家全壊・半壊617棟、停電204,879戸

(10) 平成 26 年（2014 年）4 月 15 日 桐生市林野火災

概要	4 月 15 日 23 時 04 分に桐生市菱町 2 丁目黒川ダム付近で林野火災を覚知した。 乾燥注意報発表の中、風速 3m の北西風にあおられ足利市小俣地区方面にまで燃え広がり、18 日間にわたり燃え続けた。
被害	人的被害なし、建物被害無し、焼損面積 191ha

(11) 平成 30 年（2018 年）8 月 10 日 群馬県防災ヘリコプター「はるな」墜落事故

概要	9 時 13 分に群馬ヘリポートを離陸した群馬県防災ヘリコプター「はるな」が業務フライト中に連絡が取れなくなったもの。 14 時 30 分に埼玉県防災ヘリコプターが中之条町横手山付近で機体の一部を発見した。
被害	死者 9 人（搭乗者全員）

風水害・雪害対策編

第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又は大雪に見舞われても、それに耐えられる県土をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

第1章 風水害・雪害に強い県土づくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。（災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号）

特に、県（環境森林部、農政部、県土整備部）及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、県（県土整備部）及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市町村は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

このため、県、市町村、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力する。

第1節 河川事業の推進

河川管理者(県県土整備部、関東地方整備局、市町村)

1 河川改修事業の推進

- (1) 河川管理者は、洪水を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、それぞれが管理する河川について計画的に改修を進めるものとする。
- (2) 国(関東地方整備局)は、利根川、渡良瀬川、桐生川、矢場川、烏川、神流川、鐺川、碓氷川の直轄管理区間において、計画的に整備を進めるものとする。
- (3) 県(河川課)は、県管理区間において計画的に整備を進めるものとする。

2 洪水予報河川、水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等の推進

- (1) 国(国土交通省)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「洪水予報河川」として、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を「水位周知河川」として、それぞれ指定するものとする。
- (2) 国(国土交通省)又は県(河川課)は、『水防法』に基づき、「洪水予報河川」「水位周知河川」(以下「洪水予報河川等」という。)とその他河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表し、関係市町村の長に通知するものとする。
- (3) 県(河川課)及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (4) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3 流域水害対策計画に基づく対策の推進

河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域に係る関係機関と流域水害対策協議会を設立し、流域水害対策計画を策定するとともに、計画に基づき対策を進めるものとする。

4 ダムの効果的な運用

河川管理者は、洪水被害を軽減するため、事前放流の取組を推進するなどダムの効果的な運用に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編 2－1 県の改修計画河川一覧表

同 2－2 洪水調節ダム一覧表

第2節 砂防事業の推進

県(県土整備部)、関東地方整備局

1 土砂災害危険区域の指定の推進

- (1) 県(砂防課)及び関東地方整備局は、砂防事業の推進を図るため、相互に協力し、土石流の危険性の高い区域及び地すべりの危険性の高い区域を関係法律に基づく災害危険区域に指定するよう努めるものとする。
 - ア 土石流…『砂防法』に基づく「砂防指定地」
 - イ 地すべり…『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」
- (2) 県(砂防課)は、砂防事業の推進を図るため、崩壊の危険性の高い急傾斜地を『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」に指定するよう努めるものとする。
- (3) 県(砂防課)は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。

2 砂防事業の推進

- (1) 県(砂防課)及び関東地方整備局は、土砂災害を未然に防止するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、それぞれの対応の必要な区域において連携し、次の事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。
 - ア 通常砂防事業：「砂防指定地」における堰堤等砂防施設の整備
 - イ 火山砂防事業：「砂防指定地」のうち火山山麓の脆弱な堆積層による土石流や火山噴火に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等を対象とした砂防施設の整備
 - ウ 地すべり対策事業：「地すべり防止区域」における地下水の排除、地表水の誘導、杭工等の実施
- (2) 県(砂防課)は、土砂災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊対策事業として、「急傾斜地崩壊危険区域」における擁壁工、法面工等の事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。
- (3) 県(砂防課)及び関東地方整備局は、土砂・流木による被害の危険性が高い河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、溪流保全工等の整備を実施する。

〈関係資料〉資料編3-2 砂防指定地数一覧表

同	3-3	地すべり防止区域数一覧表(県土整備部関係)
同	3-4	地すべり防止区域一覧表(県土整備部関係)
同	3-7	急傾斜地崩壊危険区域数一覧表
同	3-8	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	3-14	災害危険区域に関する類似用語の説明

同 3-15 土砂災害警戒区域等の指定状況

同 3-16 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

第3節 山地防災事業の推進

県(環境森林部)、関東森林管理局

1 地すべり防止区域の指定の推進

県(森林保全課)及び関東森林管理局は、山地防災事業の推進を図るため、相互に協力し、地すべりの危険性が高い区域を『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」に指定するよう努めるものとする。

2 山地防災事業の推進

県(森林保全課)及び関東森林管理局は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

〈関係資料〉 資料編 3－5 地すべり防止区域一覧表(環境森林部関係)

同 3－11 山地災害危険地区数一覧表(民有林)

同 3－12 山地災害危険地区数一覧表(国有林)

同 3－14 災害危険区域に関する類似用語の説明

第4節 農地防災事業の推進

県(農政部)、市町村、関東農政局、農業用排水施設管理者

1 地すべり防止区域の指定の推進

県(農村整備課)及び関東農政局は、農地防災事業の推進を図るため、相互に協力し、地すべりの危険性の高い区域を『地すべり等防止法』に基づく「地すべり防止区域」に指定するよう努めるものとする。

2 地すべり防止事業の推進

県(農村整備課)は、地すべりによる被害を未然に防止するため、「地すべり防止区域」において、地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

3 ため池等整備事業等の推進

- (1) 県(農村整備課)及び農業用排水施設管理者は、農業用のため池、ダム、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設の補強工事又は改修工事、ため池の統廃合等について、危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。
- (2) 市町村は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。

4 湛水防除事業の推進

県(農村整備課)及び関東農政局は、農地に係る湛水被害の発生を未然に防止するため、湛水防除事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

〈関係資料〉資料編3-6 地すべり防止区域一覧表(耕地関係)

同 3-14 災害危険区域に関する類似用語の説明

第5節 雪害の予防

県(県土整備部、環境森林部、総務部)、市町村、関東地方整備局、関東森林管理局、道路管理者、鉄道事業者

1 雪害に強い県土づくり、まちづくり

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪崩災害、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び都市機能の阻害等の雪害に強い県土づくり、まちづくりを行うものとする。

2 雪崩対策施設の整備

県(砂防課、森林保全課)、関東地方整備局及び関東森林管理局は、民家、学校、病院等について、雪崩による災害を防止するため、それぞれの管轄区域の雪崩危険箇所において、予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

3 雪に強い道路の整備

道路管理者は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備を行うよう努めるほか、次の道路整備を進めるものとする。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

4 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進め、最大限の効果的・効率的な除雪に努めるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
- (5) 除雪要員の確保
- (6) 所管施設の緊急点検
- (7) 予防的な通行規制による集中的な除雪
- (8) オペレーターの確保及び除雪技術向上の取り組み

5 建設事業者の健全な存続

県（道路管理課）及び市町村は、熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設事業者の健全な存続に努めるものとする。

6 除雪計画等の策定

（１） 基本的な方針の策定

県内の道路管理者及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めておくものとする。

ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制

イ 優先して除雪作業を行うべき区間

ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施

エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有

オ 道路利用者等に対する情報提供

カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

（２） 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記（１）の基本的な方針を踏まえ、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

7 県における除雪資機材配備の運用方針の策定

県（道路管理課）は、県内全域にわたる大雪に備え、県北部の積雪地域の土木事務所から県南部の土木事務所に除雪資機材の円滑な配置換えができるよう、あらかじめ除雪資機材配備の運用方針を定めておくものとする。

8 雪害対策マニュアルの整備等

県（危機管理課）は、県内全域にわたる大雪にも対応できるよう、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し職員に周知するとともに、訓練を行い、活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

9 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、大雪等に対し、鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努めるものとする。

10 除排雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

（１） 県内においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、大雪時においては、個人による除雪作業がうまく進まない状況となる。また、このことは、障害者世帯や母子家庭についても同様

である。さらに、今後は、除雪の担い手のいない空き家屋の増加も予測される。

このように個人では、対応が難しくなった家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等の地域コミュニティ、さらには県、市町村による対応も必要となってくる。

市町村は、平時から、大雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進めるものとする。

- (2) 県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また、県は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等に提供するものとする。
- (3) 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

11 県民に対する大雪時の留意事項の周知

県（危機管理課ほか）、県警察、市町村、消防機関及び事業者等は、防災週間、防災等関連行事、各種研修等を通じ、住民や車両の運転者等に対し、第1部第3章第2節「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。

ア ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。

イ 計画的・予防的な通行規制

ウ 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。

エ 自家用車の使用は極力避ける。

やむを得ず車で外出する場合は、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。

オ エンジンをつけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。

カ カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。

キ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

ク 事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等

ケ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。

コ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。

サ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

シ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

〈関係資料〉 資料編 3－9 雪崩危険箇所数一覧表（県土整備部関係）

同 3－10 雪崩危険箇所一覧表（県土整備部関係）

同 3－11 山地災害危険地区数一覧表（民有林）

同 3－12 山地災害危険地区数一覧表（国有林）

同 3－14 災害危険区域に関する類似用語の説明

第6節 避難場所・指定避難所・避難路の整備

県(農政部、環境森林部、県土整備部、教育委員会)、市町村

1 避難場所及び指定避難所の整備

県及び市町村は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

2 避難路等の整備

県及び市町村は、避難路となる道路の整備等において、避難に要する時間の短縮、有効幅員の拡大、安全性の向上等に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進するものとする。

第7節 建築物の安全性の確保

県、市町村、施設管理者

1 防災上重要な施設の堅ろう化

県、市町村及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設(県庁、市役所、町村役場等)
- イ 応急対策活動の拠点施設(県・市町村の事務所、警察署、消防署等)
- ウ 救護活動の拠点施設(保健所、病院等)
- エ 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- オ 社会福祉施設(介護保険施設、障害者支援施設等)
- カ 劇場等不特定多数の者が使用する施設

2 建築基準の遵守指導

県(建築課)及び市町村は、住宅をはじめとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

3 強風による落下物対策

県、市町村、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

4 空家等の把握

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

5 盛土による災害防止

県(地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部)及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第8節 ライフライン施設の機能確保

県、市町村、ライフライン事業者（電気、都市ガス、LPガス、石油、通信サービス、水道、下水道、廃棄物処理）、公共機関

1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- (2) 県、市町村及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

県（危機管理課及び関係課）、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

- 〈関係資料〉 資料編 4－1 市町村等別水道担当連絡先一覧表
同 4－2 市町村等別し尿処理施設担当連絡先一覧表
同 4－3 市町村下水道担当連絡先一覧表
同 4－4 県内都市ガス会社等連絡先一覧表
同 4－5 県内L P ガス団体連絡先
同 8－8 群馬県水道災害相互応援協定
同 8－9 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、県、市町村及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

また、県及び市町村は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、県民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

また、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下風水害・雪害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 避難誘導体制の整備

県(総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)、県警察、市町村、消防機関、自主防災組織

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 県(危機管理課、河川課)及び市町村は、警報等を住民、水防管理者、関係市町村長等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておくものとする。
- (2) 市町村は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 県(危機管理課)及び市町村は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、テレビ(ワンセグ放送を含む。)、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 県、市町村及びライフライン事業者は、Ｌアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 市町村は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (3) 市町村は、消防機関、管轄警察署等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

ア 避難指示等の発令を行う基準

イ 避難指示等の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難経路及び誘導方法

- (6) 市町村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (7) 市町村は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。
- なお、作成に当たり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。
- また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- (8) 市町村は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (10) 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省、前橋地方気象台）及び県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。
- (11) 市町村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (12) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよ

う、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

- (13) 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

- (14) 県及び市町村は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

- (15) 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国は、都市農地の防災機能の周知等を図るものとする。

3 避難誘導訓練の実施

市町村は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。

4 避難場所及び指定避難所等の周知

市町村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- ア 避難指示等の発令を行う基準
- イ 避難指示等の伝達方法
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- エ 避難経路
- オ 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 市町村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 市町村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。
- (4) 県及び市町村は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

6 要配慮者への配慮等

- (1) 市町村は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

めに特に支援を要する者。以下同じ。)を速やかに避難誘導するため、第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (2) 市町村及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 市町村は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。
- (4) 市町村及び県（私学・青少年課、教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

7 感染症への対応

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

第2節 災害危険区域の災害予防

県(県土整備部、環境森林部、農政部)、関東地方整備局、関東農政局、関東森林管理局、市町村、下水道管理者

1 災害危険区域の種類

(1) 土木関係	(2) 治山関係	(3) 農地関係
ア 重要水防箇所	ア 山腹崩壊危険地区	地すべり危険箇所
イ 浸水想定区域	イ 地すべり危険地区	
ウ 土砂災害警戒区域	ウ 崩壊土砂流出危険地区	
エ 土砂災害特別警戒区域	エ なだれ危険箇所	
オ 雪崩危険箇所		

2 住民等に対する危険性の周知

- (1) 市町村は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。
- なお、浸水被害については、浸水実績、浸水想定区域等の公表にも努めるものとする。
- また、災害危険区域の点検等に際しては、地域住民の協力を得つつ実施するものとする。
- (2) 市町村は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい溪流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシの配布など、入山者への注意喚起に努めるものとする。

3 市町村に対する情報の提供

県(河川課、砂防課、森林保全課、農村整備課)、関東地方整備局及び関東森林管理局は、危険箇所の位置、危険度等を把握し、市町村に対し警戒避難体制の整備に必要な情報を提供するものとする。

4 土砂災害特別警戒区域内の制限等

県は、土砂災害特別警戒区域においては、以下の措置を講ずるものとする。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全対策の推進
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

また、県は、上記ウの勧告による移転者への融資、資金の確保について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

5 浸水被害拡大防止用資機材の備え

県(河川課)、関東地方整備局、関東農政局及び市町村は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

6 警戒避難体制の整備

- (1) 県(河川課、砂防課、森林保全課、農村整備課)は、前節「避難誘導體制の整備」に掲げた事項に加え、警戒避難に必要な雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。
- (2) 市町村は、『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 市町村は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
- (4) 市町村は、浸水想定区域内に地下街等（商業施設、地下駐車場等の地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市町村は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- (5) 市町村は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

7 ハザードマップの作成

- (1) 浸水想定区域をその区域内に含む市町村の長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとと

もに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (2) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 要配慮者への配慮

- (1) 市町村は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市町村は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 市町村は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市町村は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

9 防災まちづくりの推進

- (1) 県（総務部、健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部）及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 県（県土整備部）及び市町村は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、建築基準法に基づく災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、建築基準法に基づく災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県（県土整備部）及び市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高

さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

- (3) 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 県（県土整備部）及び市町村は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、原則として都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 県及び市町村は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

〈関係資料〉資料編3－1 重要水防箇所総括表

- 同 3－9 雪崩危険箇所数一覧表（県土整備部関係）
- 同 3－10 雪崩危険箇所一覧表（県土整備部関係）
- 同 3－11 山地災害危険地区数一覧表（民有林）
- 同 3－12 山地災害危険地区数一覧表（国有林）
- 同 3－14 災害危険区域に関する類似用語の説明
- 同 3－15 土砂災害警戒区域等の指定状況
- 同 3－16 土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

第3節 災害未然防止活動体制の整備

公共施設の管理者、水防管理者、ダム・せき・水門等の管理者、下水道管理者、道路管理者、鉄道事業者、前橋地方気象台

1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

2 水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制整備を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

3 ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等ダム、せき、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

4 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び市町村その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

5 鉄道の安全運行体制の整備

鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方 などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県（交通イノベーション推進課）及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 気象情報の効果的利活用体制の整備

前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、県と連携しつつ市町村に対する助言に努めるものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。

第4節 気象・水象観測体制の整備

前橋地方气象台、関東地方整備局、県(県土整備部)、その他の防災関係機関

1 気象・水象の予測、観測の充実

- (1) 前橋地方气象台は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で提供することに努めるものとする。
- (2) 前橋地方气象台、関東地方整備局及び県(河川課)は、雨量の程度等の気象、水位等の水象を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (3) 市町村その他防災関係機関においても、気象及び水象の観測に努めるものとする。

2 気象観測の精度の確保

気象観測の実施機関は、観測精度を確保するため、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行うものとする。

3 観測値の共有

気象観測又は水象観測の実施機関は、必要に応じ相互に観測値を交換するとともに、他の防災関係機関に対し、積極的に観測値を提供するものとする。

〈関係資料〉 資料編 5－1 气象台の観測所

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

県(総務部、県土整備部)、市町村、その他の防災関係機関

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、当直体制等を整備するものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を情報収集のため被災地に派遣する場合に、どのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成の上、県職員に対する研修や訓練等を実施し、情報収集・連絡体制を整備するものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)及び群馬県総合防災情報システム等を維持・整備し、災害情報等を瞬時に受信・伝達できるよう努めるものとする。
- (4) 市町村は、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (5) 県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (6) 県(危機管理課)は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。

- (2) 県（危機管理課、道路管理課、砂防課）及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県（危機管理課）、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（群馬県総合防災情報システム及び内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB））に集約できるよう努めるものとする。

5 情報の分析整理

県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編 25－1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

第6節 通信手段の確保

県(総務部)、市町村、電気通信事業者、その他の防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、県、市町村、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

県(危機管理課)、市町村、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

なお、県(危機管理課)においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

ア 防災行政無線

県の組織間及び市町村、消防本部その他防災関係機関との間で使用する。

イ 国及び他都道府県との無線系通信手段

(ア) 中央防災無線(～中央省庁、他都道府県)

(イ) 消防防災無線(～消防庁、他都道府県)

(ウ) 地域衛星通信ネットワーク(～総務省、都道府県等)

(エ) 国土交通省水防道路用無線(～国土交通省、他都道府県)

ウ 防災相互通信用無線

群馬県内の防災関係機関相互の通信手段

エ 衛星携帯電話

危機管理課及び防災航空隊において保有する。

4 通信の多ルート化

県(危機管理課)及び市町村は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

なお、県においては、防災行政無線について、地上系基幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を進めているところであり、衛星系には画像伝送システムを導入し、被災現場から被害の映像を伝送できることとなっている。

5 無線局開設者との連携

県(危機管理課)その他防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

6 通信訓練への参加

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平常時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編 7－1 群馬県防災情報通信ネットワーク図

同 7－2 群馬県地方通信ルート

同 7－3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定(県～県警察)

第7節 職員の応急活動体制の整備

県、市町村、その他の防災関係機関

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市町村の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 県及び市町村は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 県及び市町村は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

3 県における職員の応急活動体制の整備

県は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 「災害時等職員アクションマニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。
- (3) 県庁舎又は群馬県地域防災センターから2km以内に居住する職員の中から「緊急登庁員」を指名する。
- (4) 大雪時等に職員の不足が予想される土木事務所等への職員派遣体制を整備する。

- (5) 毎年、非常招集訓練を実施する。
- (6) 毎年、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第8節 防災関係機関の連携体制の整備

県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関、その他の防災関係機関

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

1 県における受援・応援体制の整備

- (1) 県(危機管理課)は、災害対策基本法第74条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ隣接県をはじめ広範囲の都道府県との間での応援協定締結に努めるものとする。

なお、本県における応援協定の締結状況は次表のとおりである。

協定の名称	締結年	構成都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	平成8年	関東地方知事会所属の1都9県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年	全都道府県
航空消防防災相互応援協定	平成11年	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	平成12年	新潟県、山梨県、長野県、群馬県
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	平成25年	群馬県、埼玉県、新潟県

- (2) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、受援・応援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (3) 県(危機管理課、人事課、市町村課)は、市町村と協力し、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。また、同制度に基づく他の都道府県等からの応援職員の受け入れについても、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用に努めるものとする。
- (4) 県(人事課、県土整備部等)は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村へ

の中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県警察における応援体制の整備

県警察は、警察法第60条の規定に基づく応援要請に関し、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

3 市町村における受援・応援体制の整備

- (1) 市町村は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない市町村にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

県は、これらの市町村間相互応援体制の整備が円滑に進むよう配慮することとする。

また、市町村は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 市町村は、避難指示等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (4) 市町村は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。
- (5) 市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

4 消防機関における応援体制の整備

- (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、あらかじめ県内及び県外の消

防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部(11本部)が相互応援協定を締結した。

- (2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

5 自衛隊との連携体制の整備

- (1) 県(危機管理課)は、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

6 一般事業者等との連携体制の整備

県、市町村その他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

7 建設業団体等との連携体制の整備

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

8 ライフライン事業者との連携体制の整備

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、県総合防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。

9 郵便局との連携体制の整備

県及び市町村は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

10 救援活動拠点の整備

県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

11 円滑な救助の実施体制の構築

県及び市町村は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

12 水災に対する連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

13 既存ダムの洪水調節機能活用体制の構築

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

〈関係資料〉 資料編 7－3 災害基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（県～県警察）

同 8－1 緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）

同 8－3 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）

同 8－4 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定

同 8－5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

同 8－6 航空消防防災相互応援協定（5県）

同 8－7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定（4県）

同 8－8 群馬県水道災害相互応援協定

同 8－9 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

同 8－10 災害時の支援等に関する協定（県～各事業者）

同 10－7 災害救助法による業務委託契約（県～日赤）

同 10－8 災害時の医療救護活動についての協定（県～医師会）

同 10－9 災害救助の協力に関する協定（県～歯科医師会）

同 10－12 医療ガス等の供給に関する協定（県～医療ガス協会）

同 10－13 災害時の医療救護に関する協定（県～県看護協会）

同 10－14 災害時の医療救護に関する協定（県～県薬剤師会）

同 10－15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）

同 10－16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）

同 10－17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）

同 10－18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）

同 10－19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）

同 10－20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 11-7 災害時の物資等の緊急運送に関する協定（県～トラック協会）
- 同 11-8 災害時における交通の確保等の業務に関する協定（県～警備業協会）
- 同 11-9 災害時における被災車両等の撤去等に関する協定（県～J A F）
- 同 11-10 災害時等の物資の保管等に関する協定（県～県倉庫協会）
- 同 11-11 災害時における輸送用車両の提供に関する協定（県～県レンタカー協会）
- 同 11-12 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定（県～赤帽）
- 同 11-13 災害における交通の確保等の活動に関する協定（県～県中古車自動車販売協会）
- 同 11-14 災害時における交通の確保等の活動に関する協定（県～県オートバイ事業協同組合）
- 同 11-15 災害時における支援に関する協定書（県～日本自動車販売協会連合会群馬県支部）
- 同 11-16 災害時における緊急輸送等に関する協定書（県～県タクシー協会）
- 同 11-17 災害時における緊急輸送等に関する協定書（県～県バス協会）
- 同 12-5 ヘリポート適地一覧表
- 同 13-4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）
- 同 15-1 災害時における放送・報道要請に関する協定（県～各放送・報道機関）
- 同 16-1 群馬県災害時救援ボランティア連絡会議要綱
- 同 17-1 災害応急対策業務に関する基本協定（県～建設業協会）
- 同 17-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（県～プレハブ協会）
- 同 17-3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定（県～各団体）
- 同 17-4 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定（県～電設協会）
- 同 17-5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定（県～造園団体協議会）
- 同 17-6 災害時における支援に関する協定（県～交通安全施設業協同組合）
- 同 17-9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定（県～測量設計業協会）
- 同 17-10 災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定（県～東京電力パワーグリッド）
- 同 17-11 災害時における相互協力に関する基本協定（県～東日本電信電話）
- 同 17-12 災害時における復旧支援協力に関する協定（県～日本下水道管路管理業協会）

第9節 防災中枢機能等の確保

県(総務部、生活こども部、県土整備部)、市町村、公共機関、その他の防災関係機関

1 防災中枢機能の整備

- (1) 県、市町村及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

県、市町村、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 県及び市町村は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、道路及び都市公園等に県域を超えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、下表の施設を広域防災拠点として位置付け、大規模な災害が発生した場合、応援機関の集結及び駐留拠点としての活用を検討するものとする。

名称	所在地
G メッセ群馬	高崎市岩押町 12 番 24 号
社会医療法人慶友会 慶友整形外科病院 「未来の広場」	館林市赤生田町 2267 番 1

- (4) 県(道路管理課)及び市町村は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

4 県における防災中枢機能の確保

県(危機管理課、財産有効活用課)は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 県庁舎7階を「群馬県危機管理センター」とし、本部室、オペレーションルーム及び防災通信室を設置する。
- (2) 同センターにおいて次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。
 - ア 防災行政無線(戸別受信機を含む。)
 - イ 中央防災無線

- ウ 消防防災無線
- エ 地域衛星通信ネットワークシステム
- オ 防災相互通信用無線局
- カ ヘリコプター・テレビシステム
- キ 緊急防災情報ネットワークシステム
- ク 震度情報ネットワークシステム
- ケ 防災地図情報
- コ 防災情報システム
- サ 国土交通省水防道路用無線

(3) 県庁舎には、非常用電源、井戸を備える。

(4) 県庁舎が使用不可能となった場合に備え、前橋合同庁舎の敷地内に「群馬県地域防災センター」を設置し、災害対策本部室、非常用食料・資機材備蓄倉庫、広域集積場所及び給水施設としての機能を付与する。

5 公的機関等の業務継続性の確保

県（危機管理課）、市町村等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、県及び市町村は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

6 大規模停電発生時への備え

県（危機管理課、要配慮者利用施設所管課、産業政策課）は大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

県（生活こども課）及び市町村は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局（県にあっては生活こども課）、危機管理担当部局（同危機管理課）、福祉部局（同健康福祉部各課）、保健所、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

なお、平常時及び災害時における県の男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割は概ね次のとおりとする。

(1) 男女共同参画担当部局（生活こども課）

- ・発災時には、必要な情報を市町村男女共同参画担当部局等に提供するとともに、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう市町村及び県関係部局に促す。
- ・避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。

(2) ぐんま男女共同参画センター

- ・男女共同参画の視点に基づく防災について、平常時から情報収集や関係機関・市町村への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。

第10節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、自主防災組織、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、県(危機管理課)及び市町村は、これを資金面で支援するものとする。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、県(危機管理課)は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県(医務課)は、被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、災害拠点病院を指定しておくとともに、被災地等に出動して救命活動等を行う災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の体制や、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等の運用体制を整備しておくものとする。(※DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

イ 災害拠点病院は、次の2種類で構成するものとする。

(ア) 基幹災害拠点病院

県内で1病院を指定する。

(イ) 地域災害拠点病院

県内の二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定する。

ウ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。

特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における航空搬送拠点となる臨時医療施設(SCU)としての機能を発揮するために、防災ヘリや自衛隊の大型ヘリ等、複数機が

駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。また、除染設備・防毒マスク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。

エ 群馬DMATは群馬DMAT指定病院及び群馬DMAT指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

(2) 災害医療コーディネーター等の設置

ア 県(医務課)は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む。)及び地域災害医療コーディネーター(以下「災害医療コーディネーター等」という。)を設置する。

イ 災害医療コーディネーターは、県災害対策本部における県全体の医療救護活動の実施に係る助言、本県から他都道府県へDMATや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

ウ 災害医療サブコーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療コーディネーターの業務を代理するものとする。

エ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、各地域の医療救護活動の実施に係る助言、各地域におけるDMATや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

(3) 地域災害医療対策会議の設置

ア 県(保健福祉事務所(市保健所を含む。以下同じ))は、地域における災害医療対策を協議するため、地域災害医療対策会議を設置する。

イ 地域災害医療対策会議は、郡市医師会、医療機関、市町村、消防及び保健福祉事務所で構成する。

ウ 地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMATや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

(4) 医薬品、医療資機材の備蓄等

県、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

なお、県(薬務課)においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医科器械協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。

(5) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 県(医務課)は、災害時にコンピュータ回線が使用不可能となった場合においても医療機関の情報を消防機関に提供できるよう、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報伝達経路の複数化を図るよう努めるものとする。

ウ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い

医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

エ 県（医務課）及び市町村は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

オ 県（医務課）は、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター等も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（6） 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

（7） 災害派遣精神医療チーム等の整備

県（障害政策課）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、こころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

（8） 災害支援ナースとの連携体制の整備

県（医務課）は、災害時に迅速に看護職員を確保するため、医療機関等と災害支援ナースの応援派遣に係る協定の締結に努めるものとする。また、災害支援ナース養成研修修了者の把握及び派遣調整のため、県看護協会との連携を図るものとする。

（※災害支援ナース：地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称。県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。）

（9） 被災者支援チーム等との連携

県（医務課、健康長寿社会づくり推進課、介護高齢課）は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。

3 保健医療福祉活動の調整機能の整備

（1） 保健医療福祉調整本部の整備

県（健康福祉課）は、大規模災害時に設置する「保健医療福祉調整本部」（保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の

総合調整を遅滞なく行うための本部。)が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。

(※保健医療活動チーム：災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))

(2) 保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備

県(健康福祉課、保健福祉事務所)及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チームの整備

県(健康福祉課)は、災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」という。)の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

4 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

市町村は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携強化

市町村は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(3) 消防用機械・資機材の整備

市町村は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

同 9-2 高速自動車道における消防機関出場業務分担表

同 9-3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定

同 10-1 医療機関名簿

同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿

同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿

同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表

同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿

同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表

同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)

同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)

同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)

同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

- 同 10-11 群馬DMA T運用計画
- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定（県～医療ガス協会）
- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定（県～県看護協会）
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 12- 1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 12- 5 ヘリポート適地一覧表
- 同 13- 4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第11節 緊急輸送活動体制の整備

県(県土整備部、総務部)、県警察、市町村、道路管理者

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

県(危機管理課)及び市町村は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、県(消防保安課)及び市町村は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 ヘリコプターの利用調整

県(危機管理課、消防保安課)は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

4 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医務課)は、県警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(2) 同ネットワークにおいては、次の緊急輸送道路を指定しておくものとする。

ア 第1次緊急輸送道路

- ・群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- ・県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
- ・これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ・県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
- ・第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

(3) 緊急輸送道路の指定状況等は、資料編のとおりである。

5 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

6 道路交通管理体制の整備

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (4) 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。

7 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を

地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

8 運送事業者等との連携

県(危機管理課)は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

9 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

10 緊急通行車両の事前確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。

(3) 事前交付の周知及び普及

県公安委員会(警察本部、警察署)及び県(危機管理課)は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

ア 申出者	当該車両の使用者
イ 申出書の様式	第2部第6章第3節の別記様式1
ウ 申出書の添付書類	(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し (イ) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類 (ウ) 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類
エ 受付窓口	県…総務部危機管理課 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

- オ 交付物件 (ア) 緊急通行車両確認証明書(第2部第6章第3節の別記様式2)
(イ) 標章(第2部第6章第3節の別記様式3)
- カ 確認処理簿 第2部第6章第3節の別記様式4の例による。

〈関係資料〉資料編 11-2 緊急輸送道路ネットワーク

- 同 11-3 輸送拠点一覧表
- 同 11-7 災害時の物資等の緊急運送に関する協定(県～トラック協会)
- 同 11-8 災害時における交通の確保等の業務に関する協定(県～警備業協会)
- 同 11-9 災害時における被災車両等の撤去等に関する協定(県～J A F)
- 同 11-10 災害時等の物資の保管等に関する協定(県～県倉庫協会)
- 同 11-11 災害時における輸送用車両の提供に関する協定(県～県レンタカー協会)
- 同 11-12 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定(県～赤帽)
- 同 11-13 災害時における交通の確保等の活動に関する協定(県～県中古車自動車販売協会)
- 同 11-14 災害時における交通の確保等の活動に関する協定(県～県オートバイ事業協同組合)
- 同 11-15 災害時における支援に関する協定書(県～日本自動車販売協会連合会群馬県支部)
- 同 11-16 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県タクシー協会)
- 同 11-17 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県バス協会)
- 同 12-5 ヘリポート適地一覧表
- 同 13-4-11 災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定(群馬県石油協同組合)
- 同 17-1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)
- 同 17-5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議会)
- 同 17-6 災害時における支援に関する協定(県～交通安全施設業協同組合)
- 同 17-9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定(県～測量設計業協会)

第12節 避難の受入体制の整備

市町村、県(県土整備部)

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市町村は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。

ウ 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

市町村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(6) 運営管理に必要な知識の普及

市町村は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(7) 福祉避難所

ア 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市町村は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(8) 避難所以外の避難者等の支援

ア 市町村は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

県(建築課)及び市町村は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

県(建築課)及び市町村は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

県(建築課)及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

県(住宅政策課)及び市町村は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

〈関係資料〉資料編 17-1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)

同 17-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(県～プレハブ協会)

同 17-3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(県～宅建協会・全日本不動産協会、県～全住協)

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部)、市町村、住民

1 備蓄計画

- (1) 県(危機管理課)及び市町村は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 県(危機管理課)及び市町村は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 県(危機管理課)及び市町村は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

2 調達計画

県(危機管理課、食品・生活衛生課、農政課、米麦畜産課、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課)及び市町村は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

3 県における備蓄・調達・供給の体制

県における備蓄・調達・供給の体制は、次による。

- (1) 県の備蓄は、市町村における備蓄の補完として位置づける。
- (2) 備蓄場所は、群馬県地域防災センター、各合同庁舎等及び県立高等学校防災拠点とする。
- (3) 備蓄量は、住民及び市町村の備蓄量を勘案して決定する。
- (4) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める(アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等)。
- (5) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (6) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (7) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。
- (8) 燃料確保の観点から、県は、石油連盟との重要施設※1の情報※2共有に係る覚書の締結による緊急調達体制を整備し、燃料の供給に必要な情報共有を事前に図るものとする。

※1 庁舎、公立病院、警察・消防施設など

※2 燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報

4 県による広域調整

県（危機管理課等）は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

5 孤立地域への輸送

県（危機管理課）及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

6 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

県及び市町村は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

〈関係資料〉 資料編 13－1 群馬県主要備蓄物資一覧

同 13－4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第14節 広報・広聴体制の整備

県(知事戦略部、生活子ども部ほか)、市町村、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関

1 広報体制の整備

- (1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難指示等の内容	各種相談窓口
避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

エ 広報媒体の整備を図る。

(例)

広報車、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

- (2) 報道機関及び放送機関は、大規模停電時も含め災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- (3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

県(県民活動支援・広聴課ほか)、市町村、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 障害者への情報伝達体制等の整備

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

県(ぐんま暮らし・外国人活躍推進課)及び市町村は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

〈関係資料〉資料編 15－1 災害時における放送・報道要請に関する協定(県～各放送・報道機関)

第15節 二次災害の予防

県(県土整備部)、市町村

1 被災宅地危険度判定士の確保

- (1) 県(建築課)は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。
- (2) 県(建築課)及び市町村は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

第16節 複合災害対策

県(総務部、県土整備部ほか)、市町村、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

1 複合災害への備え

県、市町村その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

県、市町村その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

県、市町村その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第17節 防災訓練の実施

県(総務部、県土整備部ほか)、市町村、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

県、市町村その他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

- (1) 県(危機管理課)は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市町村その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。
- なお、県においては、次表のとおり「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施するものとする。

主 催	県及び12市(持ち回り)
訓 練 会 場	12市内(持ち回り)
参加・協力機関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・婦人消防隊・婦人防火クラブ、水防協力団体、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、NPO・ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓 練 内 容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として 通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

- (2) 市町村は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 水防演習の実施

県(河川課)は、地域を守る水防団の士気高揚、技術の向上、地域住民の水防に関する意識の高揚等を図るため、関東地方整備局等と協力の上、水防演習を実施するものとする。

3 個別防災訓練の実施

- (1) 防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施するものとする。
- | | | |
|----------|--------|----------|
| ア 非常招集訓練 | ウ 避難訓練 | オ 非常通信訓練 |
| イ 消防訓練 | エ 水防訓練 | カ 応急復旧訓練 |
- (2) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- (3) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定

められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。

- (4) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (5) 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (6) 市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (7) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

4 広域的な訓練の実施

県及び市町村は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

5 図上訓練の実施

県、市町村その他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 県、市町村その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 県、市町村その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 県民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守るとは、県及び市町村に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、県や市町村が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、県、市町村その他の防災関係機関は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する県民運動の展開

県 民

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する必要がある。

1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・大学生の課外事業の促進
 - ・一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - ・公民館の防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
 - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
事業継続計画（BCP）への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 県民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 県民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

県(総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)、県警察、市町村、消防機関、地下街等の管理者

1 防災知識の普及

県(危機管理課ほか)、県警察、市町村及び消防機関は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 風水害及び雪害の危険性
- (2) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動
- (3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (4) 早期避難の重要性
- (5) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (6) 家庭防災会議の開催
 - 災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
 - ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
 - イ 家族間の連絡方法
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
 - エ 安全な避難経路の確認
 - オ 非常持ち出し品のチェック
 - カ 自動車へのこまめな満タン給油
 - キ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
 - ク 避難指示等避難情報の入手方法
 - ケ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - コ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (7) 非常持ち出し品の準備
 - ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等)
 - エ 携帯ラジオ

オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))

カ 衣類(下着、上着、タオル等)

キ 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)

(8) 避難時の留意事項

ア 崖や川べりに近づかない。

イ 避難方法

- ・ 徒歩で避難する。
- ・ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
- ・ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。

ウ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

エ 避難協力

自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。

(9) 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

市町村役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

(10) 電話等に関する留意事項

ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

(11) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(12) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(13) 県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 理解しやすい防災情報の提供

県、市町村及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 学校教育による防災知識の普及

(1) 県(私学・青少年課、教育委員会)及び市町村は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (2) 県(私学・青少年課、教育委員会)及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

県(危機管理課、河川課、砂防課ほか)及び市町村は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

県(河川課、危機管理課)及び市町村は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

6 防災訓練の実施指導

県(危機管理課、私学・青少年課、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

7 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

9 家庭動物への配慮

県(食品・生活衛生課、危機管理課)及び市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

10 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

11 被災地支援に関する知識の普及

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることな

ど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

12 過去の災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 県民の防災活動の環境整備

県(総務部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部、県土整備部ほか)、県警察、市町村、消防機関、事業者、地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等の所有者又は管理者、住民

1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

県(河川課)及び市町村は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成強化

県(危機管理課)及び市町村は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 県は、群馬県地域防災センター、合同庁舎会議室等を自主防災組織の研修等の場として提供する。

エ 自主防災組織のリーダーとなる人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士(ぐんま地域防災アドバイザー)」の養成を行う。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。

(4) 自主防犯組織の育成強化

県(消費生活課)及び市町村は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、

専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 災害中間支援組織の育成・機能強化

県（県民活動支援・広聴課）は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、市町村は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(5) 各領域における専門ボランティアとの連携

県及び市町村の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(6) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(7) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める

ものとする。

3 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県及び市町村が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

- （1） 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
- ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- （2） 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- （3） 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、県や市町村が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ県や市町村と協定を締結するなど、平時から県や市町村との連携に努める。

また、県及び市町村は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

- （4） 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう

努めるものとする。

- (5) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (6) 県、市町村及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (7) 県及び市町村は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (8) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。
- (9) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。
- (10) 浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。
- (11) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (12) 県（監査指導課）及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言

等を行うものとする。

- (13) 県（地域企業支援課）、市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

〈関係資料〉 資料編 16－1 群馬県災害時救援ボランティア連絡会議要綱

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

要配慮者利用施設の管理者、市町村、消防機関、県(総務部、生活こども部、健康福祉部、農政部、環境森林部、県土整備部、教育委員会)、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、県、市町村、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 市町村は、内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映した

ものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (4) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

3 避難体制の強化

市町村は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

- (1) 避難指示等の伝達体制の整備

市町村長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

- (2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ

め、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

(3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

県及び市町村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

県及び市町村は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類	県の所管部署
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	こども・子育て支援課 児童福祉課
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	介護高齢課

③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害政策課
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	障害政策課
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	障害政策課
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	障害政策課
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	医務課
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	こども・子育て支援課 義務教育課 健康体育課
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	地域福祉課
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	私学・青少年課 特別支援教育課 健康体育課
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所	地域福祉課
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】	

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市町村、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実

コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

サ 燃料の調達体制の確保

(4) 県及び市町村の支援

ア 県及び市町村は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。

イ 市町村は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 市町村は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ 市町村は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

オ 県は、要配慮者利用施設が被災した際などに、入居者等の円滑な施設間移動等がなされるよう施設間相互支援体制の構築を支援する。

カ 県は、特に介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

キ 県は、あらかじめ特に介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

7 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備

- (1) 県（地域福祉課）は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平常時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。

なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。

- (2) 県、群馬県社会福祉協議会及び福祉施設関係団体は、災害時には、締結した「社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定」（以下「社会福祉施設の災害時相互応援協定」という）に基づき、相互に協力し、施設利用者等の安全・安心な生活の確保及び施設の安定的な運営等を図ることとなる。

そのため、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関は、平常時から連携訓練を行うなど、相互応援体制の充実・強化に努める。

- (3) 県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体は、災害時には、締結した「群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」に基づき、相互に協力し、群馬県災害派遣福祉チーム（以下「ぐんまDWA T」という。）を指定避難所等に派遣して、指定避難所等における要配慮者等の福祉支援が必要な者の福祉の向上及び災害二次被害の防止を図ることとなる。

そのため、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関は、平常時から継続的に研修・訓練を行うなど、ぐんまDWA T構成員の資質向上に努める。

（※DWA T : Disaster Welfare Assistance Team）

8 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市町村と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

10 防災教育及び啓発

県及び市町村は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災と福祉の連携

県(健康福祉部)及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第5章 その他の災害予防

第1節 災害救助基金の積立て

県(総務部、会計局)

1 基金の積立て

県(危機管理課、会計管理課)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、次の費用に充当する財源とするため、同法第22条の規定に基づき、災害救助基金を積み立てるものとする。

- ア 同法第4条に規定する種類の救助に要する県の支弁費用(同法第18条)
- イ 同法第16条に規定する日本赤十字社への委託に係る同社への補償費用(同法第19条)
- ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償に応じるための費用(同法第20条)

2 積立ての基準

災害救助基金の積立ての基準は、次のとおりとする。

(1) 基金の最小額

基金の各年度における最少額は、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額とする。(同法第23条)

(2) 運用収益の繰入れ

基金の運用から生ずる収益は、すべて同基金に繰り入れる。(同法第24条)

3 運用方法

災害救助基金の運用は、次の方法によるものとする。(同法第26条)

- ア 銀行その他の確実な金融機関への預貯金
- イ 同法第4条第1項に規定する給与品の事前購入

4 基金の管理

- (1) 災害救助基金の管理に要する費用は、同基金からこれを支出することができる。(同法第27条)
- (2) 災害救助基金の管理及び処分については、「群馬県災害救助基金条例」の定めるところによる。

〈関係資料〉資料編20-1 群馬県災害救助基金条例

同 20-2 群馬県災害救助基金条例施行規則

第2節 孤立化集落対策

市町村、県(総務部、環境森林部、県土整備部)、通信事業者、その他防災関係機関

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

市町村は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなられておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

オ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 市町村

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(行政区長、消防団員等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用

具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（県、市町村）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区の対策工事を計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

〈関係資料〉資料編 23－1 災害時における孤立化集落対策指針

第3節 災害廃棄物対策

県(環境森林部、県土整備部)、市町村、施設管理者、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 県(廃棄物・リサイクル課)は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (4) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第4節 罹災証明書の発行体制の整備

市町村、県(総務部)

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には市町村が当たり、県は、市町村を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び市町村の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

〈用語の読替え〉

群馬県災害対策本部等が設置されたときは、この部で使用している用語は、次のとおり読み替えるものとする。

この部で使用している用語	読替え
県	災害対策本部が設置されたとき → 群馬県災害対策本部
群馬県〇〇部〇〇課	同上 → 群馬県災害対策本部〇〇部〇〇班
東京事務所	中央連絡部が設置されたとき → 中央連絡部
〇〇事務所(地域機関)	災害対策本部地方部が設置されたとき → 〇〇地方部〇〇班

第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1節 警報等の伝達

前橋地方気象台、県(総務部、知事戦略部、県土整備部)、市町村、その他の防災関係機関

県及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達するものとする。

また、前橋地方気象台は、警報等の発表に当たっては、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える大雨・洪水警報の危険度分布(キキクル)等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。なお、発表基準は資料編に示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当

	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

(注)

ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域 (市町村)
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

警報の危険度分布等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（４） 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）

で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 気象業務法に基づく府県気象情報等

（1）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

（2）記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

（3）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報

（1）前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報するものとする。

（2）火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

（3）火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

4 消防法に基づく火災警報

市町村は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

（群馬県水防計画の定めるところによる。）

6 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の発令対象区域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の発令対象区域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。
- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

7 水防活動用警報等

前橋地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

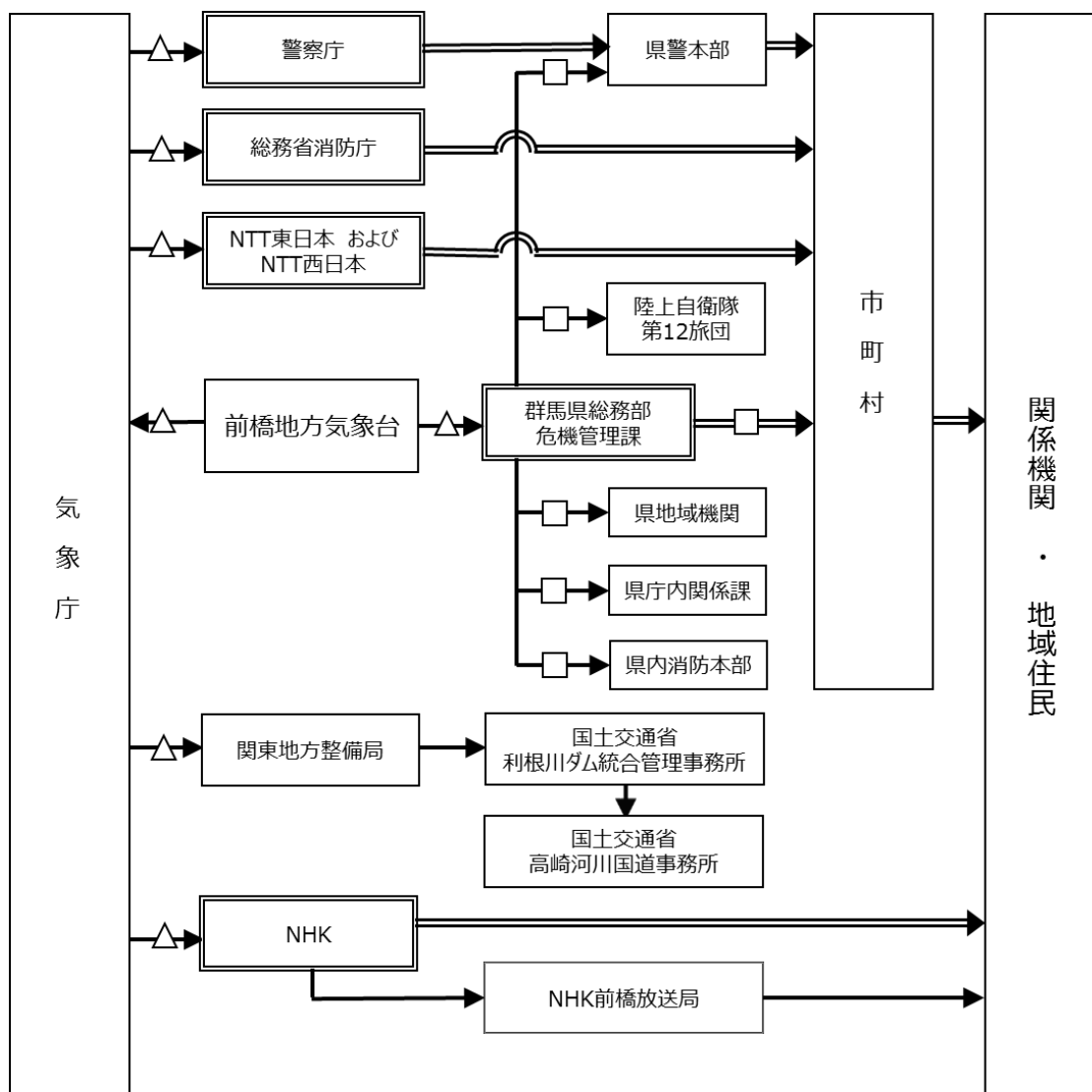
8 河川状況の情報提供

- (1) 県（各土木事務所）は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県（各土木事務所）は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

9 気象情報の伝達系統

(1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

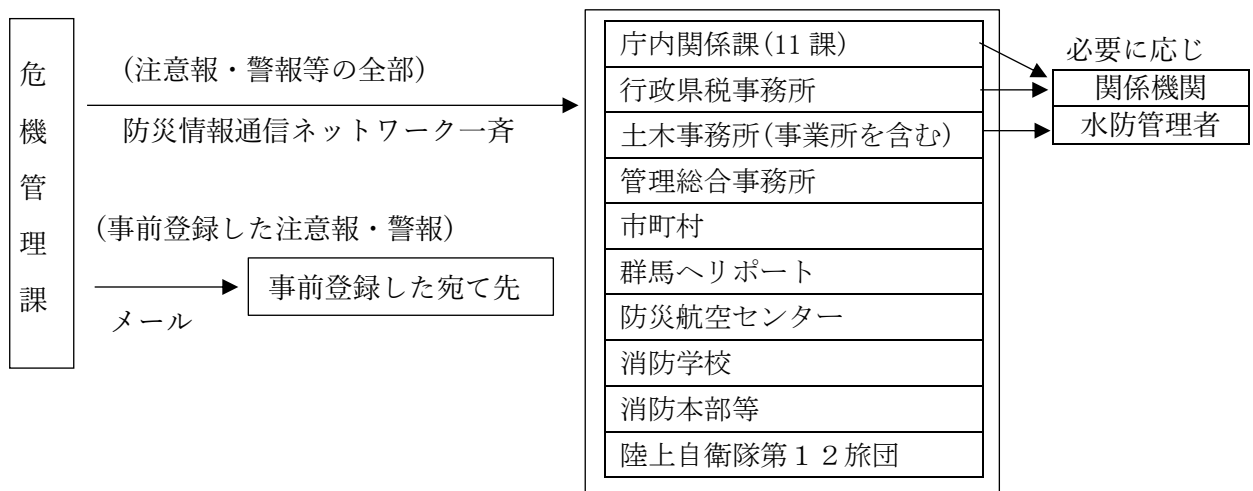
☐ 県防災情報通信ネットワーク

なお、前橋地方気象台は、前図で定めた伝達手段が使えなくなったときは、次表の伝達手段を用いるものとする。

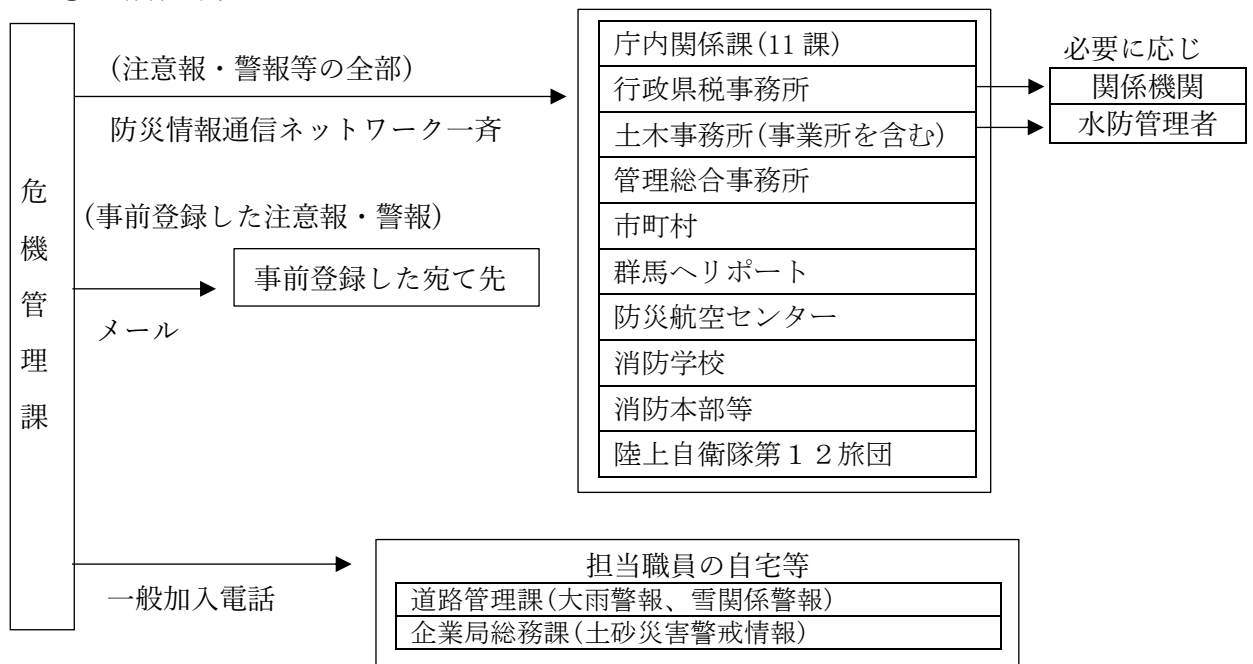
伝達手段 伝達先	県防災情報通信 ネットワーク
県危機管理課	○
県警察本部	○
NHK前橋放送局	○

(2) 県危機管理課からの通報伝達系統(詳細)

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 水防法に基づく伝達系統

(群馬県水防計画の定めるところによる。)

10 住民等に対する気象情報等の周知

- (1) 放送機関は、前橋地方気象台から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて住民等に周知するものとする。特に、警報については、速やかに周知するよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、有線放送、防災行政無線、広報車、サイレン、使走等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、県及び市町村が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに市町村に通知し、市町村は直ちに住民等に周知するものとする。
- (3) 道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した場合には通行規制を行うことを事前に周知・広報するとともに、ホームページにより雨量の情報を提供するものとする。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示すものとする。
- (4) 道路管理者は、降雨予測及び降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測及び降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (5) 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。

また、県（交通イノベーション推進課）は、鉄道事業者から計画運休の連絡を受けた場合は、関係部署及び市町村等の関係機関に情報提供するものとする。

〈関係資料〉資料編5－1 気象台の観測所

- 同 5－2 気象等に関する特別警報の発表基準
- 同 5－3 警報・注意報等発表基準
- 同 5－4 大雨警報基準
- 同 5－5 洪水警報基準
- 同 5－6 大雨注意報基準
- 同 5－7 洪水注意報基準

第2節 避難誘導

市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、消防機関、県警察、県(知事戦略部、総務部、県土整備部)、自衛隊、自主防災組織、運送事業者

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市町村長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 市町村は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 市町村は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(分散避難)を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 市町村長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- カ 市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 市町村長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- ク 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言するものとする。また、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

表 1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市町村長 (災害対策基本法第 56 条)	・ 要配慮者の避難開始 ・ 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	【市町村の発令基準例】 [浸水害] ・ A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）（避難判断水位等）に到達し、かつB地点上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 等 [土砂災害] ・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が警戒（赤）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 等		
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	・ 立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	・ 立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	【市町村の発令基準例】 [浸水害] ・ A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）（氾濫危険水位等）に到達し、かつB地点上流域の水位観測所の水位が上昇している場合 等 [土砂災害] ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 等		
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第 4 条)	・ 避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	・ 避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	市町村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	【市町村の発令基準例】 [浸水害] (災害が切迫) ・ A川のB水位観測所の水位が堤防高（または背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合等 (災害発生を確認) ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 [土砂災害] (災害が切迫) ・ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 等 (災害発生を確認) ・ 土砂災害の発生が確認された場合		

表 2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

（2） 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

ア 避難対象地域	エ 避難経路
イ 避難を必要とする理由	オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)
ウ 避難先（屋内安全確保を含む）	

（3） 伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（4） 市町村から関係機関への連絡

市町村は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、地元警察

機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

ア 市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

2 避難誘導

市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

(1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。

(2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

(3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 避難者の運送の要請

(1) 県（危機管理課、交通インノベーション推進課）は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

(2) 県（危機管理課、交通インノベーション推進課）は、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

5 警戒区域の設定

(1) 市町村長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第

63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市町村長その他市町村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市町村から関係機関への連絡

市町村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

〈関係資料〉 資料編 15－1 災害時における放送・報道要請に関する協定

第3節 広域避難

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災市町村は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

市町村、県（総務部ほか）

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 市町村は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、当該避難者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在（以下「広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、(1)により協議した市町村長（以下本項目において「協議元市町村」という。）に通知するものとする。
- (5) 協議元市町村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 市町村は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県（危機管理課）に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があったときは、他の都道府県と協議を行う。
- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議をするときは、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やか

に、その内容を（１）の協議を求めた市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

- （５） （１）の協議を求めた市町村は、（４）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

3 市町村による県外広域避難の協議等

- （１） 市町村は、２（１）の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- （２） 市町村は、（１）の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- （３） （２）の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。
- （４） 協議元市町村は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県（危機管理課）に報告するものとする。
- （５） （４）の報告を受けた県（危機管理課）は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告する。

4 広域避難に係る助言

県（危機管理課）は、市町村から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、県（危機管理課）は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求めるものとする。

5 広域避難の実施について

- （１） 県（危機管理課・交通イノベーション推進課）、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- （２） 県（危機管理課）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第4節 災害未然防止活動

水防管理者、河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者、ダム・堰・水門等の管理者

1 水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 ダム、堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他のダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

第5節 物資及び電力確保に関する事前対策

県(総務部)、市町村、電気事業者

1 物資調達・輸送等に関する事前対策

県(危機管理課)及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 電力確保に関する事前対策

県(危機管理課)及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集・連絡

県、県警察、市町村、消防機関、その他の防災関係機関

県、市町村その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、県民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 県における災害情報の収集

ア 危機管理課は、次のとおり災害情報の収集を行うものとする。

(ア) 市町村、消防本部その他防災関係機関に照会し、情報を収集する。

(イ) 必要に応じ防災ヘリコプター「はるな」を出動させ、情報の収集に当たる。

(ウ) 被災地においては、混乱や通信手段の途絶のために情報収集活動が不十分な事態が予想されるため、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣して情報収集に当たらせる。

(エ) 市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報を収集する。

イ 庁内各課、事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるものとする。

(2) 県警察における災害情報の収集

警察本部は、県民等からの110番通報等による災害情報を取りまとめるほか、警察官を現地及び県・市町村等関係機関に派遣し、さらに必要に応じ県警ヘリコプター「あかぎ」を出動させて情報の収集に当たらせるものとする。

また、必要に応じ、県警ヘリコプター「あかぎ」に搭載したヘリコプターテレビシステムにより、その映像を関係機関に伝送するものとする。

(3) 市町村における災害情報の収集

市町村は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。

特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、

積極的に情報収集を行うものとする。

(4) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

(5) その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。

(6) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県庁
人的被害	市町村、県警察、消防本部	行政県税事務所	危機管理課
家屋被害	市町村	同上	同上
火災	消防本部	同上	消防保安課
学校	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県私学・青少年課	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 私学・青少年課
病院	市町村、県保健福祉事務所	保健福祉事務所	医務課
社会福祉施設	市町村、県社会福祉施設所管課		地域福祉課
道路、橋梁	各道路管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所 ・市町村 ・東日本高速道路（株）	土木事務所	道路管理課
河川	各河川管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所 ・市町村	土木事務所	河川課
砂防設備	各設備管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所	同上	砂防課
地すべり防止施設	各施設管理者 ・関東地方整備局 ・関東森林管理局 ・県土木事務所 ・県森林（環境森林）事務所 ・県農業事務所	土木事務所 森林（環境森林）事務所 農業事務所	砂防課 森林保全課 農村整備課

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県庁
急傾斜地崩壊 防止施設	県土木事務所	土木事務所	砂防課
治山施設	県森林（環境森林）事務所	県森林（環境森林）事務所	森林保全課
清掃施設	市町村	環境（環境森林）事務所	廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者		交通イノベーション推進課
水道	水道事業者	保健福祉事務所	食品・生活衛生課
下水道	各下水道事業者 ・市町村 ・下水道総合事務所	下水道総合事務所	下水環境課
農業集落排水	市町村	農業事務所	下水環境課
通信サービス	電気通信事業者		危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者		産業政策課
LPGガス	LPGガス事業者		消防保安課
電気	電気事業者		危機管理課
ブロック塀	市町村	行政県税事務所	同上
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 米麦畜産課 野菜花き課 蚕糸特産課 農村整備課
林業	市町村 県森林（環境森林）事務所	森林（環境森林）事務所	林業振興課 森林保全課
商業・工業	市町村 商工会議所・商工会	行政県税事務所 （県庁で直接実施できない 場合）	産業政策課 地域企業支援課

2 県における災害情報の連絡

- (1) 各地域機関等は、それぞれの担当分野に関する災害情報を県庁の関係課その他関係機関に連絡するものとする。

なお、県災害対策本部が設置された場合は、関係行政県税事務所にも連絡するものとする。

- (2) 県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関係省庁その他関係機関に連絡するものとする。

なお、県災害対策本部が設置された場合は、防災総括班(危機管理課)への連絡は、原則として各部の総務班を経由するものとする。

- (3) 危機管理課は、庁内各課・事務所、警察本部、市町村、消防本部その他関係機関から収集した災害情報をとりまとめ、庁内関係課・事務所その他関係機関に連絡するものとする。
- (4) 危機管理課は、当該災害が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき消防庁に報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）又は第4号様式（その2）（被害状況即報）による。

- 1 一般基準
 - ・ 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ・ 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ・ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - ・ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの
 - ・ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 2 個別基準（一般基準に該当しないもの）
 - ・ 崖崩れ、地すべり、土石流等により人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ・ 洪水、浸水、河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ・ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ・ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ・ 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- 3 社会的影響基準
 - ・ 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

消防庁「応急対策室」（平日 9:30～18:15）	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間以外）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- （5） 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、危機管理課が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、危機管理課は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集するものとする。当該情報が得られた際は、危機管理課は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県（危機管理課、メディアプロモーション課）は、人的被害の数等について広報を行う際には、警察、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- （6） 危機管理課は、とりまとめた情報を情報提供機関にフィードバックするものとする。
- （7） 危機管理課は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を指定行政機関を通じて国の政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部」をいう。以下同じ）等に連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。
- （8） 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 県警察における災害情報の連絡

警察本部は把握した災害情報を県危機管理課に連絡するものとする。

4 市町村における災害情報の連絡

市町村における災害情報の連絡は、次による。

（1） 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握

できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を被災市町村に派遣し、市町村からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後 30 分以内に「火災・災害等即報要領」第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

①第 1 報は、被害状況を確認し次第報告。

②第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は 1 時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3 時間ごとに報告。

③災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に、6 時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市町村は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

5 消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市町村及び県危機管理課に報告するものとする。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け 消防第267号消防庁長官通知）の規定に基づきその状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）又は第4号様式（その2）（被害状況即報）による。

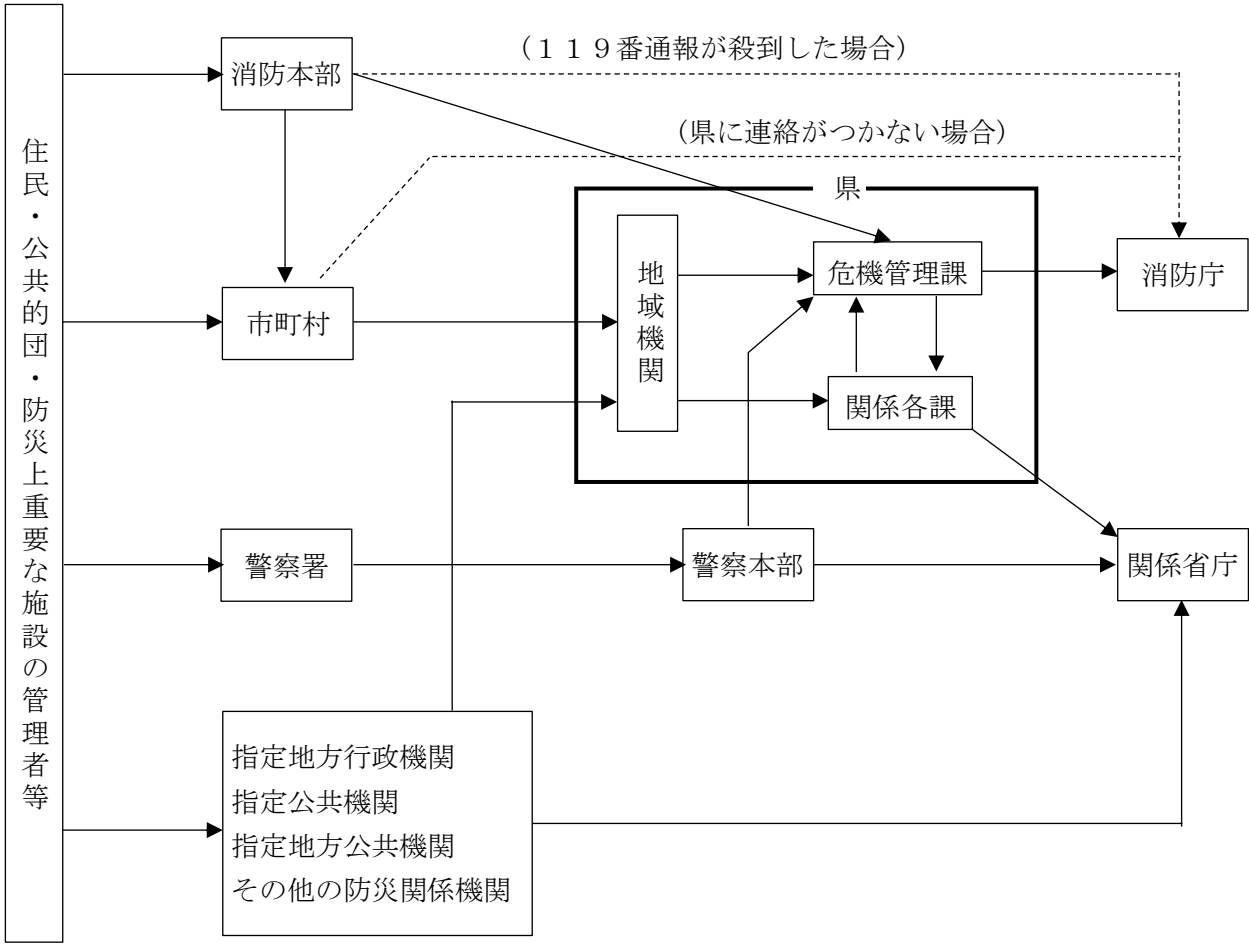
消防庁「応急対策室」（平日 9:30～18:15）	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間以外）	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

6 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

〈関係資料〉資料編 6－1 災害の被害状況等に係る情報提供等に関する協定（県～県隊友会、県～赤十字飛行隊群馬支隊）

〈情報連絡系統図〉



第4号様式（その1）														
(災害概況即報) 報告日時 年 月 日 時 分 都道府県 市町村 (消防本部名) 報告者名 消防庁受信者氏名 災害名 (第 報)														
災害の概況	発生場所			発生日時			月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)								
応急対策の状況	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。） (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。														

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

[illegible]

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。
ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。

- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第2節 通信手段の確保

県(総務部)、県警察、市町村、消防機関、電気通信事業者、その他の防災関係機関

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

県(危機管理課、財産有効活用課)及び市町村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、県(危機管理課)は、県の情報通信手段の機能に支障が生じた場合は、直ちに関東総合通信局に連絡するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

県(危機管理課)、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 電気通信事業者による通信障害に関する情報の共有及び重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、県、市町村等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

4 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

5 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	県、市町村	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	県、市町村 指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備等	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉(関東地方非常通信協議会の例示)

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② 宛て先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

- 〈関係資料〉資料編 7-1 群馬県防災情報通信ネットワーク図
 同 7-2 群馬県地方通信ルート
 同 7-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定(県～県警)

第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

県

群馬県災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定

知事は、次のいずれかに該当するときは、群馬県災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。

- (1) 県内に特別警報が発表されたとき。
- (2) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
- (3) 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため、知事が必要と認めたとき。

2 設置場所

災害対策本部は、群馬県庁舎7階の「群馬県危機管理センター本部室」に設置する。

なお、災害の状況により県庁舎に設置できないときは、前橋合同庁舎敷地内の「群馬県地域防災センター」に設置する。

3 廃止の決定

災害対策本部長(災害対策本部の長(知事))は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに消防庁、関係市町村、関係消防本部、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

5 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部と地方部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。

- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副知事、その他の職員の順とする。

7 災害対策本部地方部

- (1) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定の区域における災害対策の推進を図るため必要と認めたときは、災害対策本部地方部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部が設置されるときは、現地災害対策本部が管轄する区域を管轄する地方部は、現地災害対策本部に吸収される。現地災害対策本部に二以上の地方部が吸収されるきは、「〇〇地方部」は「現地災害対策本部〇〇支部」に、「〇〇地方部長」は「現地災害対策本部〇〇支部長」に、「〇〇地方部□□班」は「現地災害対策本部〇〇支部□□班」に改称する。

8 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を群馬県危機管理センター本部室の近くに設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

9 自衛隊連絡室

自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊に対する派遣要請及びこれに基づく自衛隊の活動が適切に実施されるように、自衛隊の幹部が常駐する自衛隊連絡室を群馬県危機管理センター本部室の近くに設置し、災害対策本部と自衛隊との連携を強化する。

10 保健医療福祉調整本部の設置

大規模災害が発生した場合には、保健医療福祉調整本部を設置し、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

11 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各部長は、部内に本部連絡員若干名を置く。
- (2) 各部の本部連絡員のうち1人は、本部会議において部長に同伴する。
- (3) 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

12 災害対策中央連絡部

- (1) 災害対策本部長は、政府、国会その他関係機関との情報連絡、陳情等を行うため必要と認めたときは、県東京事務所内に災害対策中央連絡部を設置する。
- (2) 中央連絡部長には東京事務所長を充て、連絡部員には東京事務所職員を充てる。

13 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

14 市町村災害対策本部との連携

災害対策本部は、市町村災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、必要に応じ職員を市町村災害対策本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

15 国の政府本部等との連携

(1) 災害対策本部は、国が政府本部又は現地災害対策本部を設置したときは、相互に緊密な連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、政府本部との連絡調整は中央連絡部を通じて行う。

(2) 災害対策本部は、必要に応じ、国の政府本部に対し国の職員の派遣を求める。

(3) 県は国（内閣府）が開催する連絡会議※1及び調整会議※2において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。また、必要に応じ、国との会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

※1 内閣府が、関係省庁、都道府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うために現地で開催するもの。

※2 内閣府が、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため現地で開催するもの。

16 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥避難受入活動
- ⑦食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ライフラインの応急復旧
- ⑨保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩社会秩序の維持
- ⑪公共施設・設備の応急復旧
- ⑫災害広報活動(随時)
- ⑬ボランティアの受入れ(随時)

⑭二次災害の防止(随時)

17 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

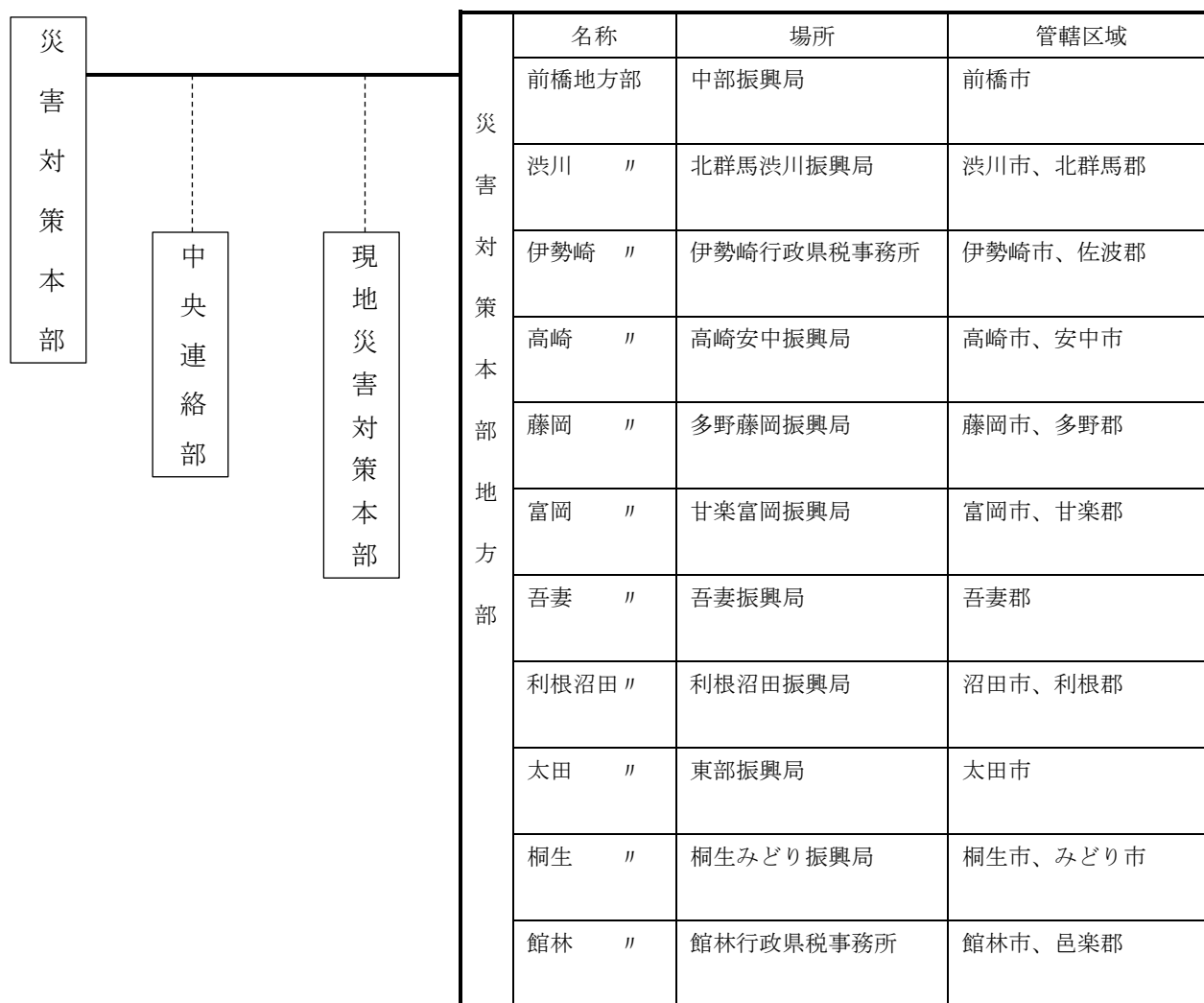
〈関係資料〉 資料編 1－2 群馬県災害対策本部条例

第2節 災害対策本部の組織

県

1 災害対策本部の組織編成

群馬県災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の組織系統は、次図のとおりとする。



(注)・現地災害対策本部が設置されたときは、地方部は現地災害対策本部に吸収される。

本部会議		部	班
本部長	知 事		
副本部長	副知事	総務部	防災総括班、総務班、財政班、避難所支援班、渉外班
	副知事	知事戦略部	知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、交通対策班、知事戦略応援班
	警察本部長	地域創生部	地域創生総務班、外国人支援班、文化財保護班、地域創生応援班
本部員	危機管理監	生活こども部	生活こども総務班、ボランティア・県民相談班、私立学校・児童福祉班
	知事戦略部長	健康福祉部	健康福祉総務班、医療・防疫班、要配慮者対策班、衛生・食品班、医薬品対策班、健康福祉応援班
	デジタルトランスフォーメーション推進監	環境森林部	環境森林総務班、環境汚染対策班、ごみ・し尿対策班、林業対策班、環境森林応援班
	グリーンイノベーション推進監	農政部	農政総務班、農作物・施設対策班、農地・農業用施設対策班、食料調達班、農政応援班
	総務部長	産業経済部	産業経済総務班、燃料対策班、生活必需品班、地域企業支援班、観光班、産業経済応援班
	地域創生部長	県土整備部	県土整備総務班、道路対策班、河川水防班、砂防班、施設対策班、被災宅地建物班、住宅対策班、下水道班、県土整備応援班
	生活こども部長	企業部	企業総務班、発電班、団地班、水道班
	こどもまんなか推進監	病院部	病院総務班
	健康福祉部長	教育管理	教育総務班、公立学校施設班、社会教育施設班
	環境森林部長	学校教育	公立学校指導班、学校教育応援班
	農政部長	会計部	経理班
	産業経済部長	議会部	議会班
	県土整備部長	警備部	警備対策班
	会計管理者	警務部	警務対策班
	企業管理者	生活安全部	生活安全対策班
	病院局長	地域部	地域対策班
	教育長	刑事部	刑事対策班
	議会事務局長	交通部	交通対策班
		情報通信部	通信対策班

本部連絡員	各部の防災事務担当者

自衛隊連絡室

2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副知事、警察本部長の順とする。

3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

(*印は班長、その他は副班長)

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)	
	救出・救助調整チーム	(リーダー) 消防保安課長 (チーム員) 消防保安課、危機管理課 (事務分掌) 1 被災者の救出及び救助に関する事。 2 消防機関との連絡調整に関する事。 3 市町村消防応援の要請に関する事。 4 緊急消防援助隊の調整に関する事。 5 航空運用調整に関する事。 6 危険物(消防法)、高圧ガス、火薬類及び放射性物質に係る災害応急対策に関する事。
	受援・応援チーム	(リーダー) 市町村課長 (サブリーダー) 人事課長 (チーム員) 市町村課、人事課員の他、危機管理課、食品・生活衛生課、ぐんまブランド推進課、地域企業支援課から派遣 (事務分掌) 1 受援に関する状況把握・取りまとめに関する事。 2 応援に関する状況把握・取りまとめに関する事。 3 応援・受援調整及び調整会議の実施に関する事。 4 被災市町村の業務支援のための県応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関する事。 5 資源の調達・管理に関する事。 6 県応援職員の派遣に関する事。
	輸送担当	(リーダー) 危機管理課次長 (構成所属) 市町村課、危機管理課、ぐんまブランド推進課、地域企業支援課、道路管理課、各行政県税事務所、物資集積拠点関係所属 (事務分掌) 1 県物資集積拠点の開設・運営に関する事。 2 救援物資の輸送に関する事。
	総括調整担当	(リーダー) 危機管理・防災係長 (サブリーダー) 計画推進係長 (構成所属) 危機管理課 (事務分掌) 1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 本部長又は本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関する事。 3 各部の総合調整に関する事。 4 中央連絡部、現地本部及び地方部との連絡調整に関する事。 5 市町村との連絡調整に関する事。 6 地震及び気象情報の受領及び伝達に関する事。 7 各部からの災害情報の取りまとめに関する事。 8 内閣総理大臣、消防庁長官及び中央防災会議に対する報告に関する事。 9 災害救助法に基づく救助の実施に係る取りまとめに関する事。 10 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 11 都道府県相互応援の要請に関する事。 12 緊急通行車両の確認事務に関する事。 13 救援物資の保管及び受払いに関する事。 14 その他いずれの部にも属しない事項に関する事。
	情報収集担当	(リーダー) 情報通信係長 (構成所属) 危機管理課、消防保安課 (事務分掌) 1 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集、分析、記録及び共有に関する事。
	総務班 (*総務課長) (人事課長) (財産有効活用課長)	1 防災総括班を除く部内各班の総合調整に関する事。 2 県庁舎の機能維持に関する事。 3 県有施設の被災状況の調査に関する事。 4 被災県有施設の応急復旧に関する事。 5 県職員の被災状況の調査に関する事。

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
総務部 (危機管理監) (総務部長)	総務班 (＊総務課長) (人事課長) (財産有効活用課長)	6 県集中管理車による人員又は物資の輸送に関する事 7 指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣の要請又は派遣のあつせんの要請に関する事 8 その他部内各班に属しない事項に関する事
	財政班 (＊財政課長)	1 災害対策に係る予算措置に関する事
	避難所支援班 (＊統計課長) (市町村課長)	1 避難所運営支援に関する事
	渉外班 (＊人事委員会事務局長) (監査委員事務局長) (総務事務管理課長)	1 国の現地調査の調整に関する事。(他部の所管に属するものを除く) 2 その他部内各班に属しない国の機関との連絡調整に関する事
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	知事戦略総務班 (＊戦略企画課長) (秘書課長) (地域外交課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 国に対する緊急要望に関する事 4 外国(大使館、救援団体等)との連絡窓口に関する事 5 その他部内各班に属しない事項に関する事
	広報班 (＊メディアプロモーション課長)	1 広報に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 記録写真及び記録映像の撮影に関する事
	情報通信ネットワーク班 (＊デジタルトランスフォーメーション課長)	1 群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関する事
	交通対策班 (＊交通イノベーション推進課長)	1 公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事 2 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関する事
	知事戦略応援班 (＊グリーンイノベーション推進課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
地域創生部 (地域創生部長)	地域創生総務班 (＊地域創生課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	外国人支援班 (＊ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長)	1 外国人に係る情報に関する事 2 その他外国人の支援に関する事
	文化財保護班 (＊文化財保護課長)	1 文化財に係る災害情報の収集に関する事 2 文化財に係る災害応急対策に関する事
	地域創生応援班 (＊文化振興課長) (スポーツ振興課長) (湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
生活こども部 (生活こども部長) (こどもまんなか推進監)	生活こども総務班 (生活こども課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	ボランティア・県民相談班 (県民活動支援・広聴課長) (消費生活課長)	1 ボランティア活動の支援及び調整に関する事 2 広聴・県民相談に関する事
	私立学校・児童福祉班 (＊こども子育て支援課長) (私学・青少年課長) (児童福祉課長)	1 私立学校及び児童福祉施設の施設、幼児、児童、生徒、利用者及び職員に係る災害情報の収集に関する事 2 私立学校及び児童福祉施設の幼児、児童、生徒、利用者及び職員の安全の確保に関する事 3 私立学校における応急教育の支援に関する事 4 児童福祉施設における応急対策の支援に関する事

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (＊健康福祉課長) (地域福祉課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 義援金品の募集及び配分に関する事 4 保健医療福祉調整本部の設置・運営に関する事 5 都道府県DHEATの受援調整及び群馬DHEATの派遣調整に関する事 6 その他部内各班に属しない事項に関する事
	医療・防疫班 (＊医務課長) (感染症・疾病対策課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	1 医療及び防疫に係る災害情報の収集に関する事 2 救護班の編成に関する事 3 救護所の開設に関する事 4 群馬DMATの派遣要請に関する事 5 救護班(都道府県DMATを含む)等の調整に関する事 6 後方支援医療機関の確保及び広域医療搬送の確保に関する事 7 感染症の予防に関する事 8 こころのケアに関する事 9 DPATの派遣要請、調整等に関する事
	要配慮者対策班 (＊介護高齢課長) (地域福祉課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	1 要配慮者に係る災害情報の収集に関する事。(他部の所管に係るものを除く。) 2 要配慮者の支援に関する事。(他部の所管に係るものを除く。) 3 災害福祉支援ネットワーク事務局との連絡調整(ぐんまDWATの派遣調整を含む)に関する事 4 他の都道府県DWATの派遣要請に関する事
	衛生・食品班 (＊食品・生活衛生課長)	1 水道に係る災害情報の収集に関する事 2 飲料水の供給に関する事 3 食品衛生の監視に関する事 4 特定動物の逸走防止及び逸走動物の捕獲に関する事 5 埋火葬に係る市町村への支援に関する事
	医薬品対策班 (＊薬務課長)	1 医薬品及び医療資機材の調達及び供給に関する事
	健康福祉応援班 (＊監査指導課長) (国保援護課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
環境森林部 (環境森林部長)	環境森林総務班 (＊環境政策課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	環境汚染対策班 (＊環境保全課長)	1 環境汚染に係る災害情報の収集に関する事 2 環境汚染に係る災害応急対策に関する事
	ごみ・し尿対策班 (＊廃棄物・リサイクル課長)	1 ごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関する事 2 ごみ・し尿の処理に係る市町村への支援に関する事
	林業対策班 (＊林政課長) (森林保全課長) (林業振興課長)	1 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害情報の収集に関する事 2 林地における土砂災害及び雪崩に係る災害応急対策に関する事 3 林野火災に係る情報収集に関する事 4 治山・林道等施設の応急復旧に関する事 5 林産物に係る災害応急対策に関する事
	環境森林応援班 (＊自然環境課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
農政部 (農政部長)	農政総務班 (＊農政課長) (農業構造政策課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 関係機関に対する報告及び連絡に関する事 4 被災農業協同組合等の指導に関する事 5 その他部内各班に属しない事項に関する事

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
農 政 部 (農政部長)	農作物・施設対策班 (*米麦畜産課長) (農政課長) (野菜花き課長) (蚕糸特産課長)	1 農業に係る災害情報の収集に関すること。 2 農作物及び農業用施設被害に関する助成及び金融措置に関すること。 3 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関すること。 4 被害農作物の応急措置に関すること。 5 被災園芸、農作物、特産品、水産物及び蚕糸関係の応急措置に関すること。 6 災害時における家畜の防疫診断及び畜産施設の応急措置に関すること。 7 災害時における飼料の供給に関すること。
	農地・農業用施設対策班 (*農村整備課長)	1 農地及び農業用施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 被災農地及び農業用施設の応急措置に関すること。
	食料調達班 (*ぐんまブランド推進課長)	1 応急食料等の調達配給に関すること。
	農政応援班 (*農業構造政策課長)	1 本部長が命じた事項に関すること。
産 業 経 済 部 (産業経済部長)	産 業 経 済 総 務 班 (*産業政策課長)	1 部内の総合調整に関すること。 2 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 3 その他部内各班に属しない事項に関すること。
	燃 料 対 策 班 (*産業政策課長)	1 燃料の供給に関する情報の取りまとめに関すること。 2 県民の安全のために重要な施設等への燃料の供給の要請に関すること。
	生 活 必 需 品 班 (*地域企業支援課長)	1 生活必需品の調達及び供給に関すること。 2 商業に係る災害情報の収集に関すること。 3 商業に係る災害応急対策に関すること。
	地域企業支援班 (*地域企業支援課長)	1 工業及び鉱害防止対策済み休廃止鉱山に係る災害情報の収集に関すること。 2 工業及び鉱害防止対策済みの休廃止鉱山に係る災害応急対策に関すること。
	観 光 班 (*観光魅力創出課長)	1 観光地の災害情報の収集に関すること。 2 観光客の救護に関すること。
	産 業 経 済 応 援 班 (*未来投資・デジタル産業課長) (労働政策課長) (eスポーツ・新コンテンツ創出課長) (労働委員会事務局長)	1 本部長が命じた事項に関すること。
県 土 整 備 部 (県土整備部長)	県 土 整 備 総 務 班 (*監理課長) (建設企画課長)	1 部内の総合調整に関すること。 2 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 3 建設業者に対する災害応急対策業務の協力の要請に関すること。 4 その他部内各班に属しない事項に関すること。
	道 路 対 策 班 (*道路管理課長) (道路整備課長)	1 道路に係る災害情報の収集に関すること。 2 県管理道路の応急復旧に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 4 道路啓開に関すること。
	河 川 水 防 班 (*河川課長)	1 公共土木施設の被害情報の取りまとめに関すること。 2 河川に係る災害情報の収集に関すること。 3 水防計画の実施に関すること。 4 県管理の河川管理施設の応急復旧に関すること。

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
県土整備部 (県土整備部長)	砂防班 (*砂防課長)	1 人家等に関する土砂災害及び雪崩に係る災害情報の収集に関する事 と。 2 人家等に関する土砂災害及び雪崩に係る災害応急対策に関する事 と。
	施設対策班 (*都市整備課長) (都市計画課長)	1 都市施設に係る災害情報の収集に関する事 と。 2 不特定多数の者が利用する県有都市施設における利用者の安全の確保 に関する事 と。 3 県有都市施設の応急復旧に関する事 と。 4 群馬ヘリポートの供用に関する事 と。
	被災宅地建物班 (*建築課長)	1 被災宅地、建築物の応急危険度判定に関する事 と。 2 応急仮設住宅の建設に関する事 と。
	住宅対策班 (*住宅政策課長)	1 住宅に係る災害情報の収集に関する事 と。 2 県営住宅の応急復旧に関する事 と。 3 公営賃貸住宅及び民間賃貸住宅への応急入居の確保に関する事 と。
	下水道班 (*下水道環境課長)	1 下水道施設に係る災害情報収集に関する事 と。 2 流域下水道施設の応急復旧に関する事 と。
	県土整備応援班 (*契約検査課長)	1 本部長が命じた事項に関する事 と。
企業部 (企業局長)	企業総務班 (*企業局総務課長) (経営戦略課長)	1 部内の総合調整に関する事 と。 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 と。 3 部内の財産管理に関する事 と。 4 部内の応急対策物資の購入に関する事 と。 5 部内の車両に関する事 と。 6 その他部内各班に属しない事項に関する事 と。
	発電班 (*発電課長)	1 県営発電施設の応急復旧に関する事 と。
	団地班 (*団地課長)	1 企業局所管の産業団地、住宅団地の応急復旧に関する事 と。 2 企業局所管の県営施設(発電、水道及び工業用水道に係るものを除 く)における利用者の安全確保及び応急復旧に関する事 と。
	水道班 (*水道課長)	1 県営の上水道及び工業用水道の応急復旧に関する事 と。
病院部 (病院局長)	病院総務班 (*病院局経営戦略課長)	1 部内の総合調整に関する事 と。 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 と。 3 部内の財産管理に関する事 と。 4 県立病院の入(通)院患者の安全の確保に関する事 と。
教育管理部 (教育次長)	教育総務班 (*総務課長)	1 教育管理部及び学校教育部の総合調整に関する事 と。 2 教育管理部及び学校教育部の災害情報の取りまとめに関する事 と。 3 その他教育委員会の各部各班に属しない事項に関する事 と。
	公立学校施設班 (*管理課長) (福利課長)	1 公立学校施設の被害状況の調査に関する事 と。 2 公立学校施設の応急復旧に関する事 と。 3 緊急避難場所又は指定避難所に指定された県立学校施設の機能の維持 に関する事 と。
	社会教育施設班 (*生涯学習課長)	1 社会教育施設に係る災害情報の収集に関する事 と。 2 不特定多数の者が利用する県有社会教育施設における利用者の安全の 確保に関する事 と。

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
学 校 教 育 部 (教育次長 (指導担当))	公 立 学 校 指 導 班 (*義務教育課長) (高 校 教 育 課 長) (特別支援教育課長)	1 公立学校の児童、生徒及び教職員に係る災害情報の収集に関するこ と。 2 公立学校の児童、生徒及び教職員の安全の確保に関すること。 3 公立学校における応急教育の実施に関すること。
	学 校 教 育 応 援 班 (*学校人事課長) (健康体育課長)	1 本部長が命じた事項に関すること。
会 計 部 (会計管理者)	経 理 班 (*会 計 管 理 課 長)	1 災害救助基金の出納及び保管に関すること。 2 応急対策物資の購入に関すること。
議 会 部 (議会事務局長)	議 会 班 (*議会事務局総務課長) (議会事務局議事課長) (議会事務局政策広報課長)	1 県議会議員との連絡調整に関すること。
警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警 備 対 策 班 (*警備第二課長)	1 警備部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び情報通信 部の総合調整に関すること。 2 警備部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び情報通信 部の災害情報の取りまとめに関すること。 3 人命救助、行方不明者の捜索及び避難誘導に関すること。 4 警備部隊の編成及び運用に関すること。 5 航空機の運用に関すること。
警 務 部 (警務部長)	警 務 対 策 班 (* 警 務 課 長)	1 装備資機材の調達及び車両等の運用に関すること。 2 警備要員の宿舎に関すること。 3 広報活動に関すること。
生 活 安 全 部 (生活安全部長)	生 活 安 全 対 策 班 (*生活安全企画課長)	1 犯罪の予防に関すること。 2 行方不明者の情報の収集・整理に関すること。 3 銃砲火薬類その他危険物に関すること。
地 域 部 (地域部長)	地 域 対 策 班 (* 地 域 課 長)	1 一般治安に関すること。 2 無線通信指令に関すること。
刑 事 部 (刑事部長)	刑 事 対 策 班 (*刑事企画課長)	1 災害時の犯罪情報の収集及び分析に関すること。 2 災害による死体の検視に関すること。 3 災害時の犯罪の捜査に関すること。
交 通 部 (交通部長)	交 通 対 策 班 (*交通企画課長)	1 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 2 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認事務に関すること。
情 報 通 信 部 (情報通信部長)	通 信 対 策 班 (*機 動 通 信 課 長)	1 通信施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 2 応急通信に関すること。 3 通信用資機材の調達及び運用に関すること。

(注)担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

5 地方部の組織編成

地方部の組織編成は、次のとおりとする。

(1) 前橋地方部 地方部長 中部振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	前橋行政県税事務所	前橋行政県税事務所長	
環境森林班	中部環境事務所 渋川森林事務所	中部環境事務所長	渋川森林事務所長
農業班	中部農業事務所	中部農業事務所長	
県土整備班	前橋土木事務所	前橋土木事務所長	
教育班	中部教育事務所	中部教育事務所長	

(2) 渋川地方部 地方部長 北群馬渋川振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	渋川行政県税事務所	渋川行政県税事務所長	
保健福祉班	渋川保健福祉事務所	渋川保健福祉事務所長	渋川保健所長
環境森林班	中部環境事務所 渋川森林事務所	渋川森林事務所長	中部環境事務所長
農業班	中部農業事務所	中部農業事務所長	
県土整備班	渋川土木事務所	渋川土木事務所長	
教育班	中部教育事務所	中部教育事務所長	

(3) 伊勢崎地方部 地方部長 伊勢崎行政県税事務所長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎行政県税事務所長	
保健福祉班	伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所長	伊勢崎保健所長
環境森林班	中部環境事務所 渋川森林事務所	中部環境事務所長	渋川森林事務所長
農業班	中部農業事務所	中部農業事務所長	
県土整備班	伊勢崎土木事務所	伊勢崎土木事務所長	
教育班	中部教育事務所	中部教育事務所長	

(4) 高崎地方部

地方部長 高崎安中振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	高崎行政県税事務所	高崎行政県税事務所長	
保健福祉班	安中保健福祉事務所	安中保健福祉事務所長	安中保健所長
環境森林班	西部環境森林事務所	西部環境森林事務所長	
農業班	西部農業事務所	西部農業事務所長	
県土整備班	高崎土木事務所 安中土木事務所	高崎土木事務所長	安中土木事務所長
教育班	西部教育事務所	西部教育事務所長	

(5) 藤岡地方部

地方部長 多野藤岡振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	藤岡行政県税事務所	藤岡行政県税事務所長	
保健福祉班	藤岡保健福祉事務所	藤岡保健福祉事務所長	藤岡保健所長
環境森林班	西部環境森林事務所 藤岡森林事務所	藤岡森林事務所長	西部環境森林事務所長
農業班	西部農業事務所	西部農業事務所長	
県土整備班	藤岡土木事務所	藤岡土木事務所長	
教育班	西部教育事務所	西部教育事務所長	

(6) 富岡地方部

地方部長 甘楽富岡振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	富岡行政県税事務所	富岡行政県税事務所長	
保健福祉班	富岡保健福祉事務所	富岡保健福祉事務所長	富岡保健所長
環境森林班	西部環境森林事務所 富岡森林事務所	富岡森林事務所長	西部環境森林事務所長
農業班	西部農業事務所	西部農業事務所長	
県土整備班	富岡土木事務所	富岡土木事務所長	
教育班	西部教育事務所	西部教育事務所長	

(7) 吾妻地方部

地方部長 吾妻振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	吾妻行政県税事務所	吾妻行政県税事務所長	
保健福祉班	吾妻保健福祉事務所	吾妻保健福祉事務所長	吾妻保健所長
環境森林班	吾妻環境森林事務所	吾妻環境森林事務所長	
農業班	吾妻農業事務所	吾妻農業事務所長	
県土整備班	中之条土木事務所	中之条土木事務所長	
教育班	吾妻教育事務所	吾妻教育事務所長	

(8) 利根沼田地方部

地方部長 利根沼田振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	利根沼田行政県税事務所	利根沼田行政県税事務所長	
保健福祉班	利根沼田保健福祉事務所	利根沼田保健福祉事務所長	利根沼田保健所長
環境森林班	利根沼田環境森林事務所	利根沼田環境森林事務所長	
農業班	利根沼田農業事務所	利根沼田農業事務所長	
県土整備班	沼田土木事務所	沼田土木事務所長	
教育班	利根教育事務所	利根教育事務所長	

(9) 太田地方部

地方部長 東部振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	太田行政県税事務所	太田行政県税事務所長	
保健福祉班	太田保健福祉事務所	太田保健福祉事務所長	太田保健所長
環境森林班	東部環境事務所 桐生森林事務所	東部環境事務所長	桐生森林事務所長
農業班	東部農業事務所	東部農業事務所長	
県土整備班	太田土木事務所	太田土木事務所長	
教育班	東部教育事務所	東部教育事務所長	

(10) 桐生地方部

地方部長 桐生みどり振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	桐生行政県税事務所	桐生行政県税事務所長	
保健福祉班	桐生保健福祉事務所	桐生保健福祉事務所長	桐生保健所長
環境森林班	東部環境事務所 桐生森林事務所	桐生森林事務所長	東部環境事務所長
農業班	東部農業事務所	東部農業事務所長	
県土整備班	桐生土木事務所	桐生土木事務所長	
教育班	東部教育事務所	東部教育事務所長	

(11) 館林地方部

地方部長 館林行政県税事務所長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	館林行政県税事務所	館林行政県税事務所長	
保健福祉班	館林保健福祉事務所	館林保健福祉事務所長	館林保健所長
環境森林班	東部環境事務所 桐生森林事務所	東部環境事務所長	桐生森林事務所長
農業班	東部農業事務所	東部農業事務所長	
県土整備班	館林土木事務所	館林土木事務所長	
教育班	東部教育事務所	東部教育事務所長	

(注) 二以上の地方部が設置され、1人の所長が二以上の班長を務める場合であって、当該所長が各地方部の調整会議等に同時に出席できない場合は、当該事務所の次長等を班長代理として出席させることとする。

6 地方部内の事務分掌

地方部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

班名	分掌事務
総務経済班	1 地方部内の総合調整に関すること。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5 市町村との連絡調整に関すること。 6 緊急通行車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。 (ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) 8 生活必需品の調達及び供給に関すること。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
保健福祉班	1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。
環境森林班	1 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関すること。 2 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害応急対策に関すること。 3 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 4 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害応急対策に関すること。 5 林野火災に係る情報収集に関すること。
農 業 班	1 農業に係る災害情報の収集に関すること。 2 農業に係る災害応急対策に関すること。
県土整備班	1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3 水防計画の実施に関すること。
教 育 班	1 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 3 県立学校が緊急避難場所又は指定避難所に使用される場合の市町村への協力に関すること。

(注) 担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

7 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌及び地方部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長又は地方部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

第3節 災害警戒本部等の設置

県

1 災害警戒本部の設置

危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 県内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

2 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の本部長は危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

3 災害警戒本部廃止の決定

危機管理監は、災害による被害の発生するおそれがなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、県土整備部長は、必要に応じ、県水防計画の定めるところにより水防本部を設置するものとする。

第4節 市町村その他の防災関係機関の組織

市町村、その他の防災関係機関

1 市町村

(1) 市町村災害対策本部

ア 市町村災害対策本部の設置

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

イ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、各市町村の地域防災計画の定めるところによる。

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止基準は、各市町村の地域防災計画の定めるところによる。

エ 災害対策本部設置の通知

市町村長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県(危機管理課、行政県税事務所)、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(2) 市町村災害対策本部が設置されない場合

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で災害対策本部が設置されないときは、当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により災害応急対策を行うものとする。

2 その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、各機関の防災関係規程等において定められている活動組織を速やかに立ち上げるものとする。

第5節 職員の非常参集

県、市町村、その他の防災関係機関

1 県における職員の非常参集

(1) 動員の決定

ア 知事は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

イ 危機管理監は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

【災害対策本部等を構成する各所属の動員基準】

動員区分	動員規模	適用基準
初期動員	各所属の約10%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	各所属の約25%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。
2号動員	各所属の約50%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて県の総力を挙げて対応する必要があるとき。

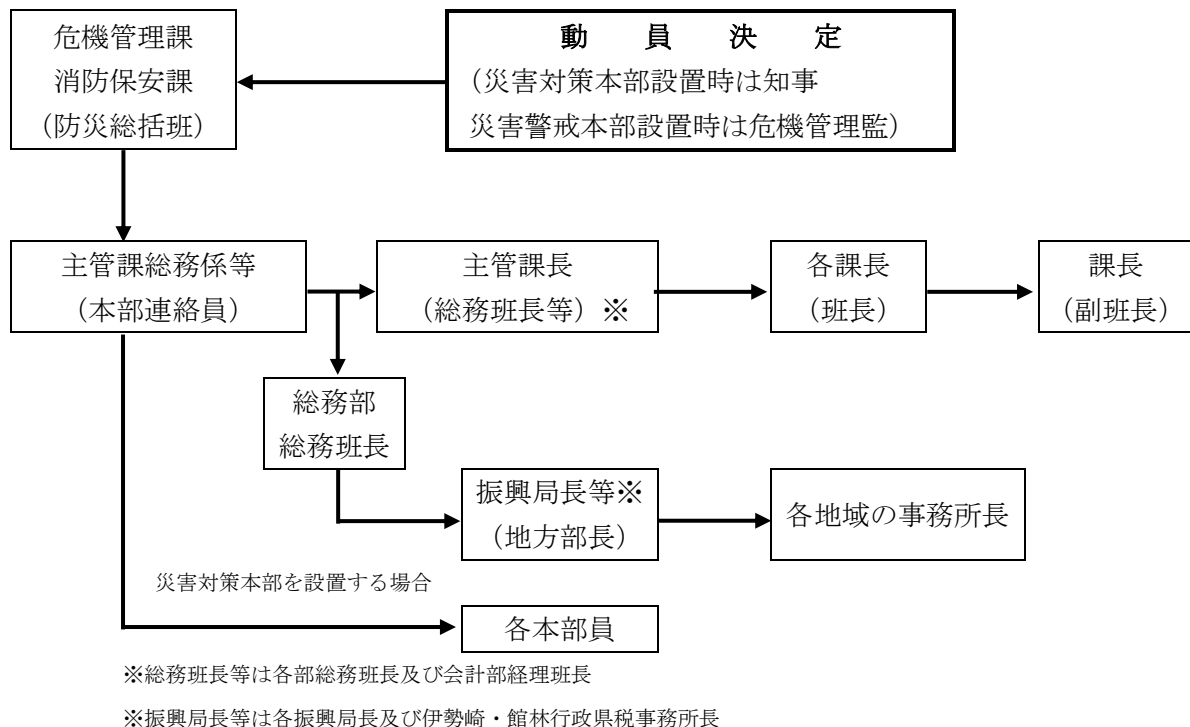
ウ 各課・事務所の動員計画は、毎年4月1日現在で定めるものとする。なお、年度途中で変更があった場合は、その都度更新するものとする。

エ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部署若しくは地域を限定し、又は部署若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

(2) 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は、次図のとおりとする。

【動員の伝達系統図】



(3) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては電話等で伝達するものとする。

(4) 登庁場所

職員は、勤務時間外において登庁の必要が生じたときは、次表の場所に登庁するものとする。

順位	登庁場所
1	自己の勤務場所
2	最寄りの行政県税事務所
3	最寄りの所属する部局の事務所
4	最寄りの事務所

すなわち、原則として、自己の勤務場所に登庁し、それができない場合は、最寄りの行政県税事務所、最寄りの所属する部局の事務所、最寄りの県事務所の順に登庁する。

ただし、職員の住所地の被害が他の地域に比較して重大であると考えられるときは、住所地付近の事務所において応急対策要員が不足することが想定されるので、住所地付近の事務所に登庁するものとする。

(5) 緊急登庁員の登庁

緊急登庁員に指名されている職員は、勤務時間外において電話等で登庁を指示されたときは、前記(4)の規定にかかわらず、県庁グループ員は危機管理課執務室に、地域防災センターグループ員は群馬県地域防災センターに登庁しなければならない。

なお、「動員」と「緊急登庁」が同時に発令されたときは、緊急登庁を優先させるものとする。

(6) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるとき

なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(7) 活動場所

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

2 市町村における職員の非常参集

市町村は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。

参集の基準、方法等は、各市町村の地域防災計画に定めるところによる。

3 その他の防災関係機関における職員の非常参集

その他の防災関係機関は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。

参集の基準、方法等は、各機関の防災関係規程等に定めるところによる。

〈関係資料〉資料編 24－1 動員計画表

第6節 広域応援の要請等

県(総務部)、県警察、市町村、消防機関

1 県が行う応援の要請

県は、必要に応じ、他の都道府県等に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れや市町村への応援体制・手順については、「群馬県災害時受援・応援計画」によるものとする。

(1) 県外の地方公共団体等に対する応援の要請

ア 1都9県に対する応援の要請

(ア) 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県とで締結した「震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、知事(危機管理課)が応援を要請する。

(イ) 要請はカバー都県のひとつに対して行い、本県が被災した場合は、茨城県、栃木県、長野県がカバー都県となる。

(ウ) 要請手続の詳細は、同協定及び「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」による。

イ 埼玉県、新潟県に対する応援の要請

「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づき、次の事項を明示して知事(危機管理課)が応援を要請する。

なお、この場合、前記の1都9県との調整を図る。

- ① 被害の状況
- ② 物資・資機材等の応援を要する場合にあつては、その品名及び数量等
- ③ 職員の応援を要請する場合にあつては、職種別人員
- ④ 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- ⑤ 応援を必要とする期間
- ⑥ その他必要な事項

ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

県(危機管理課)は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に定める地域ブロック(関東ブロック)幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

エ 全国都道府県、全国市長会及び全国町村会に対する応援の要請

応援協定を締結している都県の応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、被害状況等を連絡するとともに、次の事項を明示し、関東ブロックの幹事都県を通じて知事(危機管理課)が応援を要請する。

- ① 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- ② 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- ③ 職種並びに人数
- ④ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- ⑤ 応援期間(見込みを含む。)
- ⑥ その他必要な事項

オ 防災ヘリコプターの応援の要請

福島県、茨城県、栃木県及び埼玉県と締結した「航空消防防災相互応援協定」又は新潟県、山梨県及び長野県と締結した「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、次の事項を明示して知事(消防保安課)が応援を要請する。

- ① 応援活動の種別
- ② 応援活動の内容
- ③ 発生の日時、場所
- ④ 現地の気象状況
- ⑤ 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法
- ⑥ ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- ⑦ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑧ ヘリコプターの給油場所
- ⑨ その他必要な事項

(2) 消防庁に対する広域応援の要請(緊急消防援助隊等)

消防組織法第44条の規定に基づき、知事(消防保安課)が消防機関からの要求又は自らの判断により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請する。

また、緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、知事は、「群馬県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。

消防庁「広域応援室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

(3) 消防庁に対する他の都道府県又は消防機関が所有するヘリコプターの派遣の要請

消防組織法第44条の規定に基づき、知事(消防保安課)が市町村からの要請又は自らの判断により、消防庁長官に対し他の都道府県又は消防機関が所有するヘリコプターの派遣を要請する。

(4) 厚生労働省に対するDHEATによる応援の要請

県(健康福祉課)は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、県内の保健所(保健福祉事務所)の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(5) 県内市町村に対する応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、必要に応じて県内の市

町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(6) 国に対する応援の要求

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が本県や県内市町村を応援することを求めるよう、要求する。

(7) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 県警察が行う応援の要請

県警察は、警察庁又は他の都道府県警察の応援を必要とするときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察災害派遣隊の派遣を要請するものとする。

3 市町村が行う応援の要請

市町村は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、市町村長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市町村長が知事に対し応援を求める。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市町村は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、市町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

4 消防機関が行う応援の要請

(1) 消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。

- (2) 消防機関は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（消防保安課）に要求するものとする。

5 県が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

県は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、知事が指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 国に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、知事が内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 市町村又は他の都道府県に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、知事が市町村長又は他の都道府県の知事に対し職員の派遣を求める。

6 市町村が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市町村は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、市町村長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、市町村長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、市町村長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

7 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。
- (3) 受援機関は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

8 広域的な応援体制

- (1) 県及び市町村は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

9 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

〈関係資料〉 資料編 8－1 緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）

同 8－3 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）

同 8－4 災害時相互応援及び防災協力に関する協定（3県）

同 8－5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

同 8－6 航空消防防災相互応援協定（5県）

同 8－7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定（4県）

同 8－8 群馬県水道災害相互応援協定

同 8－9 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

同 8－10 災害時の支援等に関する協定（関東財務局前橋財務事務所）

第7節 自衛隊への災害派遣要請

県(総務部)、県警察、市町村、自衛隊

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (13) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 自衛隊に対する災害派遣の要請

- (1) 危機管理課長は、市町村長から自衛隊に対する災害派遣要請の要求があったとき又は自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、危機管理監を経由して知事に（そのいとまがないときは直接知事に）当該内容を報告するものとする。
- (2) 知事は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、陸上自衛隊第1旅団長に対し部隊等の派遣を要請するものとする。
特に、多数の要救助者の存在が明らかになり、警察及び消防の組織を挙げても迅速な救出に支障があると認めるときは、直ちに派遣を要請することとする。

(4) 要請文書の送付先(緊急を要する場合の口頭による要請先)は、次表のとおりとする。

(5) 振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長等の役割

この場合、振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性について、市町村長と協議するものとする。

イ その他の県出先機関の長は、管轄市町村内の被害状況に鑑み、自衛隊の災害派遣が必要であると認めたときは、振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長にその旨を連絡するものとする。

知事は、自衛隊の災害派遣を要請したときは、その旨を警察本部長(警備第二課)に連絡するものとし、県警察は、派遣部隊等の活動が円滑に行われるよう交通統制等の便宜を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣要請に係る市町村長の措置

- (1) 市町村長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

	年 月 日	
群馬県知事	宛て	市町村長
		印
自衛隊の災害派遣要請の要求について		
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。		
記		
1 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
例) ・必要な車両、航空機、資機材		
・必要な人員		
・連絡場所及び連絡責任者		

- (3) 市町村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 市町村長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 市町村長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

5 派遣要請に対する自衛隊の対応

陸上自衛隊第12旅団長は、派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣するなど適切な措置を講ずるものとする。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣(以下「自主派遣」という。)するものとする。

(2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
- エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合
- オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土

石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。

オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

9 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は市町村災害対策本部に県、県警察、市町村、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。(第2部第3章第1節8参照)

10 派遣要請後の変更手続

知事(危機管理課)は、派遣要請後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要請する場合は、派遣要請の例により手続を行うものとする。

市町村長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

11 派遣部隊等の撤収要請

(1) 市町村長の撤収要請の要求

市町村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

(2) 知事の自衛隊に対する撤収要請

県危機管理課は、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、危機管理監を通じて知事に報告し、その指示により文書で撤収の要請をするものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

12 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとする。
 - ア 宿泊施設の借上料
 - イ 宿泊施設の汚物処理費用
 - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
 - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市町村と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

水防管理者、河川管理者、農業用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、雪崩防止事業実施機関、道路管理者、県(県土整備部)、市町村

1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 県及び市町村は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 県及び市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (3) 前橋地方気象台は、風水害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。
- (4) 前橋地方気象台及び県(砂防課)は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

2 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- (3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

3 土砂災害の拡大の防止

- (1) 土砂災害防止事業実施機関及び市町村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行うものとする。
- (3) 県(砂防課)は、地滑りによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において、市町村が適切に避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査を行い、その情報を市町村に提供するものとする。

4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

5 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通障害の発生を防止するため、事前に定めた除雪計画等に基づき、道路の除雪を実施するものとする。
- (2) 道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局(群馬運輸支局)を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、積雪による家屋倒壊による被害の防止や生活道路の早期除雪のため、住民に対し、屋根の雪下ろしや生活道路の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して除雪の支援を行うものとする。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たっては、転落等の事故防止について、注意を喚起するものとする。
- (4) 雪崩防止事業実施機関及び市町村は、雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して雪崩危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するものとする。
- (5) 雪崩防止事業実施機関は、雪崩災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を実施し、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

6 被災宅地の二次災害対策

市町村は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

県(建築課)は、被災宅地危険度判定士を活用し、調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

7 空家の二次災害対策

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、県民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

住民、自主防災組織、消防機関、県警察、自衛隊、市町村、県(総務部ほか)、その他の防災関係機関

1 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、市町村役場、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機类等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組組法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、知事(消防保安課)に求める。
- (7) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要求する。
- (8) 災害救助犬については、必要に応じて協定締結団体への出動要請を行うとともに、その他の災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。
- (9) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMAT指定病院又は群馬DMAT指定組織に対し、群馬DMATの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 市町村による救助・救急活動

市町村は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。
また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

5 県による救助・救急活動

県(危機管理課ほか)は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 自らの判断又は市町村等からの要請により、救助・救急活動に必要な技術職員及び一般職員を現地に派遣する。
- (2) 救助・救急活動に当たる機関又は住民に対し、備蓄してある資機材又は調達した資機材を貸し出す。
- (3) 自らの判断又は消防機関からの要求により、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請する。

消防庁「広域応援室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
	地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (4) 自らの判断又は市町村からの要求により、自衛隊に対し部隊等の災害派遣を要請する。
- (5) 必要に応じ、防災ヘリコプターにより被災者の救出・搬送を行う。
- (6) 自らの判断により、群馬DMA Tの派遣を要請する。

6 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県(危機管理課)、市町村及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

7 安否不明者の絞り込み

県(危機管理課)及び市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

8 携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者(携帯電話)に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

9 被災地域外の市町村の役割

被災地域外の市町村は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急

活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

10 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊、市町村及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。
この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。（第2部第3章第1節8参照）
また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 東日本高速道路(株)、県及び市町村は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

11 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

12 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

13 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(関係資料)資料編	8-1	緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
同	9-1	救助用資機材保有状況一覧表
同	9-2	高速自動車道における消防機関出場業務分担表
同	9-3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	13-4	災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)
同	25-1	群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

第2節 医療活動

県(健康福祉部、総務部)、県警察、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、医薬品及び医療資機材の供給業者、その他の医療関係機関

1 被災地域内の医療機関による医療活動

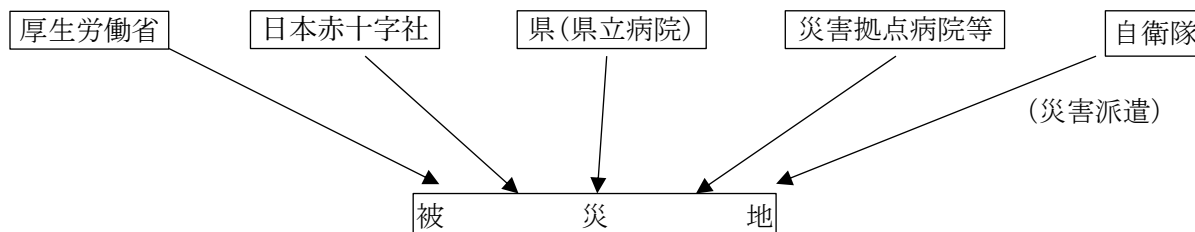
被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市町村又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 県(医務課)及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言を行うものとする。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市町村は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 市町村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 県(医務課又は危機管理課)は、必要に応じ県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMA T、日本赤十字社群馬県支部の救護班、自衛隊の救護班又は国の政府本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- (4) 県(医務課)は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、県医師会、県歯科医師会、県看護協会に対し、調整を要請するものとする。

【救護班派遣概念図】



- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。

県(医務課)及び地域災害医療対策会議は、被災地の市町村及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。

- (6) 救護班の緊急輸送については、県(危機管理課)及び県警察等は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

- (7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 被災地域外での医療活動

- (1) 被災地域内の市町村又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

- (2) 県(医務課)は、群馬県医師会、被災地域外の災害拠点病院、被災地域外の公的医療機関、又は被災地域外の都道府県若しくは市町村に対して、後方支援医療機関の確保を求め、確保された医療機関に関する情報を被災地域内の市町村に連絡するものとする。
- (3) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県(危機管理課)及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。
- (4) 県内での対応が困難な傷病者の搬送を行う必要がある場合、県(医務課)は、広域医療搬送の確保を図るものとする。この場合において、県(医務課)は、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)に対し、県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- (5) 県(医務課)は、広域後方医療関係機関による広域後方医療施設選定結果及び国による県外航空搬送拠点の選定結果に係る連絡等を受け、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、県内航空搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から県内航空搬送拠点までの重症傷病者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

[県内航空搬送拠点(広域搬送拠点臨時医療施設(SCU))]

- ・陸上自衛隊相馬原駐屯地
- ・前橋赤十字病院

6 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同して行う。

7 群馬DMATの活動

- (1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。
 - ア 災害現場における医療情報の収集及び伝達
 - イ 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
 - ウ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
 - エ 他の医療従事者に対する医療支援
 - オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

8 医療救護班(都道府県DMATを含む)等の調整

- (1) 県(医務課)は、災害医療コーディネーター等及び統括DMAT登録者等の協力を得て、群

馬DMAT、他の都道府県から派遣されたDMAT及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。

- (2) 県（医務課）及び地域災害医療対策会議は、被災地においては、地域災害医療コーディネーター及び関係機関等と協力の上、被災地における医療需給の調整等業務を行うものとする。

9 被災者のこころのケア対策

- (1) 県（障害政策課）は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、市町村、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
- ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 県（障害政策課）は、必要に応じて、国（厚生労働省）及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を要請する。

10 薬剤師班の派遣

- (1) 県（薬務課）は、必要に応じ、災害時の薬剤師班の派遣を県薬剤師会に要請し、救護所、指定避難所等における医薬品管理や服薬指導等を行う。
- (2) 指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国（厚生労働省）に対して、薬剤師の派遣を要請する。

11 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市町村又は県（薬務課）に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市町村又は県（薬務課）に供給を要請するものとする。
- (3) 市町村又は県（薬務課）は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

12 災害支援ナースの派遣

県（医務課）は、災害による被災者に対して適切な医療や看護等を提供するため、必要に応じて、医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）等への災害支援ナースの派遣を要請する。

〈関係資料〉資料編 10－1 医療機関名簿

同 10－2 県内主要医薬品製造業者名簿

同 10－3 災害用医薬品備蓄業者名簿

- 同 10－4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10－5 災害用医療用具備蓄業者名簿
- 同 10－6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10－7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10－8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10－9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10－10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
- 同 10－11 群馬DMA T運用計画
- 同 10－12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
- 同 10－13 災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)
- 同 10－14 災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)
- 同 10－15 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県薬剤師会)
- 同 10－16 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県医薬品卸協同組合)
- 同 10－17 災害時の医療機器等の供給に関する協定(県～県医療機器販売業協会)
- 同 10－18 災害時の医療救護に関する協定(県～県柔道整復師会)
- 同 10－19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書(県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体)
- 同 10－20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10－21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書(県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会)
- 同 10－22 災害時の保健衛生に関する協定書(県～県臨床検査技師会)
- 同 10－23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書(県～災害用弾性ストッキング協会)
- 同 12－1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 12－5 ヘリポート適地一覧

第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

県(県土整備部、知事戦略部、総務部)、県警察、市町村、道路管理者、消防機関、自衛隊、鉄道事業者

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

- (1) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、県(道路管理課、危機管理課)に連絡するものとする。
- (2) 道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県(道路管理課、危機管理課)及び市町村と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。
また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者及び政府本部等と相互に密接な連絡を取るものとする。

なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

- 8 自衛隊用自動車（自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。）の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査（交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。）のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。
- (3) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路管理課、危機管理課）、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行うものとする。
- (5) 警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。
- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとるものとする。
- (7) 県公安委員会（警察本部、警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (8) 県（道路管理課、危機管理課）及び市町村は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (9) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基

準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備、また、雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去（除雪を含む。）に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 知事（道路管理課）は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (5) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (6) 県（道路管理課）は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧等の実施を要請するものとする。
- (7) 県（道路管理課）及び市町村は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県知事等が管理する道路において、県知事等に代わって国が道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

4 航空輸送の確保

- (1) ヘリポートの応急復旧等
 - ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。
このため、県（消防保安課）及び市町村は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
 - イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。
- (2) 災害応急対策に従事する航空機の飛行の確保

県（消防保安課）は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機の飛行を優先させるため、又は航空機の輻輳による事故を防止するため、必要に応じ、被災地域上空等における航空機の飛行規制等を国土交通省に要請するものとする。
- (3) 群馬ヘリポートの供用

県（都市計画課）は、緊急輸送を行うヘリコプターの離着陸場として、「群馬ヘリポート」（前橋市下阿内町）の供用を行うものとする。
- (4) 航空機の運用調整等

県（消防保安課）は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、国現地対策本部と連

携して必要な調整を行うものとする。

また、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

さらに県（消防保安課）は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

5 鉄道交通の確保

- (1) 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県(交通イノベーション推進課)に連絡するとともに応急復旧を行うものとする。
- (2) 県(交通イノベーション推進課)は、鉄道施設の被害状況を早期に把握するものとする。
- (3) 県(交通イノベーション推進課)は、活用可能なものから緊急輸送手段として使用できるよう、必要に応じ鉄道事業者に協力を要請するものとする。

6 輸送拠点の確保

- (1) 第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県（危機管理課）は県物資集積拠点を、市町村は市町村物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 県(危機管理課)及び市町村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

〈関係資料〉 資料編 11－1 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

同 11－2 緊急輸送道路ネットワーク

同 11－3 輸送拠点一覧表

同 11－8 災害時における交通の確保等の業務に関する協定（県～警備業協会）

同 11－9 災害時における被災車両等の撤去に関する協定（県～JAF）

同 11－10 災害時等の物資の保管等に関する協定（県～県倉庫協会）

同 11－16 災害時における緊急輸送等に関する協定書（県～県タクシー協会）

同 11－17 災害時における緊急輸送等に関する協定書（県～県バス協会）

同 12－5 ヘリポート適地一覧表

同 12－6 群馬ヘリポートの概要

同 17－1 災害応急対策業務に関する基本協定（県～建設業協会）

同 17－4 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定（県～電設協会）

- 同 17－5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議会)
- 同 17－6 災害時における支援に関する協定(県～交通安全施設業協同組合)
- 同 17－9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定(県～測量設計業協会)

第3節 緊急輸送

県(総務部、知事戦略部、県土整備部)、県警察、その他の防災関係機関

1 輸送手段の確保

県、市町村その他防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

なお、県(危機管理課)においては、(一社)群馬県トラック協会等との間で災害時の緊急輸送に関する協定を締結している。

イ 県(危機管理課、交通イノベーション推進課)は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関(運送事業者等)又は指定地方公共機関(運送事業者等)に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

ウ 県(危機管理課、交通イノベーション推進課)は、指定公共機関(運送事業者等)又は指定地方公共機関(運送事業者等)が正当な理由がないのにイの要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

エ 関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は県、市町村等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

(2) 鉄道の確保

県(交通イノベーション推進課)及び市町村は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

ア 県(危機管理課、消防保安課)は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げにより、ヘリコプターを確保する。

イ 確保したヘリコプターは、県(危機管理課、消防保安課)において、その活動内容を決定し、関係機関に連絡する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課、行政県税務所)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課、行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部、警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式1
- ウ 申出書の添付書類 (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
(イ) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
- エ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

- オ 交付物件 (ア) 緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 標章(別記様式3)

カ 確認処理簿 別記様式4の例による。

(5) 変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
イ 申出書の様式 別記様式5
ウ 申出書の添付書類 (ア) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章
(イ) 変更した事項を確かめるに足りる書類
エ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
オ 交付物件 (ア) 書換え後の緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 書換え後の標章(別記様式3)
カ 確認処理簿 別記様式4の例による。

(6) 再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
イ 申出書の様式 別記様式6
ウ 申出書の添付書類 (ア) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの
エ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
オ 交付物件 (ア) 緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 標章(別記様式3)
カ 確認処理簿 別記様式4の例による。

(7) 返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口(県、公安委員会)に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。(ウ)の場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

- (ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
(イ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき
(ウ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

〈関係資料〉資料編8-6 航空消防防災相互応援協定(5県)

同 11-4 県有自動車数一覧表

同 11-5 トラック保有状況一覧表

同 11-6 バス保有状況一覧表

- 同 11－7 災害時の物資等の緊急運送に関する協定(県～トラック協会)
- 同 11－11 災害時における輸送用車両の提供に関する協定(県～県レンタカー協会)
- 同 11－12 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定(県～赤帽)
- 同 11－16 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県タクシー協会)
- 同 11－17 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県バス協会)
- 同 12－1 ヘリコプター保有状況一覧表

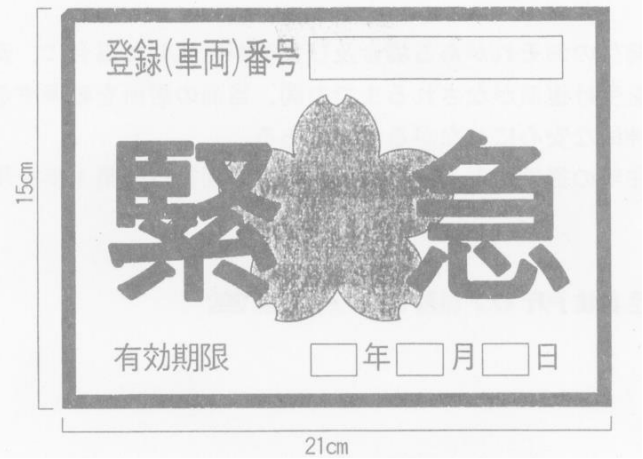
様式 1

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

様式 2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
有 効 期 限	
備 考	

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

様式 5

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

様式 6

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

第7章 避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

市町村

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市町村は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 市町村は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県(危機管理課)は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。
- (5) 市町村は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 管理責任者の配置

市町村は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

4 避難者に係る情報の把握

市町村は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

5 避難者に対する情報の提供

市町村は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

（1）市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 指定避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。

エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。

キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。

ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（2）市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

市町村は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

8 感染症への対応

(1) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違い等への配慮

市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。

イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

キ 女性用と男性用、男女兼用のトイレを離れた場所に設置する

ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。

ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

10 家庭動物への配慮

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

11 在宅避難者等への配慮

県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

12 車中泊避難者への配慮

市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

13 指定避難所の早期解消

市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

避難者名簿(様式例)

指定避難所の名称：

番号	(フリガナ) 氏名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、 停電、ガス停止、電話不通等)	入所日	退所日	その他特記事項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

第2節 応急仮設住宅等の提供

県(県土整備部、総務部)、市町村

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 県(建築課)又は市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 県(建築課、住宅政策課)又は市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

県(建築課)又は市町村は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

また、県(建築課)は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 県(建築課、住宅政策課)又は市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。
この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
- (2) 県(建築課)又は市町村は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 住宅の応急復旧活動

県(住宅政策課)又は市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 賃貸住宅のあっせん

市町村は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を

得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

6 要配慮者への配慮

県(建築課、住宅政策課)及び市町村は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

〈関係資料〉資料編 13－4 災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)

同 17－1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)

同 17－2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(県～プレハブ協会)

同 17－3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(県～宅建協会・全日本不動産協会、県～全住協)

第3節 広域一時滞在

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が被災市町村内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災市町村は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

市町村、県（総務部ほか）

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 被災した市町村は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた協議元市町村は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 協議元市町村は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市町村へ行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要

求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) (1)の協議を求めた市町村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) (1)の協議を求めた市町村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を(1)の協議を行った市町村へ行う。

3 広域一時滞在に係る助言

県（危機管理課）は、市町村から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、県（危機管理課）は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求めるものとする。

第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、県、市町村においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

市町村、県（総務部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会）

1 被災県からの情報収集及び連絡体制の整備

県（総務部）は、広域避難者が多数想定される場合、被災県と密接に連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努め、関係部局と情報の共有を行うものとする。

この際、必要に応じて県から被災県災害対策本部へ連絡調整員を派遣するなどして連携強化を図る。

2 被災県からの応援要請内容の確認

県（総務部）は、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、群馬県の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災県に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入可能な避難施設情報の把握

県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、その規模等に応じて被災県からの受入要請等に対応できるよう、支援の可能性を検討するものとする。

- （1） 県（総務部）は、市町村に対して受入可能な避難施設についての情報提供を依頼する。避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても、提供するように依頼する。
- （2） 市町村は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- （3） 県（総務部）は、市町村から提供された情報をもとに、群馬県内で受入可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- （4） 県（住宅政策課）は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。また、県営住宅の空室等での受入れも検討する。
- （5） 県（地域福祉課）は、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状況を把握する。
- （6） 県（食品・生活衛生課）は、必要に応じて、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と調整の

上、広域避難者の受入れが可能な旅館やホテル等の民間宿泊施設の状況を把握する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 県（総務部）は、県内市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等県内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「群馬県広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を被災県及び県内市町村へ通知する。
- (2) 市町村は、市町村内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市町村内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市町村広域避難者受入総合窓口」を設置する。市町村は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。
- (3) 県（総務部）及び市町村は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (4) 県（総務部）及び市町村は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

5 県内市町村との協力

県及び市町村は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

6 一時避難所の設置

県（総務部）は、市町村における広域避難者受入体制が整備されるまでの間、一時的に広域避難者が避難する施設として、「群馬県総合教育センター（伊勢崎市今泉町一丁目233-2）」等の県有施設などの中から避難元自治体との位置関係等を勘案し、知事が指定する施設を一時避難所として開設し、広域避難者の受入れや避難所運営を実施する。一時避難所については、避難の状況等を勘案しつつ、広域的な観点から運営を行うものとする。

また、県（総務部）は、一時避難所を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ一時避難所に係る情報提供を図る。

7 避難所開設の依頼

- (1) 県（総務部）は、被災県からの広域避難者に関する情報等をもとに、市町村と調整の上、開設する避難所を選定し、施設が立地する市町村に通知し、開設を依頼する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

また、県（総務部）は開設を依頼した避難所について、被災県へ情報提供する。

- (2) 通知を受けた市町村は、第2部第7章第1節2の規定に準じて、開設の準備を行う。

8 広域避難者の受入れ

- (1) 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救

助の方針を決定し、市町村へ通知する。

- (2) 通知を受けた市町村は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は県内市町村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動することとする。

- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市町村においてバス等の移動手段を手配する。

9 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
第7章第1節3～5の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

第7章第1節6～8の規定を準用する。

- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市町村は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

- (4) 広域避難者に係る情報等の被災県への報告
県（総務部）は、市町村から報告を受けた情報について、被災県へ提供するものとする。この場合、国等が運用するシステムの活用も検討することとする。被災県へ報告する情報については、P. 204 記載の避難者名簿（様式例）の記載事項等を参考にしつつ、被災県と協議し、決定する。

なお、提供する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (5) 被災県からの情報等の避難者への提供
県（総務部）は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について市町村を通じて、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県において生活支援関連情報を取りまとめた情報紙の作成を行うなど、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

10 応急仮設住宅等の提供

県（総務部、住宅政策課）は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災県からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げるなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

11 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

県（教育委員会）及び市町村教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向

を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

12 県内病院・福祉施設等への受入れについて

県（健康福祉部）は、被災県からの要請等に基づき、被災県の医療機関や福祉施設等からの広域避難者の受入調整を実施するものとする。また、個別の病院・施設間ネットワーク等による、被災県の病院・施設等からの広域避難者の受入れについては、その実態把握に努めるものとする。

13 避難所の閉鎖

県は、被災県及び広域避難者受入市町村と密接な連携を取り、被災県からの要請に基づき、避難所の閉鎖を広域避難者受入市町村へ通知する。通知を受けた市町村は速やかに避難所を閉鎖する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市町村、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

市町村、水道事業者、県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部、会計局)、日本赤十字社

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市町村は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

2 食料の調達

- (1) 市町村は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 県(危機管理課、ぐんまブランド推進課)は、食料の調達について市町村から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 被災地域外の市町村に対する応援の要請
 - エ 他都道府県又は国に対する応援の要請
- (3) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (4) 県は、災害救助法が適用され、市町村からの要請等も踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請するものとする。

3 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 市町村は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速や

かに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援要請

エ 県に対する応援要請

- (3) 県(危機管理課)は、飲料水の調達について市町村から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している保存水を放出するものとする。また、不足分については、次の手段により確保するものとする。

ア 保存水の流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入(危機管理課)

イ 保存水の製造・販売業者からの購入(危機管理課)

ウ 被災地域外の水道事業者又は市町村に対する応援の要請(食品・生活衛生課)

エ 他都道府県又は国に対する応援の要請(食品・生活衛生課)

4 生活必需品の調達

- (1) 市町村は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援要請

オ 義援物資の募集

- (2) 県(危機管理課、地域企業支援課)は、生活必需品の調達について市町村から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 被災地域外の市町村に対する応援の要請

エ 他都道府県又は国に対する応援の要請

オ 義援物資の募集

- (3) 県又は市町村による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

5 県による主体的供給

県(危機管理課)は、被災市町村における食料等物資が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

6 燃料の供給

- (1) 県(産業政策課)は、燃料の供給が不足した場合、県民の安全を確保するために特に重要な

施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

関係課は、業務に関係する県民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、産業政策課へ報告する。

県（産業政策課）及び市町村は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

特に、被災市町村が複数にまたがる場合には、県（産業政策課及び関係課）は、必要に応じ被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

- (2) 県（産業政策課）は、重要施設の燃料確保が困難な場合、県の区域内の個々の要請案件について、「緊急要請対応システム」又は「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部又は資源エネルギー庁に対して緊急供給要請を行う。

7 物資の配給

市町村及び水道事業者は、市町村が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
- なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

8 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

〈関係資料〉資料編 8－8 群馬県水道災害相互応援協定

同 13－1 備蓄状況一覧表(群馬県)

同 13－4 災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)

第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市町村、県等は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

市町村、県(健康福祉部、環境森林部)

1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 県(健康福祉課)は、必要に応じ、県内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動に係る総合調整を行うものとする。
- (3) 県(健康福祉課)は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し保健医療福祉調整本部及び保健所(保健福祉事務所)による保健医療福祉活動の円滑な実施のため、DHEATの要請を行うものとする。
- (4) 県(健康福祉課)は、群馬県以外が被災した場合、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。
- (5) 市町村は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣し巡回健康相談などを実施するものとする。
- (6) 市町村は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて(中核市の場合は直接)、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療福祉調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。
- (7) 県(医務課)は、保健師の派遣に関して、県内における派遣要請・調整を実施する。県内保健師のみでは対応困難な場合には、厚生労働省へ派遣要請、あつせんを依頼する。
- (8) 巡回健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (9) 市町村は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

- (1) 市町村は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (2) 県(食品・生活衛生課)は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について衛生状態を監視し、問題があるときは改善を指導するものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

- (2) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市町村は、自らの市町村内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(水害廃棄物)の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、市町村は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、市町村は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市町村は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 市町村は、自らの市町村内でごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 災害時における動物の管理等

県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

〈関係資料〉 資料編 14-1 県内清掃施設一覧表

同 14-3 災害時における廃棄物処理に関する協定

同 14-5 災害時における愛護動物の救護活動に関する協定((公社)県獣医師会)

第2節 防疫活動

県(健康福祉部)、市町村

県(感染症・疾病対策課)及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 県の防疫活動

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症(※)及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等の措置を講ずる。
- (2) 関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。
- (3) 患者等に対して二次感染防止等の保健指導を行う。
- (4) 市町村に対して消毒等の防疫活動に係る指示等を行う。
- (5) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。
- (6) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条に規定する予防接種を実施する必要があると認めたときは、当該予防接種を行い、又は市町村に対して行わせる。
- (7) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動を行う。
- (8) その他、感染症法の規定に基づく必要な措置を自ら実施(消毒措置の実施、ねずみ族、昆虫等の駆除)、又は市町村への指示等を行う。

※ 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

2 市町村の防疫活動

- (1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策についての情報提供を行うとともに、県(感染症・疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)

ウ 指定避難所等の衛生保持

エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)

オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・疾病対策課)に協力を要請する。
- (4) その他、県(感染症・疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

市町村、消防機関、県警察、県(健康福祉部)

1 行方不明者の捜索

市町村、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、市町村及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。

3 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市町村、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

市町村は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

市町村は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市町村は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市町村長がこれを行うものとする。
- (2) 市町村は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認める

ときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。

- (3) 市町村は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、当該市町村の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。
- (4) 県(食品・生活衛生課)は、埋火葬について市町村から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

8 行方不明者・死者の氏名等の公表

県(危機管理課)は、災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、県民等に知らせる公益上の必要性があると判断したときは、行方不明者又は死者の氏名等を公表するものとする。

なお、公表に当たっては、当該行方不明者又は死者の家族等の同意を得るとともに、当該行方不明者又は死者の本人、及びその家族等の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとする。

〈関係資料〉資料編 14－2 災害時における遺体の搬送等に関する協定（県～霊柩自動車協会、県～群馬葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会、全日本冠婚葬祭互助協会）

同 25－1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

県(知事戦略部、生活こども部ほか)、市町村、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他の防災関係機関

1 広報活動

- (1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

(4) 情報提供機関の連携

県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や

頻度に配慮するものとする。

また、県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）は「災害時多言語支援センター」を設置し、通訳ボランティアやコーディネーター等による外国人被災者の状況確認、多言語による情報提供や相談業務等の活動を実施する。

（6）情報の入手が困難な者への配慮

県、市町村は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

（1）窓口の設置

県（県民活動支援・広聴課ほか）、市町村等は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

（2）安否情報の提供

県（危機管理課）及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県（危機管理課）及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

3 県における広報・広聴体制

県における広報・広聴体制は、次表のとおりとする。

	広報活動	広聴活動
メディアプロモーション課	1 広報活動の総合調整 2 プレスセンターの設置 3 記者会見、記者発表の設営 4 放送・報道機関への資料提供(災害対策本部が設置された場合)	
県民活動支援・広聴課		1 広聴活動の総合調整 2 総合相談窓口の設置
危機管理課	総合的な災害情報に係る 1 広報資料の作成 2 記者会見・記者発表の実施 3 放送・報道機関への資料提供(災害対策本部が設置されない場合)	1 総合的な広聴事案の処理 2 安否情報の提供
庁内各課	各分掌事務に関する災害情報に係る 1 広報資料の作成 2 記者会見・記者発表の実施 3 放送・報道機関への資料提供(災害対策本部が設置されない場合)	1 専門相談窓口の設置 2 専門的な広聴事案の処理

4 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

〈関係資料〉資料編 15－1 災害時等における放送・報道要請に関する協定(県～各放送・報道機関)

第11章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

県警察

1 安全確保

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

県（生活こども部）

1 需給状況の監視及び指導

県(消費生活課)は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

2 安定供給の要請

県(消費生活課)は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請する。

3 消費者の保護

県(消費生活課)は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

県、市町村、施設・設備等の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 県、市町村、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 県及び市町村は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、県、市町村、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

公共土木施設の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

〈関係資料〉 資料編 17－1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)

同 17－4 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定(県～電設協会)

同 17－5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議会)

同 17－6 災害時における支援に関する協定(県～交通安全施設業協同組合)

同 17－9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定(県～測量設計業協会)

第3節 電力施設の応急復旧

電気事業者、県(企業局)

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

県(危機管理課、関係課)は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

〈関係資料〉 資料編 17-10 災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定
(東京電力パワーグリッド株)

第4節 ガス施設の応急復旧

都市ガス事業者、L P ガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 L P ガス事業者の実施する応急復旧

L P ガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

水道事業者、下水道管理者

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

〈関係資料〉資料編8－8 群馬県水道災害相互応援協定

第6節 電気通信設備の応急復旧

電気通信事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

〈関係資料〉資料編 17－11 災害時における相互協力に関する基本協定（東日本電信電話㈱）

第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、県及び市町村は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

県(県民活動支援・広聴課)、市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のNPO・ボランティア関係団体

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

市町村、市町村社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、市町村災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

本県では、県及び県レベルのNPO・ボランティア団体等との相互連携を図るための組織として「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」(事務局：県民活動支援・広聴課)が常設されているので、県レベルの連絡調整は本会議で行うものとする。

(具体的な取組事項)

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討 等

本会議の要請により群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」は、市町村災害ボランティアセンターによるボランティアの受入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティアニーズの把握

市町村及び市町村災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況や

ボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

県(県民活動支援・広聴課ほか)及び市町村は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、県(県民活動支援・広聴課ほか)、市町村及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

〈関係資料〉 資料編 16－1 群馬県災害時救援ボランティア連絡会議要綱

第2節 義援物資・義援金の受入れ

県(健康福祉部)、市町村、その他の防災関係機関

1 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ要否の判断

県(健康福祉課)は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市町村は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(3) 受入機関の決定

県(健康福祉課)及び市町村は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災市町村における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。(第2部第6章第2節6参照)

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

各市町村が受け入れた物資については、当該市町村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市町村とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

県(健康福祉課及びメディアプロモーション課)は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

県(健康福祉課)及び市町村は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

県(健康福祉課)及び市町村は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、市町村が行うものとする。

第14章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

要配慮者利用施設の管理者、市町村、消防機関、県(総務部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、県、市町村、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

ア 市町村は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 市町村長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ 市町村は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。

エ 市町村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

市町村は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の

避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(第1部第4章第1節「要配慮者対策」のとおり。)

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、市町村長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、市町村、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないとき

は、県(要配慮者利用施設所管の各課)又は市町村に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 県(要配慮者利用施設所管の各課)及び市町村は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

3 ぐんまDWA T

(1) ぐんまDWA Tは、要配慮者等福祉支援が必要な者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

ア 福祉ニーズの把握

イ 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

ウ 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

エ その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

(2) 県(地域福祉課)は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWA Tの派遣を要請する。

ア 県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合

イ 指定避難所等を設置する被災地の市町村から県(地域福祉課)に対して派遣要請があった場合

ウ 国又は他都道府県から派遣要請があった場合

エ その他緊急性があり、派遣することが必要であると認められる場合

4 災害支援ナース

県(医務課)は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。

第15章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備活動

県警察

県警察は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施するものとするが、その概要は次のとおりである。

1 任務

災害警備実施に当たっては、国、県、市町村、消防機関、医療機関その他関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害関連情報の収集
- (2) 被災者及び負傷者の救出救助
- (3) 被災住民等の避難誘導
- (4) 交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- (6) 被災地、避難場所、救援物資集積所等の警戒
- (7) 各種犯罪の予防検挙
- (8) 関係機関との連絡共助
- (9) その他必要な警察活動

2 警備体制の種別等

警備体制の種別、発令者及び発令基準は、次表のとおりとする。

種別	発令者	発令基準
準備体制	危機管理対策統括官	○ 県内震度4以上の地震が発生し、災害対応の必要がある場合 ○ 気象予警報等その他から判断して、災害発生のおそれがあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合
警戒体制	警備部長	○ 県内震度5強以上の地震が発生し、相当規模の被害が発生した場合 ○ 大雨、強風、洪水、噴火等により相当規模の被害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合 ○ 災対法の規定による群馬県災害警戒本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合
実施体制	本部長	○ 県内震度6弱以上の地震が発生し、大規模な被害が発生した場合 ○ 大雨、強風、洪水、噴火等により大規模な災害が発生し

		、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合 ○ 災対法の規定による群馬県災害対策本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合

3 県警備本部等

(1) 県警備準備室の設置

危機管理対策室長は、準備体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警備準備室を設置するものとする。

(2) 県警戒本部の設置

危機管理対策統括官は、実施体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警戒本部を設置するものとする。

(3) 県警備本部の設置

本部長は、警戒体制を発令した場合は、群馬県警察本部災害警備本部を設置するものとする。

4 署警備本部等

(1) 署警備準備室の設置

署長は、準備体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする署災害警備準備室を設置するものとする。

(2) 署警戒本部の設置

署長は、警戒体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警戒本部を設置するものとする。

(3) 署警備本部の設置

署長は、実施体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警備本部を設置するものとする。

※ 署長の判断による署警備本部等の設置

署長は、管内で局地的災害が発生し、市町村に災対法の規定による災害対策本部等が設置されるなど災害対応の必要があると認めた場合は、自らの判断で署警備準備室、署警戒本部又は署警備本部を設置することができる。

5 警備部隊

(1) 一般部隊

ア 機動隊

イ 管区機動隊

ウ 第二機動隊

エ 警察本部部隊

オ 警察署部隊

(2) 特科部隊

ア 警察本部特科部隊（指揮支援班及び警察学校班を含む）

イ 警察署特科部隊

第2節 農林水産業の災害応急対策

県(農政部、環境森林部)、市町村

1 農作物関係

(1) 改植用苗の確保

ア 県(米麦畜産課)は、水稻の改植の必要が生じたときは、JAグループ等生産者団体や群馬県米麦大豆振興協会など関係機関と連携し、県内外から余剰苗を調達できるよう努めるものとする。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意するものとする。

イ 県(蚕糸特産課)は、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。

(2) 病虫害の防除

ア 県(農政課)は、次により緊急防除体制の整備を図るとともに、その防除指導を行うものとする。

(ア) 災害により病虫害が発生するおそれがあるときは、当該市町村に対し、病虫害防除の実施を指示する。

(イ) 必要に応じ、防除指導班を編成し、現地指導を行う。

(ウ) 災害により、市町村域を越えて病虫害が広範囲に多発するおそれがあるときは、農林水産大臣と連携を取りながら、関係市町村に対して病虫害防除の実施を指示する。

(エ) 必要に応じ、全国農業協同組合連合会群馬県本部又は群馬県農薬卸協議会に対し、農薬の緊急供給を要請する。

(オ) 必要に応じ、被災地域外の市町村又は農業協同組合等に対し、防除に必要な器具の緊急貸出しを要請する。

イ 市町村は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施するものとする。

(3) 転換作物の導入指導

県(米麦畜産課、野菜花き課、蚕糸特産課)及び市町村は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

2 蚕業関係

(1) 桑園改植用苗の確保

県(蚕糸特産課)は、桑園の改植の必要が生じたときは、全国農業協同組合連合会群馬県本部等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。

(2) 蚕種対策

県(蚕糸特産課)は、必要に応じ、適正な掃立日及び掃立量を定め、繭の生産量の確保に努めるとともに、催青・卵蟻蚕冷蔵及び抑制について適切な技術指導を行うものとする。

3 家畜関係

(1) 家畜の避難

県(米麦畜産課)及び市町村は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

(2) 家畜の防疫及び診療

県(農政課)は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、市町村、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

県(米麦畜産課)及び市町村は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

(4) 飼料の確保

県(米麦畜産課)は、必要に応じ、次により飼料の確保を図るものとする。

ア 政府操作飼料等の優先配分又は放出の要請

イ 隣接県に対する供給要請

ウ J A全農くみあい飼料(株)その他飼料販売業者からの供給のあつせん

4 水産関係

(1) 飼育技術の指導

県(蚕糸特産課)は、必要に応じ、被災養殖業者に対し飼育又は防疫対策等の技術指導を行うものとする。

(2) 種苗の確保

県(蚕糸特産課)は、被災養殖業者から要請があったときは、関係団体の協力を得て、種苗のあつせん等を行うものとする。

5 林産関係

県(林業振興課)は、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導するものとする。

第3節 学校の災害応急対策

学校管理者、県(生活こども部、教育委員会)、市町村

1 気象状況の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

(2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(3) 学用品の支給

ア 市町村は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

イ 県(義務教育課、高校教育課)は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、市町村及

び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

(4) 授業料の減免

県(教)管理課)は、被災により授業料の減免が必要と認められる児童生徒については、「群馬県立学校の入学料等に関する条例」に基づき授業料の減免を行うものとする。

6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第4節 文化財の災害応急対策

文化財の所有者・管理者、県(地域創生部)、市町村

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市町村(文化財担当部局)等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 県(文化財保護課)及び市町村は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉資料編 18－1 県内指定文化財一覧表

第5節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

関東財務局、日本郵便(株)、日本銀行

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずるものとする。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

ア 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

(ア) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(イ) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(ウ) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(エ) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立ができることとすること。

(オ) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(カ) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(キ) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(ク) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(ケ) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 生命保険会社及び損害保険会社等への要請

- (ア) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (イ) 生命保険金又は損害保険金等の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (ウ) 生命保険料又は損害保険料等の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 証券会社への要請

- (ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力をする事。
- (ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (エ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

(3) 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)(関東支社)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除
- エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第6節 労働力の確保

群馬労働局、各防災関係機関

1 求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2 労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

3 賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第7節 災害救助法の適用

県(総務部)、市町村

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市町村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市町村長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、市町村からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市町村長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～ 4/100の部分	4/100超の部分
国庫負担率	50/100	80/100	90/100

〈関係資料〉資料編 20－3 災害救助基準

(別表1)

災害救助法適用基準表

市町村		人口(人)	A	B
前	橋 市	332, 149	150	75
高	崎 市	372, 973	150	75
桐	生 市	106, 445	100	50
伊	勢 崎 市	211, 850	100	50
太	田 市	223, 014	100	50
沼	田 市	45, 337	60	30
館	林 市	75, 309	80	40
渋	川 市	74, 581	80	40
藤	岡 市	63, 261	80	40
富	岡 市	47, 446	60	30
安	中 市	54, 907	80	40
み	ど り 市	49, 648	60	30
北 群 馬 郡	榛 東 村	14, 216	40	20
	吉 岡 町	21, 792	50	25
多野郡	上 野 村	1, 128	30	15
	神 流 町	1, 645	30	15
甘 楽 郡	下 仁 田 町	6, 576	40	20
	南 牧 村	1, 611	30	15
	甘 楽 町	12, 491	40	20

市町村		人口(人)	A	B
吾妻郡	中之条町	15,386	50	25
	長野原町	5,095	40	20
	嬬恋村	8,850	40	20
	草津町	6,049	40	20
	高山村	3,511	30	15
	東吾妻町	12,728	40	20
利根郡	片品村	3,993	30	15
	川場村	3,480	30	15
	みなかみ町	17,195	50	25
	昭和村	6,953	40	20
佐波郡	玉村町	36,054	60	30
邑楽郡	板倉町	14,083	40	20
	明和町	10,882	40	20
	千代田町	10,861	40	20
	大泉町	42,089	60	30
	邑楽町	25,522	50	25

(注) 1 人口は、令和2年10月1日現在(国勢調査)

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

第8節 動物愛護

県(健康福祉部、動物愛護センター)、市町村

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」(事務局：県食品・生活衛生課)を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。

(2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

2 市町村は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

3 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

県、市町村

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、県は、知事を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方向の決定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、県及び市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2節 原状復旧

県、県警察、市町村、ライフライン事業者、鉄道事業者、その他の防災関係機関

1 被災施設の復旧等

- (1) 県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 県、市町村その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、当該市町村に対する支援を行う。
- (4) 県（道路管理課）及び市町村は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (5) 県（道路管理課）は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると考えられるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (6) 県（河川課）は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構へ要請する場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）で県知事等に代わって国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構が行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構へ要請を行う。
- (7) 市町村は、市町村長が管理を行う、一級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。

- (8) 県（河川課）及び市町村は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。
- (9) 県（林政課）は、特定大規模災害等が発生した場合において、災害復旧事業等に関する工事について、県における工事の実施体制等を勘案して、国が県知事に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事に代わって工事を行うことができる制度により、国へ支援の要請を行う。
- (10) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
- (11) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (12) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- (13) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (14) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市町村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市町村は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市町村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮す

るものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省令和5年4月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月）によるものとする。

（4） 広域応援

ア 市町村は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとする。

イ 県（廃棄物・リサイクル課）は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

〈関係資料〉 資料編 14－3 災害時における廃棄物処理に関する協定

同 17－8 災害時のアスベスト対策支援に関する合意書（関東地方環境事務所、国立研究開発法人国立環境研究所、埼玉県、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会）

第3節 計画的復興の推進

県、市町村

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市町村は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市町村の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 県は、市町村が復興計画を作成した場合は、当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成するものとする。
- (4) 県の復興計画においては、広域的な市街地・産業・生活の復興及び市町村の復興の支援・調整に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (5) 県及び市町村は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な県民の意見を反映するよう努める。
- (6) 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (7) 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
- (8) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国土交通省に対し、県に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うよう要請する。
- (9) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

- ア 県及び市町村は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
- イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

県及び市町村は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(3) 県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(4) 県及び市町村は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

(5) 県及び市町村は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(6) 県及び市町村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

県(総務部、知事戦略部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部、県土整備部)、市町村、群馬労働局、社会福祉協議会

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 罹災証明書の交付

- (1) 県(危機管理課)は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。
- (2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (3) 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (4) 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 市町村は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県(危機管理課、建築課)は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。
- (3) 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

県及び市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

市町村は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）
- (6) 生活福祉資金（災害援護資金）

4 税の徴収猶予及び減免等

県（税務課）及び市町村は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る。）が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

- (2) 被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

県（労働政策課）は、群馬労働局等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。また、県（産業技術専門校）は、失業者（休業者）の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

6 住宅再建・取得の支援

県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資

ア 建設資金

イ 購入資金

ウ 補修資金

(2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)

7 恒久的な住宅確保の支援

県(住宅政策課)及び市町村は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

県(住宅政策課)及び市町村は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

県(住宅政策課)及び市町村は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

県(メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか)及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

〈関係資料〉 資料編 22-1 災害弔慰金等の支給制度

同 22-2 住宅再建・取得の支援制度

第5節 被災中小企業等の復興の支援

県(産業経済部、農政部、環境森林部)、市町村

1 中小企業の被災状況の把握

県(産業政策課)及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

県及び市町村は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金(Cタイプ:災害復旧関連要件)
- (2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇

ア 小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

県及び市町村は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) 農林漁業金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

県及び市町村は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

- 〈関係資料〉 資料編 22－3 中小企業者に対する低利融資制度
同 22－4 農林水産業者に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

公共施設の管理者

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

ア	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
ウ	公営住宅法
エ	土地区画整理法
オ	感染症予防法
カ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ	予防接種法
ク	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ	下水道法
コ	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
サ	都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

県、市町村

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市町村長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(関係各課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、関係各省庁に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

(イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業

セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)

(ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。

(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)

(ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引

下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

県(総務部)、市町村、関東財務局

1 復旧資金の確保

県(財政課)及び市町村は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について県又は市町村から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- ア 災害つなぎ資金の融資(短期)
- イ 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い

火山災害対策編

第1部 災害予防

第1章 想定される火山の適切な設定と 対策の基本的な考え方

県及び関係市町村は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰、火山ガス噴出等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、県及び関係市町村は、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない県及び市町村のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、対象となる各火山の警戒避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

対象となる火山現象

大きな噴石	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものと呼んでいる。避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
火砕流	噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象。火砕流の速度は時速百km以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえるため、噴火警報等を活用した事前の避難が必要。
融雪型火山泥流	火山活動によって火山を覆う雪や氷が融かされることで発生し、火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象。流速は時速数十kmに達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前に避難することが必要。

溶岩流	溶けた岩石が地表を流れ下る現象。 流下速度は地形や溶岩の温度・組成によるが、比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。
小さな噴石・火山灰	噴石（噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石）のうち、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降るものを小さな噴石と呼んでいる。 特に火口付近では、小さな噴石でも弾道を描いて飛散し、登山者等が死傷することがある。 噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2 mm 未満）を火山灰という。風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。火山灰は、農作物、交通機関（特に航空機）、建造物などに影響を与える。
火山噴火に伴う堆積物による土石流や泥流	火山において火山噴出物と水が混合して地表を流れる現象を火山泥流という。火山噴出物が雪や氷河を溶かす、火砕物が水域に流入する、火口湖があふれ出す、火口からの熱水あふれ出し、降雨による火山噴出物の流動、などを原因として発生する。流速は時速数十 km に達することがある。 水と土砂が混合して流下する現象を土石流という。流速は時速数十 km に達することがある。噴火が終息した後も継続することがある。 土石流と火山泥流の区別は難しいが、気象庁では、降雨により火山噴出物が流動することで発生する火山泥流のことをいう場合に土石流を使用している。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのことを火山ガスという。 噴火によって溶岩や破片状の固体物質などの火山噴出物と一体となって噴出するものを含む。「噴気」ともいう。 水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを主成分とする。 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等が発生する可能性がある。

※「気象庁ホームページ、主な火山災害」より抜粋・整理

第2章 火山災害に強い県土づくり

第1節 県内火山の現況

1 県内の活火山

活火山とは、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割に当たる111の活火山が分布しているが、本県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山及び浅間山の5活火山が分布している。

なお、日光白根山、草津白根山及び浅間山は、火山調査研究推進本部が選定している「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

2 常時観測火山の概況

(1) 浅間山の概況

群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型（ブルカノ式）の噴火が特徴である。

記録されている最古の噴火は、日本書記による西暦685年のもので、西暦1783年（天明3年）の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押出し溶岩はその時の噴出物である。

浅間高原一帯には別荘や保養所、ゴルフ場や観光施設等が多数存在し、訪れる観光客は年間100万人にのぼるといわれている。

【最近の噴火等】

○中噴火（爆発）（平成16年9月1日午後8時02分頃）

昭和58年4月8日以来21年ぶりに中噴火（爆発）が発生した。この噴火により浅間山周辺では、空振により窓ガラスが割れ、赤熱する噴石が中腹以上の範囲に飛散し、火口の北東6km付近に3cm程度の火山れきが飛散した。降灰は北東方向の嬬恋村をはじめ、県内、栃木県、福島県の一部に達し、浅間山周辺の市町村（嬬恋村、長野原町、片品村）では、降灰により農業被害が発生した。また、浅間山周辺の国道では通行規制が行われ、自主避難をした住民もいた。

○中噴火（爆発）（平成16年9月23、29日、11月14日）

中噴火（爆発）が発生し、浅間山周辺町村では降灰により農業被害が発生した。

この前後では、9月1日から12月9日までに2千回余りの小噴火やごく小規模な噴火が発生した。

○噴火警報（火口周辺）発表（平成20年8月8日午後3時00分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、7月頃から火山性地震がやや多い状態で推移し、8月以降更に増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があるこ

とから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2 km）に引き上げた。

その後、8月10日、11日、14日にごく小規模な噴火が計3回発生した。

○小噴火（平成21年2月2日午前1時51分頃）

噴火警戒レベルが引き上げられた翌2月2日には、小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口の北西1～1.2 km間に飛散し、噴煙は火口縁上2,000 mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県など関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。

その後、同年4月7日のレベル引き下げまでに「小規模の噴火」が1回、「ごく小規模な噴火」が8回発生した。さらに5月27日までに「ごく小規模な噴火」が4回発生した後は、噴火は発生していない。

（噴火警戒レベル3の表現については、2月3日午前9時30分に「火口から4 kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性」に変更された。）

○噴火警報（火口周辺）発表（平成27年6月11日午後3時30分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、4月下旬頃から火山性地震が多い状態で推移し、二酸化硫黄の放出量も増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2 km）に引き上げた。

その後、6月16日、19日にごく小規模な噴火が計2回発生した。

○小規模噴火（令和元年8月7日午後10時08分頃）

平成27年6月19日以来4年ぶりに小規模な噴火が発生し、大きな噴石が山頂火口から200 m程度に達し、噴煙は火口縁上1,800 m以上に達して北方向に流れた。

噴火発生から2分後には、気象庁から噴火速報が発表された。

○小規模噴火（令和元年8月25日午後7時28分頃）

小規模な噴火が発生し、噴煙は火口縁上600 mに達して東方向に流れた。

○噴火警報（火口周辺）発表（令和5年3月23日午後3時30分）

噴火警戒レベルの引き上げ（1→2）

気象庁は、山体の西側の膨張を示すと考えられる傾斜変動が認められ、また、山体浅部を震源とする火山性地震が増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2（火口周辺規制、概ね2 km）に引き上げた。

（2）草津白根山の概況

県の北西部に位置する白根（2,160 m）、本白根（2,171 m）、横手（2,305 m）からなる成層火山で上信越高原国立公園の中にあり、四季を通じて観光、登山、スキーなどの客が多数訪れる。

有史以降の噴火は西暦1902年（明治35年）の弓池付近までを含む白根山山頂周辺で起きていたが、平成30年1月23日には本白根山の鏡池付近で発生した。近年の噴火活動はすべて水蒸気爆発であり、泥石流も生じやすい。

山体北側周辺及び山麓の殺生河原、万座地域等の噴気地熱地帯を主に高濃度の硫化水素を含む火山ガスが噴き出しており、過去、登山者等の死亡事故が発生している。

【最近の噴火等】

○小規模：水蒸気噴火（平成30年1月23日午前10時02分頃）

本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生。噴石により死者1名、負傷者は重傷3名、軽傷8名。

気象庁は、同日午前11時05分に噴火警報（火口周辺）発表。本白根山で噴火が発生したもよう。鏡池付近から1kmの範囲では警戒が必要とし、噴火警戒レベル1→2に引き上げた。さらに同日午前11時50分には鏡池付近から2kmの範囲で警戒が必要とし噴火警戒レベル2→3に引き上げた。

（3）日光白根山の概況

日光火山群の北西端に位置し、群馬・栃木県境に分布する直径約1,000m、比高約300mの溶岩ドームといくつかの厚い溶岩流からなる火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に主峰・白根山（奥白根）などの溶岩ドームが形成されている。標高は2,578mで、北関東以北での最高峰であるが、基盤岩の標高が高いため、火山体自体の大きさは小規模なものである。

溶岩流の噴出口は、山頂付近、座禅山付近、血の池地獄付近の3箇所にあり、全体として北西から南東方向に配列している。

有史以降の火山活動で最新の噴火は1952年（昭和27年）に発生した。当時、気象庁は日光白根山の常時観測を行っておらず、噴火発生時刻や噴煙高度をはじめ噴火の詳細は不明であるが、小規模な水蒸気噴火であったと推定される。

第2節 治山・砂防事業の推進

県(県土整備部、環境森林部)、関東地方整備局、関東森林管理局

1 治山・砂防施設の整備

治山・砂防事業実施機関は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

第3節 避難施設・避難路の整備

県(農政部、環境森林部、県土整備部、教育委員会)、関係市町村

県及び関係市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。

1 退避施設の整備

県及び関係市町村は、火山防災協議会において、噴石の降下に備え、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、整備を推進するものとする。

2 避難場所及び指定避難所の整備

県及び関係市町村は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や指定避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

3 避難路等の整備

県及び関係市町村は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

第4節 建築物の安全性の確保

県、関係市町村、施設管理者

1 防災上重要な施設の不燃堅ろう化

県、関係市町村及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、火山災害に対する構造の不燃堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設(町村役場等)
- イ 応急対策活動の拠点施設(県・町村の事務所、警察署、消防署等)
- ウ 救護活動の拠点施設(病院等)
- エ 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- オ 社会福祉施設(介護保険施設、障害者支援施設等)
- カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

第5節 ライフライン施設の機能確保

(風水害・雪害対策編第1部第1章第8節「ライフライン施設の機能確保」に準ずる。)

第6節 火山ガス対策

県(総務部、健康福祉部、環境森林部、県土整備部)、県警察、関係市町村、消防機関、関東森林管理局、前橋地方気象台、環境省、施設管理者、その他関係団体

1 火山ガスの種類

火山ガスの主成分は一般的に水蒸気 (H_2O) で、90%以上含まれている。それ以外の化学組成はガスの温度によって異なり、高温のガスにはフッ化水素 (HF)、塩化水素 (HCl)、二酸化硫黄 (SO_2)、硫化水素 (H_2S)、一酸化炭素 (CO) などが多く含まれ、低温のガスでは H_2S 、二酸化炭素 (CO_2)、窒素 (N_2) などが主成分となる。火山ガスに含まれる成分のうち、 HF 、 HCl 、 SO_2 、 H_2S 、 CO_2 、 CO が毒性をもつ。

浅間山においては主に SO_2 、草津白根山では主に H_2S が多く含まれている。

2 火山ガスによる事故

国内での火山ガスによる事故は H_2S を原因とするものが大半であり、草津白根山でも1971年に振子沢でスキーヤー6名が、1976年には本白根沢で登山者3名が H_2S により死亡する事故が起きている。

現在のところ、 SO_2 による死亡事故は県内では起きていないが、ぜんそく等の持病を持つ人は低濃度のガスでも発作を起こす可能性があるので注意が必要である。

これらの火山ガスは空気より重く低い場所に溜まりやすいため、窪地や谷などに淀んでいることがある。特に無風・曇天のときはガスが拡散しにくく地表近くが高濃度になりやすい。

火山ガスは水に溶けるので、危険を感じたら濡らしたタオル等で鼻や口を覆うとよい。しかしこれはあくまでも応急的な措置なので、なるべく早く風通しのよいところへ避難しなければならない。

3 火山ガスによる事故防止

関係機関は、火山ガスによる事故を防止するため次のことに努めるものとする。

- ア 噴出ガスの発生源確認、ガスの特性と挙動把握
- イ 危険が予想される地域における柵や看板の設置
- ウ 住民や観光客に対する啓発、広報

草津白根山では、1976年の死亡事故を契機として「草津白根山系硫化水素ガス安全対策連絡協議会」が自動警報装置(硫化水素センサーにより、一定の濃度を超えるとスピーカーで危険を知らせる装置)を設置した(草津町については、1972年に同装置を設置)。

(※本対策の記述は、「要注意！火山ガスー火山ガスの種類とそれぞれの特徴ー」(東京工業大学理学院火山流体研究センター 平林順一教授)、「三宅島島内作業等における火山ガス対策について」(東京都災害対策本部・政府非常災害対策本部、2000年12月8日)を引用。)

第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 避難誘導体制の整備

県(総務部、生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)、県警察、関係市町村、消防機関、関東地方整備局、前橋地方気象台、浅間山火山防災連絡事務所、自主防災組織、放送事業者

1 火山災害警戒地域の指定

- (1) 活動火山対策特別措置法に基づき、本県では、以下の火山について火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）の指定がされている。
日光白根山・・・沼田市、片品村
草津白根山・・・中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町
浅間山・・・長野原町、嬬恋村
- (2) 警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を組織するものとする。

2 火山防災協議会の設置

- (1) 県及び関係市町村は、火山ごとに、関係する国の機関、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平常時から噴火時等の避難などを共同で検討するための「火山防災協議会」を設置するものとする。火山防災協議会は、県及び市町村、前橋地方気象台、関東地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要と認める者で構成する。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。
- (2) 県及び関係市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するものとする。また、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。
- (3) 県及び関係市町村は、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。
- (4) 県及び関係市町村は、警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。また、当該事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 噴火警報等の伝達体制の整備

- (1) 県(危機管理課)及び関係市町村は、噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)(第2部第1章第2節6参照。以下同じ)、噴火速報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認しておくものとする。
- (2) 関係市町村は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報及び高齢者等避難、避難指示の内容を住民、観光客、登山者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、有線放送、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。(以下火山災害対策編において、「高齢者等避難」及び「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。)
- (3) 県及び関係市町村は、登山者等への伝達をより確実にするため、登山届の導入、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。
- (4) 県及び関係市町村は、気象庁が発表する「火山の状況に関する解説情報(臨時)」に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。
- (5) 放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。

4 避難誘導計画の作成

- (1) 関係市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県及び関係市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難誘導に係る計画を作成するものとする。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

- (3) (2)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- ア 避難開始時期及び避難対象地域
- イ 避難指示等の発令を行う基準
- ウ 避難指示等の伝達方法
- エ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- オ 避難経路・手段及び誘導方法

- (4) 関係市町村は、避難指示等について、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。
- (5) 関係市町村は、噴火警報等及び避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難

行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

- (6) 関係市町村は、避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる移動系無線等の通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。
- (7) 関係市町村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- (8) 関係市町村は警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、周辺地域においても、必要と認める地域については警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら、各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。
- (9) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成又は変更し、公表するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。
- (10) 関係市町村は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

5 避難誘導訓練の実施

- (1) 関係市町村は、具体的で実践的な避難誘導計画に基づき、消防機関、警察等と協力して住民、観光客等の避難誘導訓練を実施するものとする。
- (2) 火山防災協議会は、登山者や旅行者を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

6 火山災害の危険性の周知

関係市町村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知するものとする。

- (1) 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。
- (2) 噴火（爆発）時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示した「火山防災マップ」を作成し、全戸に配布する。なお、火山防災マップについては、適宜見直しを行い更新する。

7 関係市町村に対する情報の提供

県（危機管理課）、関東地方整備局、前橋地方気象台及び浅間山火山防災連絡事務所は、火山防災マップの作成等に必要な火山災害の危険性に関する情報を関係市町村に提供するものとする。

8 指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

関係市町村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- ア 避難開始時期及び避難対象地域
- イ 避難指示等の発令を行う基準
- ウ 避難指示等の伝達方法
- エ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- オ 避難経路・手段
- カ 避難時の心得

9 案内標識の設置

- (1) 関係市町村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 関係市町村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

10 要配慮者への配慮等

- (1) 関係市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、風水害雪害編第1部第4章第1節により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (2) 関係市町村及び県（観光魅力創出課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 関係市町村及び県（私学・青少年課、教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 関係市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2節 火山観測体制の整備

気象庁、前橋地方気象台、浅間山火山防災連絡事務所、
関東地方整備局、県(総務部)、関係機関、関係市町村

1 火山観測の充実

- (1) 気象庁、前橋地方気象台、浅間山火山防災連絡事務所、関東地方整備局、県(危機管理課)、東京大学、東京工業大学及び関係市町村は、相互に連携、調整し、震動観測、遠望観測、地殻変動観測、現地観測等の実施に努めるものとする。
- (2) 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努めるものとする。
- (3) 県及び関係市町村は、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

2 観測体制

(1) 浅間山観測体制の現況

浅間山の火山活動の観測(監視)については、主に気象庁、市町村及び大学研究機関、国土交通省利根川水系砂防事務所により実施している。

各機関の観測(監視)体制の概要は、以下のとおりである。

ア 気象庁火山監視・警報センター(浅間山火山防災連絡事務所を含む)による観測体制

浅間山は、過去及び近年を通じ活動頻度が特に多く社会的影響が大きい火山であるため、火口周辺で地震計(7点)と空振計(4点)による震動観測、GNSS(4点)と傾斜計(4点)による地殻変動観測、監視カメラ等による遠望観測など常時観測を実施し、観測データの解析と火山活動の監視を行っている。

この他、定期的に山頂火口内状況の観測や火山ガス観測(二酸化硫黄放出量)も実施している。

イ 東京大学による観測体制

東京大学地震研究所では、火山性地震、火山性微動を捉えるために、20点の地震観測網を保持している。観測データは無線LAN、光ケーブル、衛星観測システムを通じて東京大学地震研究所および小諸地震火山観測所に送られ、収録、処理が行われる。また、浅間山の地殻変動を捉えるため、傾斜計やGPS測位による連続観測を行っている。

ウ 国土交通省利根川水系砂防事務所の監視体制

火山災害の発生に対して、地域に即した防災計画を効果的に支援し、総合的な防災体制の確立を目指すため、平成10年度から火山監視システムを施工し、逢ノ峰、浅間東、浅間西のカメラの設置を行った。

監視カメラ設置による映像等の情報については、関係町村役場への配信を行い、大学等関係機関への配信を可能なところから順次配信を行っている。

(2) 草津白根山観測体制の現況

草津白根山の火山活動の観測（監視）については、主に気象庁、市町村及び大学研究機関、国土交通省利根川水系砂防事務所により実施している。

各機関の観測（監視）体制の概要は、以下のとおりである。

ア 気象庁火山監視・警報センターによる観測体制

草津白根山は、ときどき地震活動が活発化し、噴火（爆発）した場合は社会的影響が大きく、平成30年1月23日には本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、噴石により死者1名の被害が生じている。また、現在も噴気地熱地帯を有し、人体に有害な火山ガス（主に硫化水素）を噴出する火山である。本白根山の噴火を受け臨時観測点を含め、火口周辺で地震計（6点）と空振計（4点）による震動観測、GNSS（5点）と傾斜計（2点）による地殻変動観測、火山ガス観測（1点）、監視カメラ（4点）による遠望観測など常時観測点を増強し、観測データの解析と火山活動の監視を行っている。この他、定期的に山頂火口内状況の観測や全磁力観測も実施している。

イ 草津町による観測体制

地域住民と観光客の安全を確保するため、湯釜の遠望観測を行っている。

また、東京工業大学理学院火山流体研究センター草津観測所が観測した湯釜の画像が草津町役場に送られ常時監視できるほか、同じ映像が夏季（4月下旬～11月中旬）は草津白根レストハウスに送られており、ここでも監視を行っている。

ウ 東京工業大学による観測体制

草津白根火山の活動状態を把握する目的で、火山活動と密接に関連して変動する火口湖の水位、水質、水温、湖底の噴気活動、地熱噴気地域の地温及び火山ガス濃度、温泉の水温、傾斜、地震などの観測を行っている。

これらの観測データの多くは、現地の草津観測所で受信し、その解析を行っている。

火山ガス、温泉水の化学成分については、定期的に測定を行っている。

エ 国土交通省利根川水系砂防事務所の監視体制

（1）浅間山観測体制の現況による。

(3) 日光白根山観測体制の現況

日光白根山の火山活動の観測（監視）については、主に気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所により実施している。

各機関の観測（監視）体制の概要は、以下のとおりである。

ア 気象庁火山監視・警報センター、国土地理院、防災科学技術研究所による観測体制

日光白根山は、気象庁が地震計（3点）と空振計（1点）による震動観測、GNSS（1点）と傾斜計（2点）による地殻変動観測、監視カメラ（2点）による遠望観測など常時観測を実施し、国土地理院のGNSS（3点）、防災科学技術研究所の地震計（3点）の各データ提供も受け、観測データの解析と火山活動の監視を行っている。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 防災中枢機能等の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第9節「防災中枢機能等の確保」に準ずる。)

第8節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 消火活動体制の整備

(震災対策編第2部第2章第8節「消火活動体制の整備」に準ずる。)

第10節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第11節 避難の受入体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第12節「避難の受入体制の整備」に準ずる。)

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。)

第13節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第14節 防災訓練の実施

(風水害・雪害対策編第1部第2章第17節「防災訓練の実施」に準ずる。)

第4章 県民等の防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

(風水害・雪害対策編第1部第3章第2節「防災思想の普及」に準ずる。)

- 1 県及び関係市町村等は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- 2 市町村は、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 3 県及び関係市町村は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

第2節 県民の防災活動の環境整備

(風水害・雪害対策編第1部第3章第3節「県民の防災活動の環境整備」に準ずる。)

第5章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

(風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

第6章 その他の災害予防

第1節 災害救助基金の積立て

(風水害・雪害対策編第1部第5章第1節「災害救助基金の積立て」に準ずる。)

第2節 罹災証明書の発行体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第5章第4節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。)

第2部 災害応急対策

第1章 災害発生直前の対策

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

第1節 火山活動に関する情報の収集

県（総務部）、関係市町村、気象庁、前橋地方気象台、浅間山火山防災連絡事務所、
関東地方整備局

1 火山活動に関する情報収集

- （1） 関係市町村は、災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた時は、その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。
- （2） 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、火山調査研究推進本部による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行うものとする。

2 情報の分析整理

県（危機管理課）及び関係市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るものとする。また、県（危機管理課）及び関係市町村は、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。

第2節 噴火警報等の伝達

気象庁、前橋地方気象台、県(総務部)、関係市町村、その他の防災関係機関

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

活動火山対策特別措置法に基づき、県等は、火山防災協議会（群馬県、関係市町村、前橋地方気象台、火山専門家等で構成）を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討している。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県及び市町村地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルは、以下のとおり。

群馬県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	日光白根山、草津白根山※、浅間山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	榛名山、赤城山

※平成30年3月16日より、「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用

噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

(噴火警戒レベルが運用されている火山)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態と予想される。
			レベル 4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1 (活火山である ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。

(噴火警戒レベルが運用されていない火山)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報(居 住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれよ り火口側の範囲にお ける嚴重な警戒 居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	火口から居住地近く までの広い範囲の火 口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であるこ とに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。

浅間山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始
平成22年12月22日改正

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】 観測事例なし
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし ・積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1）ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2）表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3）天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4）中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4kmをこえることがある）。

注5）小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始

平成30年3月16日改正

令和元年6月4日改正

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 - 約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 - 噴火が発生し、概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	- 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	- 噴火が発生し、概ね2km以内に大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】1939年4月：湯釜火口から噴火 - 地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】2018年9月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年4月：振幅の大きな火山性地震の急増
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	- 噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石が飛散 【過去事例】1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・涸釜火口から約550mまで飛散 - 地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	- 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとす。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

平成30年3月16日運用開始

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 - 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達 - 火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 - 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	- 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	- 火口から概ね半径2kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性 【過去事例】有史以降の事例なし。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	- 火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性 【過去事例】有史以降の事例なし。 - 火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生 【過去事例】2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

日光白根山の噴火警戒レベル

平成28年12月6日運用開始

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流及び融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動が高まり、火砕流または融雪型火山泥流が居住地域までに到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の避難行動要支援者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂から概ね3.5kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・山頂から概ね2kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1649年噴火：山頂噴火、頂上の神社全壊、戦場ヶ原での数十cmの降灰 1952年：噴煙活動活発、山麓で鳴動
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性あり。 【過去事例】 有史以降の事例なし。
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。規制区間なし	・火山活動は静穏

注1）ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2）火口とは、想定火口（山頂から半径500m）域を指します。

4 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。

イ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。

ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。

イ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。

イ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。

ウ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

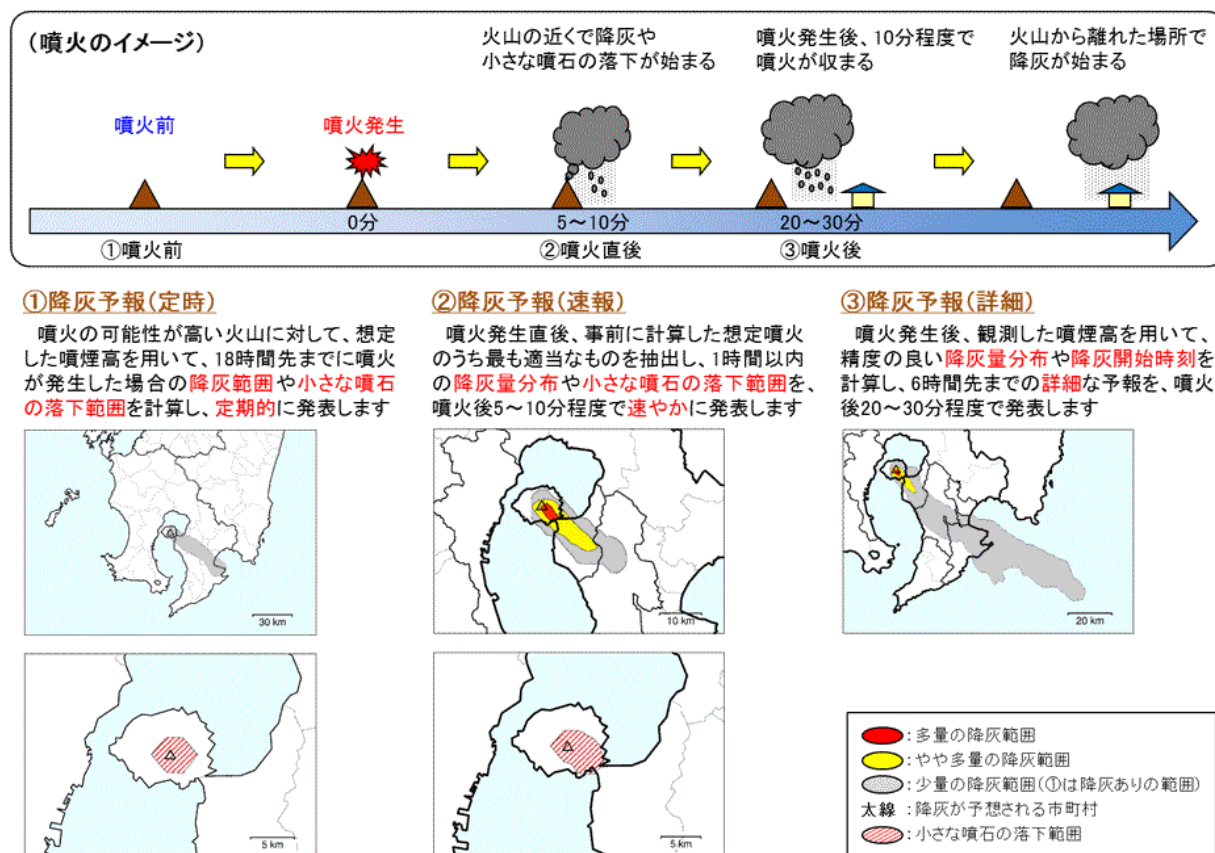
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	路面	イメージ 視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ≦1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

降灰予報の発表イメージ



5 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

6 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるなど判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的

にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山（本県では、日光白根山・草津白根山・浅間山）を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下である。

火山名 ○○山 噴火速報

令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁発表

＊＊（見出し）＊＊

<○○山で噴火が発生>

＊＊（本文）＊＊

○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

（3）火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

（4）月間火山概況

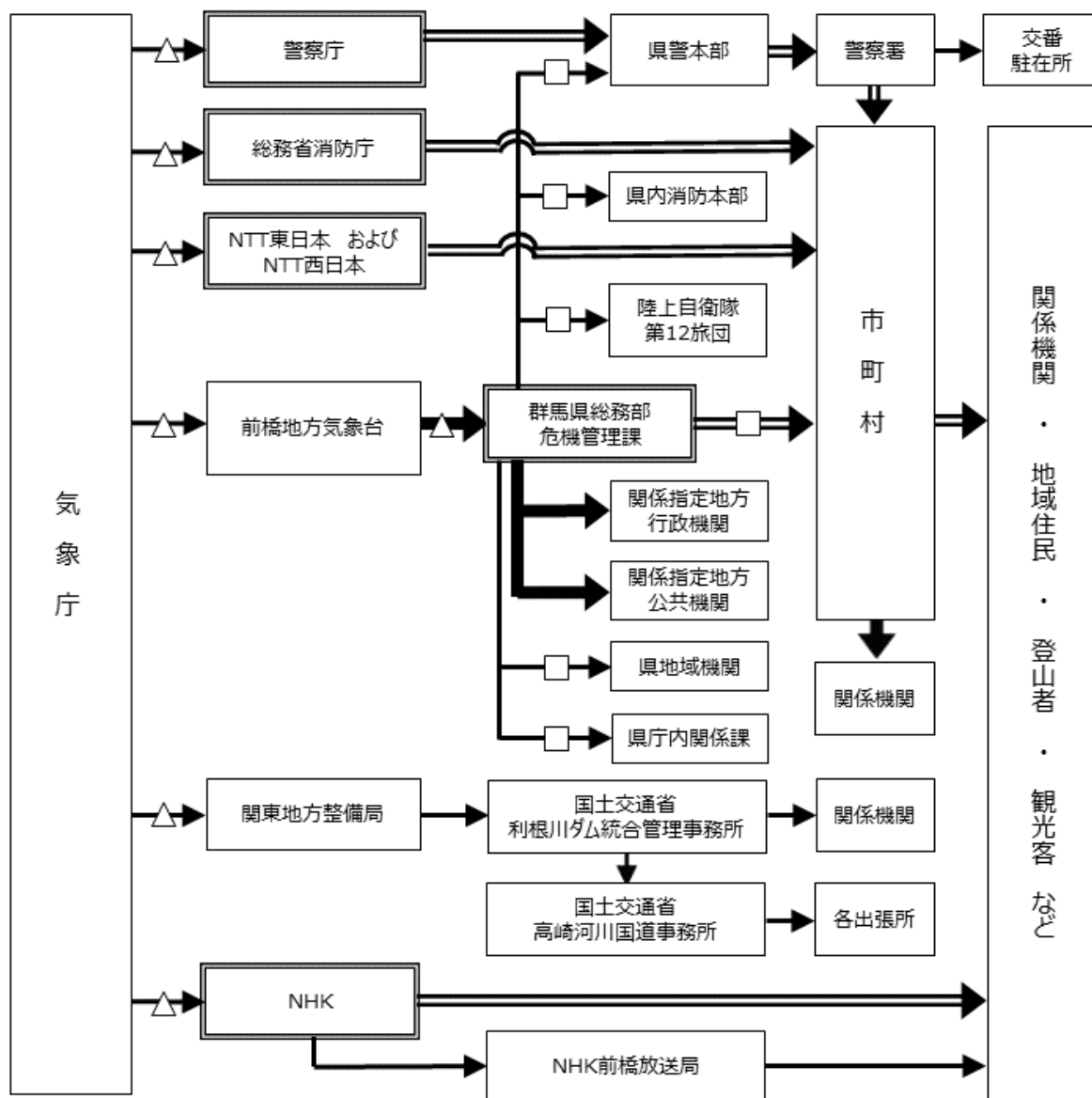
前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（5）噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

7 噴火警報等の伝達

噴火警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置の措置が義務付けられている伝達経路

(注) 太字及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって通報又は要請等が義務付けられている伝送経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

8 住民等に対する噴火警報等の周知

- (1) 放送機関は、噴火警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて住民、登山者等に伝達するものとする。
- (2) 関係市町村は、噴火警報等の伝達を受けたときは、住民、登山者等に対し、有線放送、防災行政無線、広報車、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達、使走等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、県及び関係市町村が、特別警報に当たる噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベルでは4以上に相当）の伝達を受けたときは、県は直ちに関係市町村に通知し、関係市町村は直ちに住民、登山者等に周知するものとする。

第3節 避難誘導

指定行政機関、指定地方行政機関、県(総務部、知事戦略部)、県警察、関係市町村、消防機関、自衛隊、自主防災組織、運送事業者

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 関係市町村長は、噴火警報（噴火警戒レベル4）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、高齢者等避難の発令を行うものとする。
- イ 関係市町村長は、噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難の指示を行うものとする。
- ウ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。
- エ 関係市町村は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保措置」を指示するものとする。
- オ 関係市町村長は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難の指示を発令するものとする。
- カ 関係市町村長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- キ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

	発 令 者	措 置	発令する場合
高齢者等避難	市町村 (災害対策基本法第56条)	・ 要配慮者の避難開始 ・ 一般住民の避難準備	・ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき ・ 住民等の安全確保のため必要と判断した場合
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	・ 立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・ 立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 緊急安全確保措置の指示	・ 噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫しているとき。 ・ 住民等の安全確保のため必要と判断した場合 ・ 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・ 立退きの勧告 ・ 立退き先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき

	(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- エ 避難経路
- イ 避難を必要とする理由
- オ 避難時の注意事項
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）

(3) 伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ（コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。）等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民、観光客等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(4) 市町村から関係機関への連絡

関係市町村は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 避難誘導

関係市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し、次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

関係市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 被災者の運送の要請

- (1) 県（危機管理課、交通イノベーション推進課）は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。
- (2) 県（危機管理課、交通イノベーション推進課）は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

5 警戒区域の設定

(1) 関係市町村長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、関係市町村長若しくはその委任を受けて関係市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、関係市町村長その他関係市町村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 関係市町村から関係機関への連絡

関係市町村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

6 避難指示等の解除に当たっての留意点

関係市町村は、避難指示等又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認するものとする。

7 専門知識の活用

避難指示等の発令及び解除、警戒区域の設定及び解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど火山活動に係る専門知識を活用するものとする。

第4節 交通規制の実施

県警察、道路管理者

1 交通規制の実施

噴火又は爆発による被害を防止するため、警察機関及び道路管理者は、相互に調整の上、必要に応じ火山周辺道路において、山麓への進入禁止等の交通規制を実施するものとする。

2 規制範囲

日光白根山、草津白根山及び浅間山は、火山防災協議会において検討された避難計画に基づいた規制を行うものとする。

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1節 災害情報の収集・連絡

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3章 活動体制の確立

県及び関係市町村は、火山災害の発生のおそれのある場合又は発災した後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、必要な体制をとるものとする。

第1節 災害対策本部の設置

県

群馬県災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定

知事は、次のいずれかに該当するときは、群馬県災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 日光白根山、草津白根山又は浅間山について噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表されたとき。
- (2) 日光白根山、草津白根山又は浅間山が噴火したとき（微噴火・小噴火を除く）。
- (3) 県内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用したとき。
- (4) 噴火警戒レベル等にかかわらず県内に噴火による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため知事が必要と認めたとき。

（第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。）

第2節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第3節 災害警戒本部等の設置

県

1 災害警戒本部の設置

危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 日光白根山、草津白根山又は浅間山について噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表され、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 日光白根山、草津白根山又は浅間山が微噴火・小噴火し、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (3) 噴火警戒レベル等にかかわらず県内に噴火による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部等の設置」に準ずる。)

第4節 関係市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第8節 二次災害の防止活動

(風水害・雪害対策編第2部第4章第1節「災害の拡大防止及び二次災害の防止」に準ずる。)

県及び関係市町村は、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高い判断された場合には、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努めるものとする。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

第1節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第2節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第3節 消火活動

(震災対策編第3部第3章第3節「消火活動」に準ずる。)

第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第2節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第3節 緊急輸送

(風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。)

第6章 避難の受入活動

第1節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

(風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第2節 応急仮設住宅等の提供

(風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。)

第3節 広域一時滞在

(風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域一時滞在」に準ずる。)

第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。)

第7章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

(風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。)

第8章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第1節 保健衛生活動

(風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。)

第2節 防疫活動

(風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。)

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

(風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の搜索及び遺体の処置」に準ずる。)

第9章 被災者等への的確な情報伝達活動

第1節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第10章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1節 社会秩序の維持

(風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。)

第2節 物価の安定及び消費者の保護

(風水害・雪害対策編第2部第11章第2節「物価の安定及び消費者の保護」に準ずる。)

第11章 施設、設備の応急復旧活動

第1節 施設、設備の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる。)

第2節 公共土木施設の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。)

第3節 電力施設の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずる。)

第4節 ガス施設の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずる。)

第5節 上下水道施設の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずる。)

第6節 電気通信設備の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第6節「電気通信設備の応急復旧」に準ずる。)

第12章 自発的支援の受入れ

第1節 ボランティアの受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。)

第2節 義援物資・義援金の受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。)

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第14章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる。)

第14章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備活動

(風水害・雪害対策編第2部第15章第1節「災害警備活動」に準ずる。)

第2節 学校の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「学校の災害応急対策」に準ずる。)

第3節 文化財の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「文化財の災害応急対策」に準ずる。)

第4節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第5節「金融事業及び郵便事業の災害応急対策」に準ずる。)

第5節 労働力の確保

(風水害・雪害対策編第2部第15章第6節「労働力の確保」に準ずる。)

第6節 災害救助法の適用

(風水害・雪害対策編第2部第15章第7節「災害救助法の適用」に準ずる。)

第3部 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

第2節 原状復旧

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

第3節 計画的復興の推進

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

第4節 被災者等の生活再建の支援

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

第5節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第6節 公共施設の復旧

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

第7節 激甚災害法の適用

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

第8節 復旧資金の確保

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

事故災害対策編

第1部 航空災害対策

第1章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第4節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第5節 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

県警察、消防機関、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、日本赤十字社、国立病院、災害拠点病院

1 搜索活動体制の整備

県警察、消防機関、自衛隊は、搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 消火活動体制の整備

消防機関は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

4 医療活動体制の整備

- (1) 県(薬務課)、市町村、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関及び医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

- 同 9-3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定
- 同 10-1 医療機関名簿
- 同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿
- 同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿
- 同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿
- 同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)

- 同 10－15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10－16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
- 同 10－17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
- 同 10－18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
- 同 10－19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10－20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 12－1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 13－4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第6節 緊急輸送活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。）

第7節 広報・広聴体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。）

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

1 県における災害情報の収集・連絡

県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。

- (1) 都市計画課は、国土交通省から受けた情報を庁内関係課に連絡する。
- (2) 行政県税事務所は、市町村、地元消防機関、地元警察機関等から情報を収集し、危機管理課に連絡する。危機管理課への連絡は、別記様式「救急・救助事故即報」による。
- (3) 危機管理課は、市町村、消防本部、警察本部等から情報を収集し、庁内関係課、消防庁及び陸上自衛隊第12旅団に連絡する。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

陸上自衛隊第12旅団司令部(第二部情報班)
電話 0279-54-2011 内線 223(夜間)208

- (4) 消防保安課は、必要に応じ、防災ヘリコプターからの目視及び撮影による情報収集を行う。
- (5) 都市計画課は、把握した情報を必要に応じ国土交通省に連絡する。
- (6) 庁内関係課は、把握した情報を必要に応じ関係省庁に連絡する。

2 県警察における災害情報の収集・連絡

県警察は、被害に関する情報を把握し、県(危機管理課)に連絡するものとする。また、必要に応じ、県警ヘリコプター「あかぎ」からの目視及び撮影による情報収集を行うものとする。

3 市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- 1 航空機火災
- 2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある救急・救助事故
- 3 ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)による。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)		第 報	
消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			
(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。) 			

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第6節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第7節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第8節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第9節 搜索、救助・救急及び消火活動

消防機関、県警察、自衛隊

1 搜索活動

- (1) 消防機関、県警察は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して墜落機又は行方不明機の搜索を実施するものとする。
- (2) 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、搜索活動を行うものとする。

2 救助・救急活動

- (1) 消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。
- (2) 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 県(医務課)は、自らの判断により、群馬DMA Tの派遣を要請する。
- (4) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (5) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- (6) 医療機関への負傷者の搬送に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送するものとする。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用するものとする。

3 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

(関係資料)資料編	8-1	緊急消防援助隊(基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画)
同	9-1	救助用資機材保有状況一覧表
同	9-3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	10-11	群馬DMA T運用計画
同	12-1	ヘリコプター保有状況一覧表
同	12-5	ヘリポート適地一覧表
同	13-4	災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)

第10節 医療活動

県(健康福祉部、総務部)、県警察、市町村、日本赤十字社、県医師会、県看護協会、その他の医療関係機関

1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、事故現場を管轄する市町村は、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。
- (2) 市町村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 県(医務課又は危機管理課)は、必要に応じ県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMA T、日本赤十字社群馬県支部の救護班、自衛隊の救護班又は国の非常本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行うものとする。
- (4) 県(医務課)は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、群馬県医師会又は群馬県看護協会に対し、調整を要請するものとする。
- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。
県(医務課)及び地域災害医療対策会議は、事故現場を管轄する市町村及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。
- (6) 救護班の緊急輸送については、県(危機管理課)及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。

2 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (2) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (3) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、市町村又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

3 トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

〈関係資料〉資料編 10-1 医療機関名簿

同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿

同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿

- 同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿
- 同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)
- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県薬剤師会)
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県医薬品卸協同組合)
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定(県～県医療機器販売業協会)
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定(県～県柔道整復師会)
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書(県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体)
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書(県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会)
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書(県～県臨床検査技師会)
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書(県～災害用弾性ストッキング協会)
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 12-5 ヘリポート適地一覧表

第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第12節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第13節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第2部 鉄道災害対策

第1章 災害予防

第1節 県内の鉄道施設の現況

県内の鉄道施設の現況は、次表のとおりである。

	東日本旅客 鉄道(株)	東武鉄道(株)	上毛電気 鉄道(株)	上信電鉄(株)	わたらせ渓谷 鐵道(株)
駅 数	53	29	23	21	13
営業距離 (km)	298.1	81.44	25.4	33.7	37.1
橋梁数	546	44	52	67	54
〃 総延長(km)	16.7	0.47	0.51	0.86	0.52
盛土総延長(km)	—	24.07	2.7	—	14.75
高架箇所数	161	2	—	—	—
〃 総延長(km)	33.3	3.36	—	—	—
踏切箇所数	260	182	105	128	32
トンネル数	54	—	—	1	10
〃 総延長(km)	99.6	—	—	0.04	6.49

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

前橋地方気象台、鉄道事業者

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

- (1) 前橋地方気象台は、鉄道交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 鉄道事業者は、気象、地象、水象の情報の収集に努めるものとする。

2 事故防止知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努めるものとする。

第3節 鉄道の安全な運行の確保

鉄道事業者、土砂災害防止事業実施機関

1 列車防護用具の整備等

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

2 職員の教育訓練等

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努めるものとする。

3 施設の点検・監視

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

4 鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

5 計画運休への備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方 などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくとともに、県（交通イノベーション推進課）及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

6 土砂災害対策の重点的な実施

土砂災害防止事業実施機関は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、国民生活への支障や地域の孤立化の防止等を図るため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施するものとする。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者

1 検査精度の向上

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

2 各種データの分析

鉄道事業者は、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第6節 通信手段の確保

鉄道事業者、県(総務部)、市町村、電気通信事業者、その他の防災関係機関

1 鉄道事業者における通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。
その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

2 県、市町村その他の防災関係機関における通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第7節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第8節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第9節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

鉄道事業者、消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、日本赤十字社、国立病院、災害拠点病院

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 県(薬務課)、市町村、日本赤十字社群馬県支部、国立病院及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(E M I S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 消防機関は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。
- (2) 鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

- 同 9-3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定
- 同 10-1 医療機関名簿
- 同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿
- 同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿
- 同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿
- 同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)

- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 12- 1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 13- 4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第10節 緊急輸送活動体制の整備

鉄道事業者、県警察

1 鉄道事業者における緊急自動車の整備

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

第11節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第12節 防災訓練の実施

鉄道事業者、県(総務部)、市町村、県警察、消防機関

1 防災訓練の実施

- (1) 鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- (2) 鉄道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 鉄道事業者、県及び市町村が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第13節 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者、道路管理者

1 線路防護施設等の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

2 運転保安設備の整備

鉄道事業者は、列車集中制御装置(C T C)の整備、自動列車停止装置(A T S)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

3 踏切道の改良の促進

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第14節 再発防止対策の実施

鉄道事業者、県警察、消防機関

1 事故原因の調査研究

鉄道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

2 安全対策への反映

鉄道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

鉄道事業者、県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関

1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県(交通イノベーション推進課)、市町村、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 県における災害情報の収集・連絡

県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。

- (1) 交通イノベーション推進課は、鉄道事業者及び国土交通省から受けた情報を庁内関係課に連絡する。
- (2) 行政県税事務所は、市町村、地元消防機関、地元警察機関等から情報を収集し、危機管理課に連絡する。危機管理課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)による。
- (3) 危機管理課は、庁内各課・事務所、警察本部、その他関係機関から収集した災害情報をとりまとめ、庁内関係課・事務所その他関係機関に連絡する。
- (4) 消防保安課は、当該災害が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき消防庁に報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)による。

- ・ 死者5人以上の救急事故
- ・ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ・ 要救助者が5人以上の救助事故
- ・ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- ・ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- ・ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

消防庁「応急対策室」(平日9:30~18:15)

電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537

地域衛星通信ネットワーク

電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033

「宿直室」

(上記時間以外)

電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553

地域衛星通信ネットワーク

電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (4) 消防保安課は、必要に応じ、防災ヘリコプターからの目視及び撮影による情報収集を行う。
- (5) 交通イノベーション推進課は、把握した情報を必要に応じ国土交通省に連絡する。
- (6) 庁内関係課は、把握した情報を必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 県警察における災害情報の収集・連絡

県警察は、被害に関する情報を把握し、県(危機管理課)に連絡するものとする。また、必要に応じ、県警ヘリコプター「あかぎ」からの目視及び撮影による情報収集を行うものとする。

4 市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

(2) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- 1 列車火災
 - 2 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)又は第1号様式(火災)による。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)				
				第 報
				報告日時
				年 月 日 時 分
				都道府県
				市町村 (消防本部名)
消防庁受信者氏名				報告者名
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救助人員	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				
(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)				

第1号様式 (火災)										
					第 報					
消防庁受信者氏名					報告日時	年 月 日 時 分				
					都道府県					
					市町村 (消防本部名)					
					報告者名					
※ 特定の事故を除く。										
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他									
出火場所										
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)				(鎮圧日時)	(月 日 時 分)				
火元の業態・用途					事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所					出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢) 人				死者の生じた理由					
	負傷者 重症 人									
	中等症 人									
	軽症 人									
建物の概要	構造				建築面積				m ²	
	階層				延べ面積				m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積				m ²
		半焼	棟			建物焼損表面積				m ²
	部分焼	棟				林野焼損面積				ha
		ぼや	棟							
り災世帯数	世帯				気象状況					
消防活動状況	消防本部(署)				台	人				
	消防団				台	人				
	その他(消防防災ヘリコプター等)				台・機	人				
救急・救助活動状況										
災害対策本部等の設置状況										
その他参考事項										
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)										

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第6節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第7節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第8節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第9節 救助・救急活動

鉄道事業者、消防機関、県警察、自衛隊

1 鉄道事業者による救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(関係資料)資料編	8－1	緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
同	9－1	救助用資機材保有状況一覧表
同	9－3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	10－11	群馬DMA T運用計画
同	13－4	災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第10節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第11節 消火活動

鉄道事業者、消防機関

1 鉄道事業者による消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

(関係資料)資料編 8－1 緊急消防援助隊 (基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画)

第12節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第13節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第14節 代替交通手段の確保

鉄道事業者

1 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

2 関係鉄道事業者の協力

被災していない関係鉄道事業者は、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第15節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

鉄道事業者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

2 鉄道の迅速な復旧

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

3 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3部 道路災害対策

第1章 災害予防

第1節 県内の道路施設の現況

県内の道路施設の現況は、次表のとおりである。

		路線数	総延長 (km)	橋梁数	トンネル数 (総延長(km))
高速 自動車 道	関越自動車道 (高崎・湯沢管理事務所)	1	76.3	83	4 (7.4)
	上信越自動車道 (高崎・長野管理事務所)	1	59.5	61	10 (7.4)
	東北自動車道 (加須管理事務所)	1	8.3	8	—
	北関東自動車道 (高崎管理事務所)	1	2.7	33	— (—)
一般国道	国 管 理	3	201.6	184	3 (0.7)
	県 管 理	16	731.0	580	40 (13.6)
主 要 地 方 道		72	1,246.4	918	17 (9.8)
一 般 県 道		199	1,366.8	893	14 (4.2)

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

前橋地方気象台、道路管理者、県警察

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

- (1) 前橋地方気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 異常現象の発見及び情報提供

- (1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 県警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に供するための体制の整備を図るものとする。

第3節 道路施設等の整備

道路管理者、土砂災害防止事業実施機関

1 道路施設の整備

道路管理者は、次により道路施設の整備を図るものとする。

- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 土砂災害対策の重点的な実施

土砂災害防止事業実施機関は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、国民生活への支障や地域の孤立化の防止等を図るため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施するものとする。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第5節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第6節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第8節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、道路管理者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 県(薬務課)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

道路管理者、消防機関等は、平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

〈関係資料〉 資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

同 9-2 高速自動車道における消防機関出場業務分担表

同 9-3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定

同 10-1 医療機関名簿

同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿

同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿

同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表

同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿

同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表

同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)

同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)

同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)

同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)

同 10-13 災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)

同 10-14 災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)

同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県薬剤師会)

同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県医薬品卸協同組合)

同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定(県～県医療機器販売業協会)

同 10-18 災害時の医療救護に関する協定(県～県柔道整復師会)

- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 13-4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第9節 緊急輸送活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。）

第10節 広報・広聴体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。）

第11節 防災訓練の実施

道路管理者、県(総務部)、市町村、県警察、消防機関

1 防災訓練の実施

- (1) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 県、市町村、県警察、消防機関、道路管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 県、市町村、県警察、消防機関及び道路管理者が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 その他の災害予防

道路管理者、消防機関

1 危険物等防除資機材の整備

消防機関及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

2 応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

3 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

道路管理者、県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関

1 道路管理者における災害情報の収集・連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県(道路管理課)、市町村、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 県における災害情報の収集・連絡

県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。

- (1) 道路管理課は、道路管理者及び関東地方整備局から受けた情報を庁内関係課に連絡する。
- (2) 行政県税事務所は、市町村、地元消防機関、地元警察機関等から情報を収集し、危機管理課に連絡する。危機管理課への連絡は、別記様式「救急・救助事故即報」又は「火災即報」による。
- (3) 危機管理課は、市町村、消防本部、警察本部等から情報を収集し、庁内関係課及び消防庁に連絡する。

消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15) 「宿直室」	地域衛星通信ネットワーク	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
	(上記時間以外)	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
	地域衛星通信ネットワーク	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
		電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (4) 消防保安課は、必要に応じ、防災ヘリコプターからの目視及び撮影による情報収集を行う。
- (5) 道路管理課は、把握した情報を必要に応じ関東地方整備局に連絡する。
- (6) 庁内関係課は、把握した情報を必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 県警察における災害情報の収集・連絡

県警察は、被害に関する情報を把握し、県(危機管理課)に連絡するものとする。また、必要に応じ、県警ヘリコプター「あかぎ」からの目視及び撮影による情報収集を行うものとする。

4 市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動

状況等についても逐次連絡するものとする。

- (2) 消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)の規定に基づき、県危機管理課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

1	トンネル内車両火災
2	死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがあるバスの転落等による救急・救助事故

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)又は第1号様式(火災)による。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)				
				第 報
				報告日時
				年 月 日 時 分
				都道府県
				市町村 (消防本部名)
				報告者名
消防庁受信者氏名				
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				
(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)				

第1号様式 (火災)										
第 報										
消防庁受信者氏名					報告日時	年 月 日 時 分				
					都道府県					
					市町村 (消防本部名)					
					報告者名					
※ 特定の事故を除く。										
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他									
出火場所										
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)				(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分				
火元の業態・用途					事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所					出火原因					
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人				死者の生じた理由					
建物の概要	構造 階層				建築面積 延べ面積	m ² m ²				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 棟		焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha			
り災世帯数	世帯				気象状況					
消防活動状況	消防本部(署)				台	人				
	消防団				台	人				
	その他(消防防災ヘリコプター等)				台・機	人				
救急・救助活動状況										
災害対策本部等の設置状況										
その他参考事項										
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)										

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第6節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第7節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第8節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第9節 救助・救急活動

道路管理者、消防機関、県警察、自衛隊

1 道路管理者による救助・救急活動

道路管理者は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要部応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- （1）救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- （2）救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（関係資料）資料編	8－1	緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
同	9－1	救助用資機材保有状況一覧表
同	9－2	高速自動車道における消防機関出場業務分担表
同	9－3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	10－11	群馬DMA T運用計画
同	13－4	災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第10節 医療活動

（風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。）

第11節 消火活動

道路管理者、消防機関

1 道路管理者による消火活動

道路管理者は、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

(関係資料)資料編 8－1 緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
同 9－2 高速自動車道における消防機関出場業務分担表

第12節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第13節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第14節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第15節 その他の災害応急対策

道路管理者、消防機関、県警察

1 危険物等による二次災害の防止

- (1) 道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 消防機関、警察機関は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行うものとする。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (3) 県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 県警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

〈関係資料〉資料編 17－1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

道路管理者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明示

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第4部 危険物等災害対策

(注) この部における危険物等の種類及び取扱規制担当官公署は次表のとおりである。

危険物等の種類	取扱規制担当官公署
1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する「危険物」	○消防庁 ○県消防保安課 ○消防本部・消防署
2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する「火薬類」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課 ○消防本部・消防署
3 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高圧ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課
4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部
5 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する「毒物」及び「劇物」	○厚生労働省 ○県薬務課
6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」	○厚生労働省 ○群馬労働局
7 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)で規定する「放射性同位元素」	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
9 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質	

※ 国土交通省と県公安委員会は事業所外運搬について関与

第1章 災害予防

第1節 危険物等施設の安全性の確保

事業者、危険物等の取扱規制担当官公署

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下この部において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 防災に資する都市計画の推進

市町村及び県(都市計画課)は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

6 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、事業者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 県(薬務課)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(E M I S)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 市町村は、平常時から消防機関、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
- (3) 市町村及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

- 同 9-2 高速自動車道における消防機関出場業務分担表
- 同 9-3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定
- 同 10-1 医療機関名簿
- 同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿
- 同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿
- 同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿
- 同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)

- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定（県～県看護協会）
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 13-4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第7節 緊急輸送活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。）

第8節 広報・広聴体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。）

第9節 防災訓練の実施

事業者、県警察、消防機関、その他の防災関係機関

1 防災訓練の実施

- (1) 事業者、消防機関、警察機関等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練には、地域住民を参加させるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第10節 その他の災害予防

事業者、消防機関、県警察、市町村、県(環境森林部)、河川管理者、その他の防災関係機関

1 防災業務関係者の安全確保

事業者、消防機関、警察機関は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図るものとする。

2 防除活動体制の整備

- (1) 事業者、消防機関等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者、消防機関、市町村、県(環境保全課)、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
- (3) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

3 応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

事業者、危険物等の取扱規制担当官公署、県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関

1 事業者における災害情報の収集・連絡

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県(消防保安課)、市町村、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 県における災害情報の収集・連絡

県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。

- (1) 危険物等の取扱規制担当課は、事業者及び危険物等の取扱規制担当省庁から受けた情報を庁内関係課に連絡する。
- (2) 行政県税事務所は、市町村、地元消防機関、地元警察機関等から情報を収集し、消防保安課に連絡する。消防保安課への連絡は、別記様式「特定事故即報」による。
- (3) 消防保安課は、市町村、消防本部、警察本部等から情報を収集し、庁内関係課に連絡する。
- (4) 消防保安課は、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき消防庁に報告する。報告様式は別記様式「特定事故即報」による。

- 1 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び運搬に係る事故で、次に掲げるもの
 - ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - ・負傷者が5人以上発生したもの
 - ・周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - ・500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - ・河川への危険物等流出事故
 - ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- 2 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)(以下「原災法」という)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- 5 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

消防庁「応急対策室」(平日 9:30～18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (5) 消防保安課は、必要に応じ、防災ヘリコプターからの目視及び撮影による情報収集を行う。
- (6) 消防保安課は、消防機関の消防活動を支援するため、発災事業所及び発災事業所の周辺事業所が保有している危険物等の種類、数量等に関する情報を消防本部に提供する。
- (7) 危険物等の取扱規制担当課は、把握した情報を必要に応じ危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。

3 県警察による災害情報の収集・連絡

県警察は、被害に関する情報を把握し、県(消防保安課)に連絡するものとする。また、必要に応じ、県警ヘリコプター「あかぎ」からの目視及び撮影による情報収集を行うものとする。

4 市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防庁長官通知)に基づき、県消防保安課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- 1 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- 2 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (1) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - (2) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- 3 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- 4 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 5 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害即報要領」第2号様式(特定の事故)による。

第2号様式 (特定の事故)		第 報	
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()		
施設の概要	危険物施設の 区 分		
事故の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)
		重 症	人 (人)
		中等症	人 (人)
		軽 症	人 (人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関 事 業 所 自 衛 防 災 組 織 共 同 防 災 組 織 そ の 他 消 防 本 部 (署) 消 防 団 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 海 上 保 安 庁 自 衛 隊 そ の 他	出場人員	人
		出場資機材	
		人	
		人	
		人	
		台 人	
		台 人	
		機 人	
		人	
		人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	自 衛 隊	人
使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)			

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第6節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第7節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第8節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第9節 救助・救急活動

事業者、消防機関、県警察、自衛隊

1 事業者による救助・救急活動

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

2 消防機関・警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援の要請を行うものとする。また、消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事（医務課）に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事（危機管理課）からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

5 資機材等の調達

- （1）救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- （2）救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

6 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

（関係資料）資料編	8－1	緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
同	9－1	救助用資機材保有状況一覧表
同	9－2	高速自動車道における消防機関出場業務分担表
同	9－3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	10－11	群馬DMA T運用計画
同	13－4	災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第10節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第11節 消火活動

事業者、消防機関

1 事業者による消火活動

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力するものとする。

2 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 発災現場以外の消防機関は、発災現場の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 消火活動従事者の安全の確保

消防機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

(関係資料)資料編 8－1 緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）

同 9－2 高速自動車道における消防機関出場業務分担表

第12節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第13節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第14節 危険物等の大量流出に対する応急対策

事業者、消防機関、市町村、県(環境森林部)、河川管理者

事業者、消防機関、市町村、県(環境保全課)、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

第15節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第16節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第17節 専門知識の活用

各応急対策活動実施機関、量子科学技術研究開発機構

1 専門知識の活用

避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する各機関は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うものとする。

第18節 防護用資機材の確保

各応急対策活動実施機関、量子科学技術研究開発機構

1 防護用資機材の確保

応急対策活動実施機関は、必要な防護用資機材が不足する場合は、相互に融通し合うとともに、必要に応じ被災地域外の関係機関から調達するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。

(関係資料)資料編 9－1 救助用資機材保有状況一覧表

第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

原子力事業者等、原子力防災管理者、県(総務部)、市町村、量子科学技術研究開発機構

原子力事業者、県(危機管理課)その他関係機関は、核燃料物質等(注1)の運搬中の事故による特定事象(注2)が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずるものとする。

注1「核燃料物質等」

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。(以下この節において同じ。)

注2「特定事象」

原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。

1 特定事象発生の連絡

原子力防災管理者(注3)は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)、経済産業省、内閣府、県(危機管理課)、事故発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

注3「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

2 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下この節において「原子力事業者等」という。)は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じることにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 専門家の派遣及び防災資機材の動員

- (1) 県(危機管理課)は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究

所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。

- (2) 量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。

4 消防機関及び警察機関の対応

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県(危機管理課)に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

5 一般公衆の安全の確保

県(危機管理課)及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原災法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

第20節 その他の災害応急対策等

(風水害・雪害対策編第2部第14～15章「要配慮者対策」及び「その他の災害応急対策」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 公共施設の災害復旧

公共施設の管理者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第5部 県外の原子力施設事故対策

第1章 災害予防

第1節 基本方針

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、県民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

3 群馬県地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

県（総務部、環境森林部ほか）

1 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、市町村、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 情報の分析整理

県は、収集した情報の分析整理に当たり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

第3節 環境放射線モニタリングの実施

県（環境森林部）

1 環境放射線モニタリングの実施

県は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の県内における環境放射線モニタリングを実施する。

2 モニタリング機器等の整備・維持

県は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における県内の環境に対する放射線の影響を把握するため、環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

3 モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

県は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

4 関係機関との協力体制の整備

県は、県外原子力施設事故発生時の県モニタリングに関し、国、市町村、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

県（総務部、環境森林部ほか）

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集に努めることとする。

なお、県は、必要に応じ、収集した情報を市町村等関係機関へ提供することとする。

第2節 モニタリング体制の強化

県（健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部、企業局、教育委員会ほか）、市町村

県は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。実施結果等については、住民などへ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や市町村等関係機関へ連絡するものとする。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図ることとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

県及び市町村等上下水道事業者は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県は、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施するものとする。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

第3節 県民等への情報伝達・相談活動

県（知事戦略部ほか）

1 県民等への情報伝達活動

- (1) 県は、市町村や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く県民に向けて提供し、県内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線等により各市町村に情報提供するとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 県は、県民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 県は、伝達する情報について、国の原子力災害対策本部、原子力施設の立地県及び原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (5) 県は、県民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 県内の空間放射線量率に関する情報
- 水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 県は、市町村や国等と連携し、必要に応じ、速やかに県民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 県内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 県は、県民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

3 避難者等への表面汚染測定の実施

県は、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定した避難退域時検査を行う際の基準の連絡を受け、必要に応じ、住民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

4 避難者等への除染の実施

県は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保し実施する。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

県（総務部、健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部、企業局）

1 水道水の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針の指標や、国土交通省又は環境省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、市町村等水道事業者に対し、摂取制限等の措置及び広報の要請を実施する。

2 飲食物の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

県（環境森林部、農政部）は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、市町村、関係団体、生産者等に要請するものとする。

4 食料及び飲料水の供給

県（総務部、健康福祉部、農政部）は、風水害対策編第2部第8章の食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

県（下水環境課、（企）水道課）は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じるものとする。

第5節 風評被害等の未然防止

県（農政部、産業経済部）

県は、国及び市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6節 廃棄物の適正処理

県（環境森林部）

県は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督するものとする。

第7節 各種制限措置の解除

県（健康福祉部、環境森林部、農政部）

県、市町村その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3章 災害復旧対策

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

県（健康福祉部、環境森林部、農政部、県土整備部、企業局、教育委員会ほか）

県は、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

県（農政部、産業経済部）

県は、国及び市町村と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

県（健康福祉部）

県（健康福祉部）は、モニタリング調査の結果等により、県民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の特任家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。

火災対策編

第1部 大規模な火事災害対策

第1章 災害予防

第1節 火災に強いまちづくり

県(県土整備部ほか)、市町村、消防機関、公共施設の管理者、事業者等

1 火災に強いまちの形成

- (1) 県(都市計画課ほか)、市町村及び消防機関は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
 - ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
 - ウ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
 - エ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
 - オ 水面・緑地帯の計画的確保
 - カ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
 - キ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- (2) 公共施設の管理者、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
 - ア 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。
 - イ 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。
- (2) 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 公共施設の管理者、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

イ 県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

(4) 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年1月1日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、市町村は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

前橋地方気象台、県(総務部)、市町村

1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2 火災気象通報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理課)に通報するものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを市町村に通報するものとする。

3 火災警報

市町村は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表するものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、事業者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 県(薬務課)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 市町村は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市町村は、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

同	9-3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	10-1	医療機関名簿
同	10-2	県内主要医薬品製造業者名簿
同	10-3	災害用医薬品備蓄業者名簿
同	10-4	災害用医薬品備蓄一覧表
同	10-5	災害用医療用具備蓄業者名簿
同	10-6	災害用医療用具備蓄一覧表
同	10-7	災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
同	10-8	災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
同	10-9	災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
同	10-10	日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
同	10-12	医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
同	10-13	災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)

- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 12- 1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 13- 4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第8節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 避難の受入体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び同章第12節「避難の受入体制の整備」に準ずる。)

第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第11節 防災訓練の実施

消防機関、その他の防災関係機関

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、市町村、警察機関、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

県(総務部、生活こども部、教育委員会)、県警察、市町村、消防機関

1 防災知識の普及

- (1) 県(消防保安課)、市町村及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。
- (2) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

2 防災関連設備等の普及

市町村及び消防機関は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3 防災訓練の実施指導

県(危機管理課、消防保安課、私学・青少年課、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関

1 県における災害情報の収集・連絡

県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。

- (1) 行政県税事務所は、市町村、地元消防機関、地元県警察等から情報を収集し、消防保安課に連絡する。消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。
- (2) 消防保安課は、市町村、消防本部、警察本部等から情報を収集し、庁内関係課に連絡する。
- (3) 消防保安課は、当該火災が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知)の規定に基づき消防庁に報告する。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

【一般基準】

- 1 死者が3人以上生じたもの
- 2 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 3 自衛隊に災害派遣要請をしたもの

【個別基準】

- 1 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- 4 建物損焼延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- 6 損害額1億円以上と推定される火災

いずれも、該当するおそれがある場合を含む

消防庁「応急対策室」(平日9:30~18:15)

電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537

地域衛星通信ネットワーク

電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033

「宿直室」(上記時間以外)

電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553

地域衛星通信ネットワーク

電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (4) 消防保安課は、防災ヘリコプターからの目視及び撮影による情報収集を行う。
- (5) 庁内関係課は、把握した情報を必要に応じ関係省庁に連絡する。

2 県警察における災害情報の収集・連絡

- (1) 警察航空隊は、県警ヘリコプター「あかぎ」に搭載したヘリコプターテレビシステムにより撮影した現場の映像を県(危機管理課、消防保安課)及び現地指揮所等に伝送するものとする。
- (2) 警察本部は、被害に関する情報を把握し、県(危機管理課、消防保安課)に連絡するものとする。

3 市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

第1号様式（火災）

第報

報告日時年月日時分

都道府県

市町村
(消防本部名)

報告者名

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1建物2林野3車両4船舶5航空機6その他
出火場所	
出火日時 （覚知日時）	月日時分 (月日時分) (鎮圧日時) 鎮火日時(月日時分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢)人 負傷者重症人 中等症人 軽症人 死者の生じた理由
建物の概要	構造建築面積㎡ 階層延べ面積㎡
焼損程度	全焼棟 } 計棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 焼損床面積㎡ 焼損表面積㎡ 林野焼損面積ha
り災世帯数	世帯気象状況
消防活動状況	消防本部(署)台人 消防団台人 その他(消防防災ヘリコプター等)台・機人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第6節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第7節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第8節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第9節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第10節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第11節 消火活動

消防機関、住民、自主防災組織、企業、県(総務部)

1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

2 被災地域外の消防機関による応援

(1) 被災地域外の消防機関は、被災地域内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(2) 知事(消防保安課)は、被災地域内の消防機関から消防組織法第24条の3の規定に基づく広域応援の要求があったときは、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を直ちに要請する。

(3) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。

(関係資料)資料編 8-1 緊急消防援助隊(基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画)

第12節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第13節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第14節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第15節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動

(風水害・雪害対策編第2部第4章「災害の拡大防止、二次災害の防止活動」及び同部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。)

第16節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第17節 その他の災害応急対策等

(風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。)

第3章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

第2節 原状復旧

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

第3節 計画的復興の推進

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

第4節 被災者等の生活再建の支援

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

第5節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第6節 公共施設の復旧

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

第7節 激甚災害法の適用

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

第8節 復旧資金の確保

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

第2部 林野火災対策

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

市町村、県(環境森林部、総務部)、関東森林管理局

1 総合的事業計画の作成

- (1) 林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を管轄する市町村は、共同で県(消防保安課、林政課)と協議して、「林野火災特別地域」を決定するものとする。
- (2) 林野火災特別地域内の関係市町村は、県(消防保安課、林政課)と協議して、当該地域の特性に配慮した林野火災対策に係る総合的な事業計画として「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火に資する林道の整備

県(林政課、道路整備課)及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図るものとする。

3 監視パトロール等の強化

県(林政課)、市町村及び関東森林管理局は、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

〈関係資料〉資料編 19－1 林野火災特別地域対策事業の実施について(林野庁・消防庁)

第2節 林野火災防止のための情報の充実

(火災対策編第1部第1章第2節「大規模な火事災害防止のための情報の充実」に準ずる。)

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、事業者

1 救助・救急活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動体制の整備

- (1) 県(薬務課)、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- (2) 消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 市町村は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 県は、空中消火活動を積極的に推進するため、防災ヘリコプター並びに空中消火用バケット等資機材の整備、備蓄及び維持管理に努めるものとする。
- (3) 市町村は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (4) 市町村は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

- 同 9-3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定
- 同 10-1 医療機関名簿
- 同 10-2 県内主要医薬品製造業者名簿
- 同 10-3 災害用医薬品備蓄業者名簿
- 同 10-4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10-5 災害用医療用具備蓄業者名簿
- 同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表

- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定（県～医療ガス協会）
- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定（県～県看護協会）
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 13-4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第8節 緊急輸送活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。）

第9節 避難の受入体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び同章第12節「避難の受入体制の整備」に準ずる。）

第10節 広報・広聴体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。）

第11節 防災訓練の実施

消防機関、その他の防災関係機関

1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、市町村、警察機関、県(危機管理課、消防保安課)、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12節 防災思想の普及

県(環境森林部、教育委員会)、関東森林管理局

1 防火意識の高揚・啓発

県(林政課)及び関東森林管理局は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることに鑑み、山火事予防運動等を通じて、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。

2 標識板等の設置

県(林政課)及び関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水の設置の促進を図るものとする。

3 防災教育の充実

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第13節 県民の防災活動の環境整備

市町村、県(総務部)

1 消防団の育成

県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

2 自主防災活動の育成・助長

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、県(危機管理課)及び市町村は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集・連絡

県(総務部、環境森林部)、県警察、市町村、消防機関

1 県における災害情報の収集・連絡

県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。

- (1) 行政県税事務所及び森林(環境森林)事務所は、市町村、地元消防機関、地元警察機関、地元森林組合等から情報を収集し、行政県税事務所は消防保安課、森林(環境森林)事務所は林政課に連絡する。消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。
- (2) 消防保安課は、市町村、消防本部、警察本部等から情報を収集し、林政課に連絡する。
- (3) 消防保安課は、防災ヘリコプターからの目視及び撮影による情報収集を行う。
- (4) 消防保安課は、当該火災が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき消防庁に報告する。報告様式は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

- 1 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2 空中消火を要請したもの
- 3 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

消防庁「応急対策室」(平日9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (5) 林政課は、当該火災が次のいずれかに該当する場合は、林野庁に連絡する。
 - ア 焼失面積10ヘクタール以上のもの
 - イ 人身事故を伴ったもの
 - ウ 住宅等施設の焼失を伴ったもの
 - エ 重要な森林(保安林、自然公園等)で、県が特に必要と認めたもの
- (6) 危機管理課、消防保安課は、大規模な火災に伸展するおそれがあると判断したときは、ヘリコプターによる空中消火の応援要請に備え、他県又は自衛隊に対し火災の状況を連絡する。

陸上自衛隊第12旅団司令部(第二部情報班)
電話 0279-54-2011 内線223(夜間)208

2 県警察における災害情報の収集・連絡

- (1) 警察航空隊は、県警ヘリコプター「あかぎ」に搭載したヘリコプターテレビシステムにより撮影した現場の映像を県(危機管理課、林政課)、及び現地指揮所等に伝送するものとする。
- (2) 警察本部は、被害に関する情報を把握し、県(危機管理課)に連絡するものとする。

3 市町村・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (3) 県行政県税事務所又は県消防保安課への連絡は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式(火災)による。

〈関係資料〉19－2 林野火災発生時における早期通報態勢について(群馬県消防保安課)

第1号様式 (火災)				第 報	
消防庁受信者氏名			報告日時	年 月 日 時 分	
			都道府県		
			市町村 (消防本部名)		
			報告者名		
※ 特定の事故を除く。					
火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出 火 場 所					
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)		
出 火 箇 所			出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由		
	負傷者 重症 人				
	中等症 人				
	軽症 人				
建 物 の 概 要	構造		建築面積	㎡	
	階層		延べ面積	㎡	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 ㎡
		半 焼 棟			建物焼損表面積 ㎡
		部分焼 棟			林野焼損面積 ha
		ぼ や 棟			
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況		
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)					

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第5節 市町村その他の防災関係機関の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「市町村その他の防災関係機関の組織」に準ずる。)

第6節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「職員の非常参集」に準ずる。)

第7節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第8節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第7節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第9節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第10節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第11節 消火活動

消防機関、住民、自主防災組織、県(総務部)、自衛隊

1 被災地域内の消防機関等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。

2 被災地域外の消防機関等による応援

(1) 被災地域外の消防機関は、被災地域内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(2) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。

(3) 県(消防保安課)は、防災ヘリコプターによる空中消火について被災地域内の消防機関から要請を受けたときは、直ちに空中消火を実施するものとする。

(4) 県(消防保安課)は、県内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく他県の防災ヘリコプターの応援を要請し、又は自衛隊のヘリコプターの災害派遣を要請するものとする。

(5) 自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターによる空中消火又はジェットシューター等による地上消火を行うものとする。

〈関係資料〉資料編8-6 航空消防防災相互応援協定(5県)

同 8-7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定(4県)

同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表

同 12-2 群馬県防災ヘリコプター運航管理要綱

同 12-3 群馬県防災ヘリコプター緊急運航要綱

同 12-5 ヘリポート適地一覧表

第12節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第13節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第14節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

第15節 施設、設備の応急復旧活動

(風水害・雪害対策編第2部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。)

第16節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第17節 二次災害の防止活動

県(県土整備部、環境森林部、農政部)、関東地方整備局、関東森林管理局、市町村

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、土砂災害防止事業実施機関及び市町村は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止施策として、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第18節 その他の災害応急対策等

(風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。)

第3章 災害復旧

第1節 災害復旧

県(環境森林部)、関東森林管理局、森林所有者、公共施設の管理者

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

2 林野火災跡地の復旧

県(林政課、森林保全課)、関東森林管理局及び森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施するものとする。